

## 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する会計検査の結果について」

平成19年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成18年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成19年10月  
会計検査院

# 目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成16年度決算審査措置要求決議等の内容	1
3	政府開発援助（ODA）の概要	2
4	無償資金協力の概要	4
	(1) 支出済歳出額	4
	(2) 無償資金協力の分類	4
	(3) 無償資金協力の分類別支出額	5
5	検査の対象、観点、着眼点及び方法	6
	(1) 検査の対象、観点及び着眼点	7
	(2) 検査の方法	7
第2	検査の結果	8
1	無償資金協力の実施及び実施促進の体制	8
	(1) 無償資金協力実施のためのガイドライン	8
	(2) 無償資金協力の実施手順	9
	ア 援助要請案件の検討	10
	イ 基本設計調査	11
	ウ 実施決定	11
2	無償資金協力における契約入札手続等	12
	(1) コンサルタント契約	12
	(2) 被援助国政府による予定価格の作成	13
	(3) 本体契約	13
	ア 入札	13
	イ 銀行取極	16
	ウ 契約締結	16
	エ 認証	16
	オ 支払	17

3	契約の競争性・透明性の向上に向けた外務省及びJICAの取組の状況	19
	(1) 契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況	19
	ア 予定価格の事後公表	19
	イ 資機材の調達等の案件における契約の細分化	19
	ウ 入札準備期間の延長	20
	エ 入札関連情報の提供	20
	オ 入札事前資格審査の見直し	20
	カ 入札公告の和文掲載	21
	キ 企業説明会の開催	21
	(2) 政府開発援助大綱等の記述	21
	(3) 会議の開催	22
	(4) ホームページを活用した情報の公表	22
4	落札率の状況(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)	23
	(1) 予定価格の状況	25
	(2) 入札、落札、不落随契等の状況	27
	ア 入札の状況	31
	イ 落札の状況	36
	ウ 不落随契の状況	41
	エ イラク復興支援	46
第3	検査の結果に対する所見	48
別表1	個別の案件の落札率	51
別表2-1	落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係 (分析対象全体)	73
別表2-2	落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係 (施設の建設に係るもの)	74
別表2-3	落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係 (資機材の調達等に係るもの)	75

(別掲)

ベトナムにおける、ベトナム交通運輸省第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国の政府開発援助について

## 目次

第1	検査の背景及び実施状況	76
1	検査の要請の内容	76
2	平成16年度決算審査措置要求決議等の内容	76
3	平成16年度決算審査措置要求決議について政府が講じた措置の内容	77
4	検査の対象、観点、着眼点及び方法	78
	(1) 検査の対象、観点及び着眼点	78
	(2) 検査の方法	79
第2	検査の結果	80
1	PMU18の概要	80
2	一般プロジェクト無償	80
	(1) 各事業の概要	80
	(2) 一般プロジェクト無償における手続の概要	81
	ア ベトナム国における我が国への援助要請及び基本設計調査	83
	イ 交換公文の締結及び事業実施	83
	ウ 支払	83
	(3) 入札、契約の状況	83
	(4) 資金供与	84
	ア 資金供与の流れ	84
	イ 資金供与の状況	86
	(5) 設計変更等の状況	86
	ア 設計変更の手続	86
	イ メコンデルタ計画における設計変更等の状況	87
	(ア) 基本設計の内容	87

(イ) 詳細設計時の設計変更の内容	87
(ウ) 契約後の設計変更の経緯及び内容	88
<事例> ロンビン橋の設計変更の経緯及び内容	88
(I) 設計変更に伴う建設費の推移	90
a 基本設計における建設費	90
b 詳細設計における建設費	91
c 契約後の設計変更における建設費	91
ウ 中部地方橋梁改修計画等3事業の設計変更等の状況	92
(6) 施設の建設等に係る工事の施工状況	93
ア 会計検査院による瑕疵検査報告書等の確認の状況	93
イ 会計検査院による現地確認の状況	94
<事例> ロンミー橋の設計の変更	95
3 円借款	96
(1) 各事業の概要	96
(2) 円借款における手続の概要	97
ア ベトナム国による我が国への援助要請及び審査	99
イ 交換公文、借款契約の締結及び事業実施	99
ウ 貸付実行	100
(3) 入札、契約の状況	100
(4) 貸付実行等の状況	101
ア コミットメント方式による貸付実行	101
イ トランスファー方式による貸付実行	103
ウ リンバースメント方式による貸付実行	104
エ 貸付資金の償還状況	105
(5) 施設の建設に係る工事の施工状況	106
<事例1> 設置されたトラフィックポストの材料	106
<事例2> 道路工事の盛土に使用された砂の品質	108
(6) 事業実施のための車両の購入	109
ア 交通運輸省の調査で判明した事態	109
イ 会計検査院によるJ B I Cの契約及び貸付実行の手続等の確認	110

ウ	ベトナム国政府における車両の管理に関する改善策	111
4	ベトナム国政府におけるODAの事業実施体制の見直しなど	111
第3	検査の結果に対する所見	112

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国際協力機構、各府省が所管する公益法人

##### (二) 検査の内容

我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約についての次の各事項

契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況  
落札率の状況

( 予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況 )

### 2 平成16年度決算審査措置要求決議等の内容

参議院決算委員会は、18年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成16年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

#### 7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ベトナムにおける外国からのODAで実施されたインフラ整備事業等において、不適切な設計や施工が行われ、日本を含むODA資金が遊興費等に流用されているのではないかとの疑念が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになった。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられて

いることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑念が生じているベトナム交通運輸局第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国ODA案件については、同国が我が国ODAの第3位の受取国となっている現状を踏まえ、捜査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべきである。

また、18年6月15日の参議院決算委員会理事会で、「国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請（18.6.7）について」として、

技術協力については、我が国援助実施機関が実施する、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約

ベトナムにおける、ベトナム交通運輸局第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国の政府開発援助

の両事項が含まれることが確認され、報告については、19年次及び20年次に行うよう求めることとされた。

会計検査院は、これを受けて、19年次は、無償資金協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約について検査を実施し、報告することにした。また、20年次は、技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約及び我が国援助実施機関が実施する海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約についてそれぞれ検査を実施し、報告することにした。

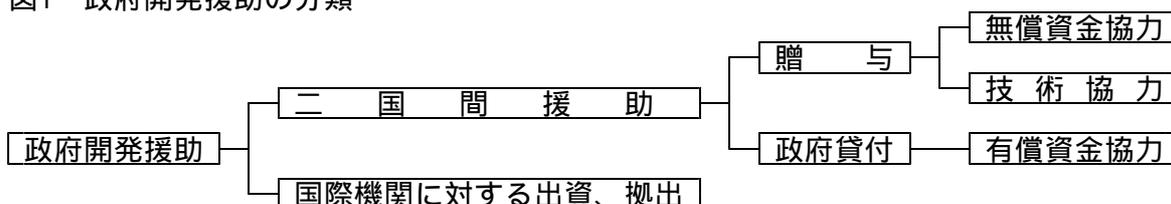
また、前記の事項については、19年次に検査を実施し、その結果を別掲として本報告書76ページ以降に記述した。

### 3 政府開発援助（ODA）の概要

政府開発援助は、政府又は政府の実施機関によって開発途上国又は国際機関に供与されるもので、開発途上国の自助努力を支援し、経済及び社会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的として行う資金及び技術の提供による協力である。

これを形態別に分類すると、二国間援助と国際機関に対する出資、拠出とがあり、二国間援助には更に贈与である無償資金協力及び技術協力並びに政府貸付である有償資金協力がある（図1参照）。

図1 政府開発援助の分類



無償資金協力は、条約その他の国際約束に基づき開発途上国に対して返済義務を課さないで、開発途上国の政府がその経済及び社会の開発計画に必要な施設の建設や資機材の調達等のために必要とする資金を供与するもので、外務省が実施し、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。）が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づいて実施の促進に必要な業務（以下「実施促進業務」という。）を行っている。

また、技術協力は、開発途上国の経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するため、我が国の有する技術、技能、知識を開発途上国に移転するなどし、技術水準の向上、制度・組織の確立・整備等に寄与するものである。具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識を有する専門家やボランティアの派遣、技術移転に際して必要な機材の供与等がある。外務省は各府省庁等が実施する技術協力の調整等を行い、JICAは技術協力の実施に当たり中核的な役割を果たしている。

政府開発援助に係る18年度一般会計予算の額は、図2のとおりである。

図2 政府開発援助に係る18年度一般会計予算の額

(単位：億円)

政府開発援助 7597	二 国 間 援 助 6689	贈 与	5030	無償資金協力	2030
				技術協力	3000
		政府貸付	1659	有償資金協力	1659
	国際機関に対する出資、拠出			909	

#### 4 無償資金協力の概要

##### (1) 支出済歳出額

外務省は、一般会計予算を財源として無償資金協力を実施しており、(項)経済協力費(目)政府開発援助経済開発等援助費及び(目)政府開発援助食糧増産等援助費(17年度から(目)政府開発援助経済開発等援助費に統合)から支出している。これらに係る15年度以降の支出済歳出額は、表1のとおりである。

表1 支出済歳出額 (単位：円)

年度	(項)経済協力費	
	(目)政府開発援助経済開発等援助費	(目)政府開発援助食糧増産等援助費
15	238,029,754,176	28,358,591,425
16	241,684,076,452	20,042,251,081
17	191,068,126,806	
18	164,170,622,608	

また、無償資金協力には二国間無償資金協力と国際機関を通じた無償資金協力とがあり、支出済歳出額の内訳は、表2のとおりである。

表2 支出済歳出額の内訳 (単位：円、%)

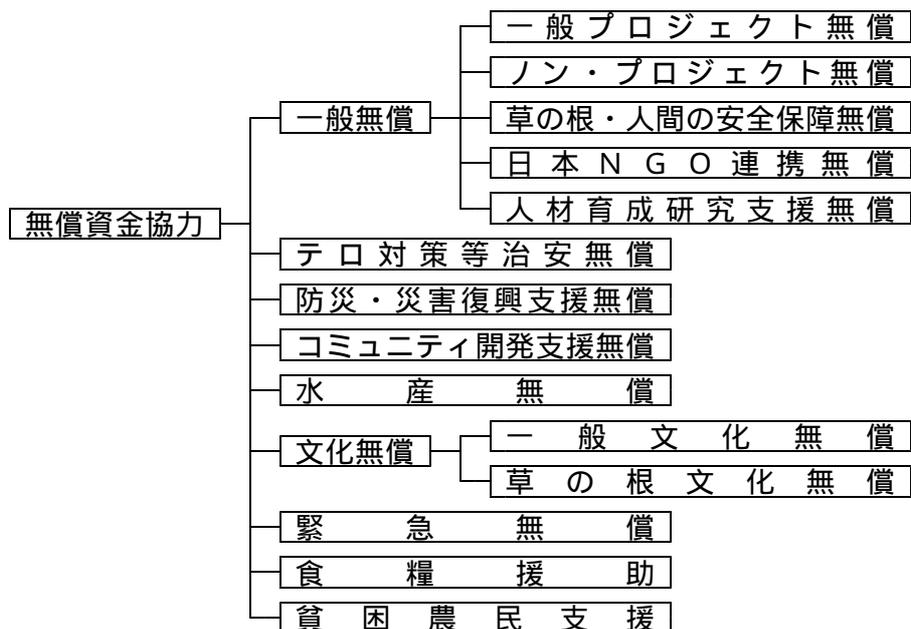
区分 年度	支出済歳出額		内 訳			
	金額	割合	二国間協力	割合	国際機関経由	割合
15	266,388,345,601	100.0	170,340,350,981	63.9	96,047,994,620	36.1
16	261,726,327,533	100.0	225,073,836,533	86.0	36,652,491,000	14.0
17	191,068,126,806	100.0	156,224,331,937	81.8	34,843,794,869	18.2
18	164,170,622,608	100.0	120,251,064,377	73.2	43,919,558,231	26.8

国際機関を通じた無償資金協力では、被援助国政府が施設を建設したり、資機材を調達したりすることなく、我が国政府は交換公文の定めにより国際機関に対し贈与額を支出することで援助を実施したとみなされる。当該国際機関は、それぞれの財務規則に従い契約を締結して物資を調達し、配布後、その使用に関する最終報告書を我が国政府に提出することとなっている。

##### (2) 無償資金協力の分類

外務省は、無償資金協力を図3に示すとおりに分類している。

図3 無償資金協力の分類（19年4月現在）



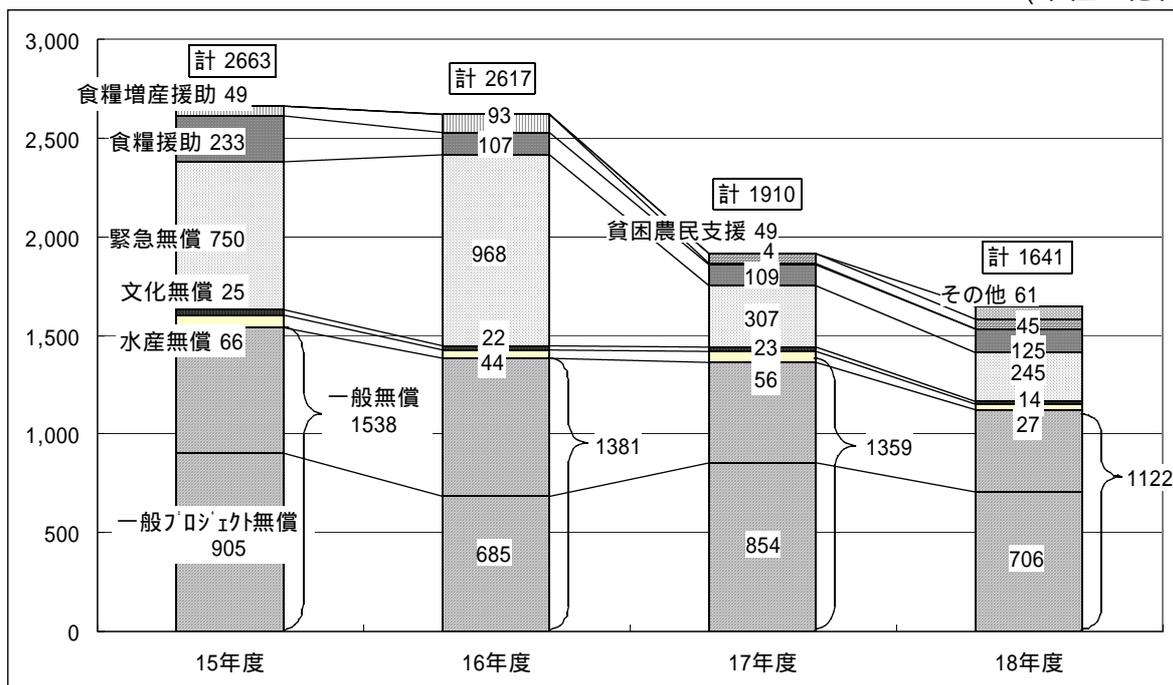
なお、日本NGO連携無償は19年度に日本NGO支援無償から、人材育成研究支援無償は19年度に留学研究支援無償から、貧困農民支援は17年度に食糧増産援助から、それぞれ名称変更されたものである。

(3) 無償資金協力の分類別支出額

無償資金協力の分類別支出額の推移は、図4のとおりである。

図4 無償資金協力の分類別支出額

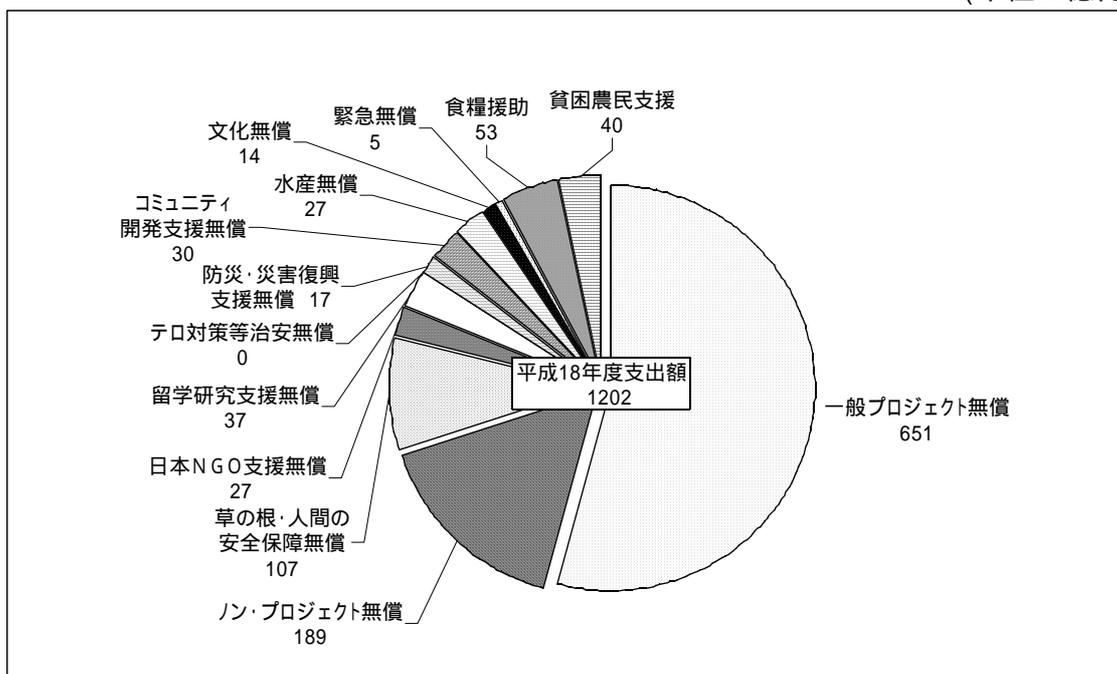
(単位：億円)



さらに、18年度の無償資金協力のうち、二国間無償資金協力の分類ごとの支出額を示すと図5のとおりである。

図5 二国間無償資金協力の分類ごとの支出額

(単位：億円)



5 検査の対象、観点、着眼点及び方法

## (1) 検査の対象、観点及び着眼点

検査の対象とされた各府省庁、ＪＩＣＡ及び各府省が所管する公益法人はいずれも技術協力を実施しているほか、外務省は無償資金協力を、ＪＩＣＡはその一部の実施促進業務をそれぞれ実施している。

会計検査院は、検査の対象とされた我が国援助実施機関のうち、19年次は、外務省及びＪＩＣＡを検査の対象とし、無償資金協力において被援助国政府が実施する施設の建設や資機材の調達等に係る契約について検査した。

契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況については、合規性、経済性、効率性等の観点から、外務省及びＪＩＣＡはどのようなガイドラインを制定しているか、また、どのような取組を行ってきているかなどに着眼して検査した。

落札率の状況（予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況）については、合規性、経済性、効率性等の観点から、外務省が入札結果をどのように公表しているかに着眼して、予定価格も公表することにした15年度以降の閣議案件に係る契約で19年6月末までに外務省が無償資金協力の対象として適格な契約と認証したもののうち、入札結果を公表している契約等914件について検査した。

## (2) 検査の方法

会計検査院は、外務本省及びＪＩＣＡ本部において会計実地検査を行い、無償資金協力のうち被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約について検査した。

そして、契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況については、外務省及びＪＩＣＡからガイドライン等関連資料の提出を受けるとともに、どのような施策を講じてきているのかなどの説明を聴取した。

また、落札率の状況（予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況）については、外務省及びＪＩＣＡから基礎資料の提出を受けるとして、外務省が公表している入札結果について一般プロジェクト無償等を中心に確認、分析した。

会計検査院は、本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、72人日を要して、外務本省及びＪＩＣＡ本部に対する会計実地検査を行った。さらに、政府開発援助事業の実施状況を現地調査した際、契約の当事者である被援助国事業実施機関から協力が得られた範囲内で、入札、契約に関する事項を含めて説明を受けた。

## 第2 検査の結果

### 1 無償資金協力の実施及び実施促進の体制

外務省は、無償資金協力の実施に当たり、案件の採択、交換公文の締結、契約の認証、供与資金の支払等の必要な業務を行っており、被援助国政府は事業の実施に責任を有し供与された資金を使用して施設の建設や資機材の調達等を行うことになる。

JICAは、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第2号でJICAの業務として規定されている無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務やその契約の実施状況に関し必要な調査を実施促進業務として行っている。

そして、JICAは、無償資金協力実施促進業務実施要綱（平成16年規程（無）第8号）を定め、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、水産無償、文化無償、食糧援助、貧困農民支援等について実施促進業務を行っている。

#### (1) 無償資金協力実施のためのガイドライン

無償資金協力の対象となる事業は、被援助国政府が実施するものであり、我が国の会計法令は適用されないが、基本的な考え方として、我が国の会計法令を参照して実施するとしている。そして、外務省及びJICAは、表3に示すとおり、分類ごとにガイドライン等を制定し、無償資金協力を実施している。

このうち、JICAが作成している「無償資金協力ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン）」（12年作成、16年改訂、以下「無償資金協力ガイドライン」という。）は、被援助国政府が一般プロジェクト無償及び水産無償により供与される資金を用いて施設の建設や資機材の調達等を行う際に必要な事項を一般規則として定めている。そして、交換公文と同時に署名される合意議事録で、事業は無償資金協力ガイドラインに基づいて実施されることが言及されている。また、一般プロジェクト無償及び水産無償以外の分類でも準用されることがある。

外務省は、緊急無償資金協力としてイラクに直接資金供与した復興支援（以下「イラク復興支援」という。）について、イラクの実情を踏まえて無償資金協力ガイドラインを改訂した実施要領を定めている。これは、外務省がイラク復興支援を行う際、実施過程の公平性・透明性を確保するために案件の実施に関する手続を定めたものである。

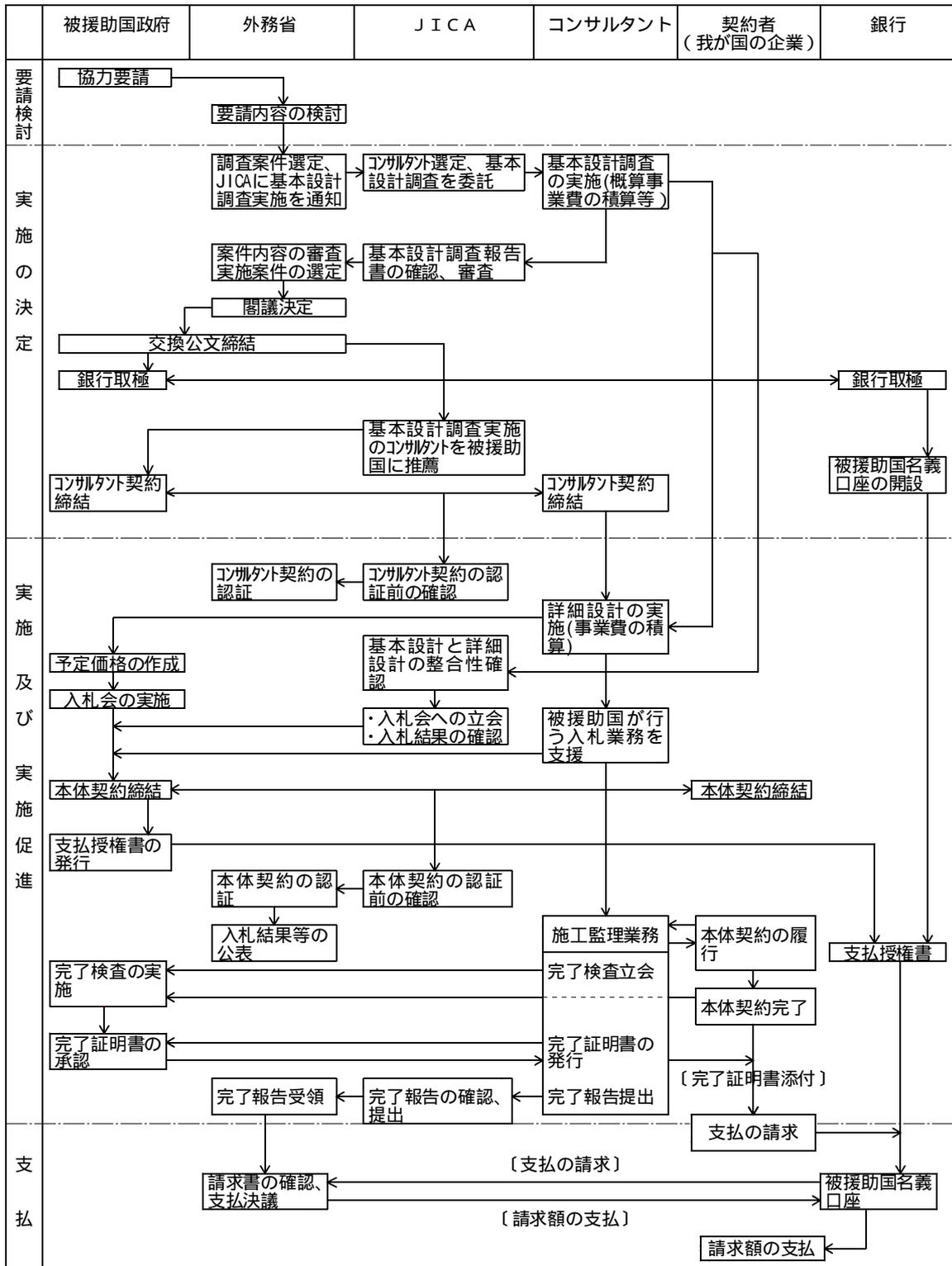
表3 各種ガイドライン等の制定状況

分類	ガイドライン等の名称	作成者
一般無償のうち 一般プロジェクト無償	無償資金協力ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン）	JICA
テロ対策等治安無償	無償資金協力ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン）を準用	
防災・災害復興支援無償		
水産無償	無償資金協力ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン）	JICA
文化無償のうち 一般文化無償	(中小規模機材)一般文化無償資金協力をに係る調達手続実施要領	外務省
	(施設及び大規模機材)無償資金協力ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン）を準用	
イラク復興支援	イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領	外務省
食糧援助	食糧援助(K R)調達ガイドライン	JICA
食糧増産援助(～15年度)	食糧増産援助(2K R)調達監理ガイドライン	JICA
食糧増産援助(16年度) / 貧困農民支援	食糧増産援助にかかる調達ガイドライン「貧困農民支援」に係る調達ガイドライン	JICA

(2) 無償資金協力の実施手順

上記の無償資金協力ガイドラインによる一般プロジェクト無償及び水産無償の具体的な実施手順を示すと図6のとおりである。

図6 無償資金協力の実施手順（一般プロジェクト無償及び水産無償）



ア 援助要請案件の検討

外務省は、政府開発援助大綱（平成4年6月30日閣議決定。15年8月29日閣議決定で改定。）政府開発援助中期政策（11年8月対外経済協力関係閣僚会議で決定の上、閣

議報告) 国別援助計画等我が国の援助政策を踏まえ、開発途上国政府から提出される援助要請案件の内容の検討を行い、無償資金協力事業の対象案件について事前の調査である基本設計調査を行うよう JICA に指示する。

#### イ 基本設計調査

外務省の指示を受けた JICA は、技術提案書により競争的に契約の相手方を選定する方式(以下「プロポーザル方式」という。)で決定した我が国のコンサルタントと基本設計調査に係る業務実施契約を締結し、基本設計とこれに基づく概算事業費の積算を行わせている。当該コンサルタントは約1箇月間現地に赴くなどして、被援助国政府側の計画の基本構想、自然条件、最適案の基本設計、運営・維持管理体制の調査、検証等を行い、同計画の妥当性、必要性及び実現可能性を確認する。一方、被援助国政府は用地の確保、付随的な施設整備の経費負担等一定の措置を講じる必要があることから、当該コンサルタントは被援助国政府側の負担内容等も提案する。

JICA は、基本設計調査における概算事業費の積算に関する基本的考え方、積算資料の仕様、表記方法等を明確に提示することにより、積算内容の平準化・適正化を図り、積算業務を効率化、簡素化することを目的として、「無償資金協力案件に係る概算事業費積算ガイドライン」の機材編、土木編及び建築編を10年に作成し、逐次改訂してきている。

コンサルタントはこれらに基づいて概算事業費の積算を行うが、JICA のコンサルタントに対する業務指示書では、概算事業費について、施設の建設に関してはその後実施される詳細設計の事業費との差がプラスマイナス10%以内に収まるような精度を、また、資機材の調達等に関しては予定価格としての精度を、それぞれ確保することを求めている。JICA は、積算が上記のガイドラインに従っているかという審査を行っている。

コンサルタントは、設計監理費、施設の建設費、資機材の調達費等の金額を記載した基本設計調査報告書を取りまとめる。

#### ウ 実施決定

外務省は、我が国の協力内容及び被援助国政府が講じる措置について両国政府間で実質的合意が成立すると、JICA から基本設計調査報告書を受領し、事業内容の最終審査等を行い、同報告書に記載されている概算事業費に為替の変動等を考慮

して交換公文上の贈与の限度額を設定する。

これにより援助の規模が確定し、我が国として無償資金協力を実施するため、援助の目的、内容、贈与の限度額等について閣議決定を行う。そして、通常、閣議決定から1箇月以内に、我が国の大使と被援助国政府の代表者が交換公文を締結することにより、被援助国政府が実施する事業に対し我が国政府が資金を供与するという国際約束が成立することとなる。

交換公文では、贈与の限度額とともに、贈与の使用期限が定められており、我が国会計法令の規定により、通常、当該年度の年度末が使用期限とされる（交換公文例（抜すい）参照）。

〔交換公文例（抜すい）〕

日本国政府は、（相手国名）政府が（具体的計画名）を実施することに寄与するため、（相手国名）政府に対し、（金額）円を限度とする額の贈与を行う。

贈与は、両政府の関係当局者の合意によって延長されない限り、この取極の効力発生の日から20xx年3月31日までの期間の使用に供される。

## 2 無償資金協力における契約入札手続等

交換公文の締結後、被援助国政府は、事業の実施のため、コンサルタント契約及び施設の建設や資機材の調達等の契約（以下「本体契約」という。）に向けた手続を執ることになる。

無償資金協力ガイドライン及びJICAが定める「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」（8年に「無償資金協力事業に係るコンサルタント業務ガイドライン」として作成。16年に改訂。以下「コンサルタント業務の手引」という。）に示されている契約入札手続は以下のとおりである。

### (1) コンサルタント契約

JICAは、事業全体に係る技術仕様書や図面を確定する詳細設計とこれに基づく積算、入札補助及び施工監理業務を行う者として、基本設計調査を担当したコンサルタントを被援助国政府に推薦する。これは当該コンサルタントが現地の自然・社会条件や事業内容に最も精通しており、技術的な一貫性を確保することにより贈与の使用期限内の円滑な事業実施を図ろうとするものである。被援助国政府は、推薦されたコンサルタントと契約を締結する。このコンサルタント契約は、外務省が認証すること

によって無償資金協力の対象として適格な契約となる。

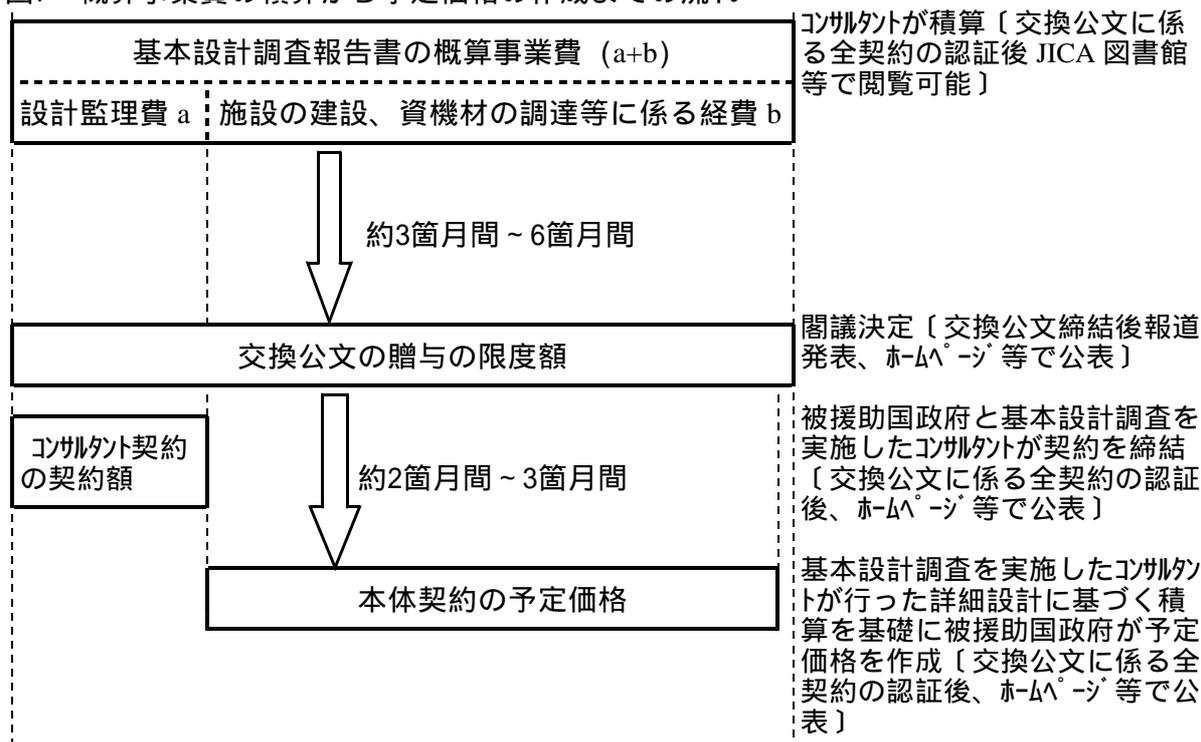
## (2) 被援助国政府による予定価格の作成

コンサルタントが実施する詳細設計は、基本設計調査における基本構想との整合性が確保されていることが重要であり、これに基づく積算業務は、基本設計調査の中で積算された概算事業費の精度を高める作業である。基本設計調査から詳細設計までの間には為替や資材価格の変動、労働市場の変化等も生じ得るため、コンサルタントは、最新の見積書を徴するなどして事業費の見直しを行う。

そして、外務省及びJICAは、本体契約の予定価格は事業を実施する被援助国政府が詳細設計に基づく積算を基礎に作成していると説明している。

基本設計調査報告書の概算事業費の積算から本体契約の予定価格の作成までの流れは図7に示すとおりである。

図7 概算事業費の積算から予定価格の作成までの流れ



## (3) 本体契約

### ア 入札

交換公文では、被援助国政府が締結する本体契約の相手方を我が国の企業に限定している。

本体契約の相手方の選定は、従来から原則として一般競争入札によるとしている。ただし、施設の建設に係るものについては一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる入札参加資格制限付一般競争入札を採用している。外務省及びJICAは、これは我が国が有する優れた技術、知見等を活用した顔の見える援助としての質を確保するためのものであり、入札予定者が大規模又は複雑な業務等を遂行する能力と資源を有しているかという点から事前に資格審査を行うものであるとしている。入札参加資格としては、企業形態、財務状況、海外での工事实績、類似の工事实績、技術者数が挙げられている。入札参加資格の事前審査を行う場合、コンサルタントは自らの判断で審査基準案を作成し、JICAに報告することになっており、JICAは、この審査基準が適切に設定されたものであるか否か、必要以上に制限が設けられていないかなどについて確認することになっている。

入札会の主催者である被援助国政府は、できるだけ多くの入札参加者を求めるため、広く発行されている業界紙等に当該案件に係る入札事前資格審査又は入札会開催の公告を行う。

我が国政府が実施する無償資金協力事業は、より公正で透明な手続が求められており、JICAは円滑な事業の実施を図るために、入札者が入札の準備に必要な「入札指示書」や落札者を決定する基準となる「入札の評価方法」を記載した「標準入札図書（入札指示書スタンダード）」（12年作成、13年改訂）を定めている。

標準入札図書（入札指示書スタンダード）によれば、入札書類の準備及び提出は、以下のように行うことになっている。

入札書類はコンサルタントが入札図書において個別の案件ごとに定める様式及び書類により提出されなければならない、条件を満たさなかった場合入札者は失格とみなされる。

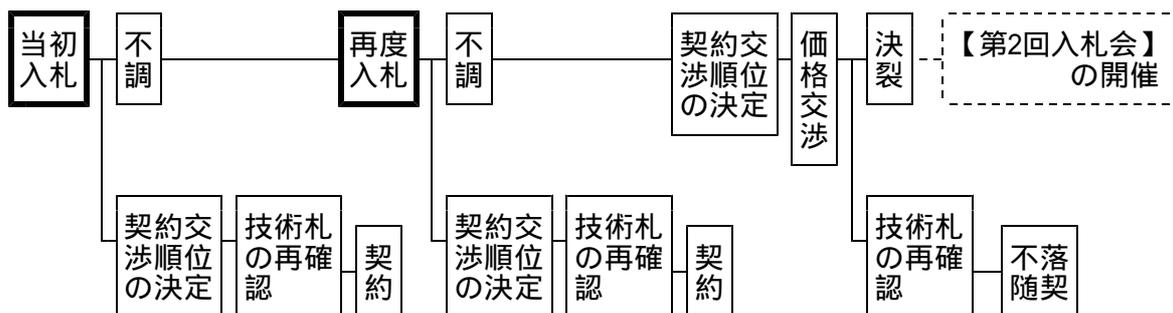
入札書類は附属文書も含めすべて英語、スペイン語又はフランス語で記載されなければならない。

入札者は2葉の封筒を用意し、1葉の封筒には、施設の建設に係るものでは工程表及び人員派遣予定表を、資機材の調達等に係るものでは実施（調達）スケジュール、人員派遣予定表、機材仕様一覧表、機材供給証明書等を封入する（以下、これらの書類をまとめて「技術札」という。）。また、もう1葉の封筒には、施設の建設に係るものでは入札書及び入札価格表を、資機材の調達等に係るものでは入

札書、入札価格表及び機材価格表を封入する（以下、これらの書類を「価格札」という）。入札者は、入札会場で、これらの技術札及び価格札を一緒に提出する。開札の手順は、標準入札図書（入札指示書スタンダード）では以下のようになっている（図8参照）。

図8 開札の手順

【第1回入札会】



入札会の主催者である被援助国政府は、まず、技術札を開札し内容を審査する。技術札が合格とされた入札者について、その後、価格札が開札されることになる。

価格札の開札は、被援助国政府、コンサルタント及び入札者の参加の下実施される。この際、技術札としての提出書類に形式上の不足や不備があったり、入札図書で求めている仕様を満たしていなかったりした場合は、この時点で当該入札者は入札参加資格を失い、その場から退席を求められる。この場合、価格札は開札されず、当該入札者に返還される。

各入札者の提出した入札価格が読み上げられ、記録される。被援助国政府が作成した予定価格を下回った最低価格札を提出した入札者が第1契約交渉権者になる。

すべての入札価格が予定価格を上回った場合、各入札者に対し再度入札が求められる。入札参加者は再度、価格札を封印の上提出する。

再度入札で、被援助国政府が作成した予定価格を下回った最低価格札を提出した入札者が第1契約交渉権者となる。

再度入札の価格のすべてが予定価格を上回った場合、被援助国政府は、再度入札における最低入札価格を提示した入札者と予定価格以下となるまで価格交渉を行う。

価格交渉が決裂した場合は、再度入札における入札価格の低い順に順次2位以下の入札者と価格交渉が成立するまで行う。すべての入札者と価格交渉が決裂した

場合は新たな入札会が実施されることがある。

契約交渉権者になった入札者の技術札の内容について入札図書に記載されている条件及び仕様に合致していると確認された場合に、落札者として決定される。

コンサルタント業務の手引では、JICAは実施促進業務を行う立場から入札会に中立な第三者として立ち会い、入札が公正かつ適正に実施されているか確認することになっている。入札会は被援助国政府及びコンサルタント双方の代表者が予定価格を記載した書類に署名し封印した後行われるため、予定価格の変更はできずこれにより入札手続の公正さが確保されるとしている。

コンサルタントは入札会終了時に、入札者名、入札金額等を取りまとめ、その場でJICAの立会人に入札結果を報告し、JICAはコンサルタントが報告書として取りまとめた入札結果の評価も確認することになっている。

なお、談合情報が寄せられた場合、コンサルタントはその情報を被援助国政府及びJICAに報告することになっている。そして、被援助国政府による事情聴取の結果、その事実が認められた場合には、入札会の延期又は取り止めの措置を執ることになる。外務省及びJICAによると、今までにこのような措置を執ったことはないとのことである。

#### イ 銀行取極

被援助国政府は、交換公文締結後、我が国にある銀行に被援助国政府名義の口座を開設し、我が国政府から資金を受け入れ、契約者に支払うための銀行取極を結ばなければならない。そして、この銀行取極に基づいて、被援助国政府は銀行に対し、契約者への支払手続の執行権を銀行に授与する支払授權書を発行する。

#### ウ 契約締結

被援助国政府は、我が国政府が供与する資金を使用して、事業の目的に必要な施設の建設、資機材の調達等を行うため、交換公文の規定により、我が国の企業と円貨建ての契約を締結する。

#### エ 認証

本体契約は、被援助国政府と我が国の企業が締結する契約であるが、外務省が認証することによって初めて無償資金協力の対象として適格な契約になり、これに対して資金が供与されることとなる。

外務省は、JICAから個別の契約に関する確認結果の報告を受ける。そして、

外務省は、被援助国政府と我が国の企業の双方から契約書の提出を受け、外務省の「無償資金協力に係る契約認証審査基準」に掲げる以下の項目及びその他の不備事項について、交換公文との整合性等を審査し、認証の可否を決定することとしている。

事業名が交換公文と一致しているか

交換公文署名日が正しい日付となっているか

契約金額が交換公文限度額を超えていないか

履行期限が交換公文期限内であるか

事業内容は交換公文の記述内容と整合しているか

購入先国は交換公文に定める適格国であるか

日本円による契約であるか

金額は正確に記述されているか

契約者は日本人又は日本人により支配されている日本法人であるか

契約は日本政府による認証を必要とする旨の記述があるか

支払方法は適切か

被援助国政府負担事項は交換公文と照らし適切であるか

認証すべき契約が修正契約の場合、当該修正契約の契約日と、原契約の履行期限及び交換公文期限の延長に関する口上書の交換日との間に整合性が取れているか

外務省は16年度以降、プロポーザル方式により監査法人を選定し、自らが実施した契約認証業務が、上記の審査基準に準拠しているかどうか検証を行わせている。

## オ 支払

一般プロジェクト無償等では、交換公文上の贈与の限度額全額が我が国政府から被援助国政府に直接支払われるわけではなく、銀行の被援助国政府名義の口座に必要な都度、必要な金額が支払われるものであり、すべての支払は日本国内で行われる仕組みになっている（交換公文例（抜すい）参照）。

〔交換公文例（抜すい）〕

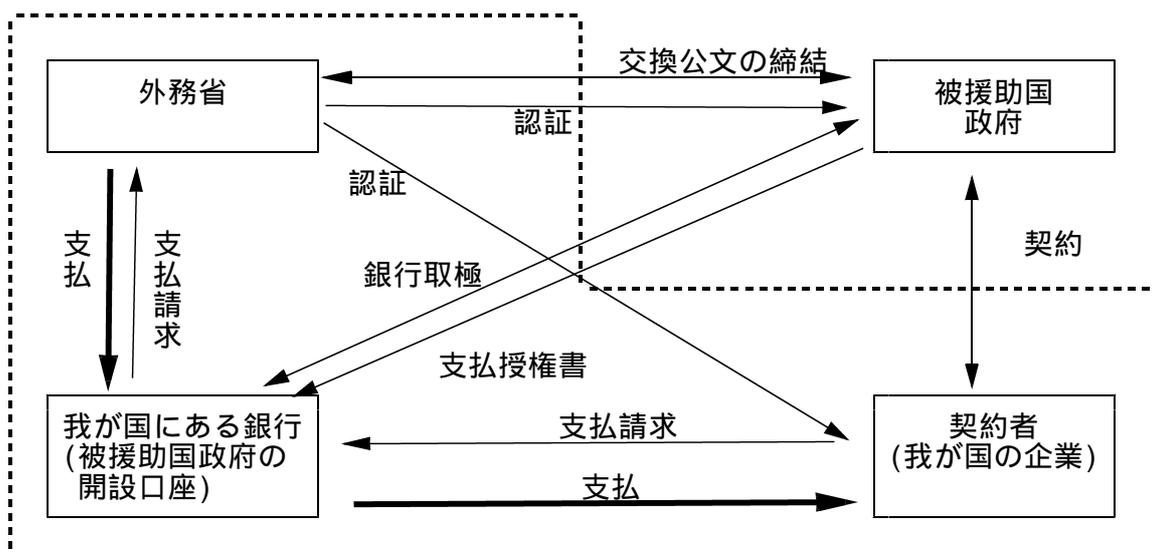
（相手国名）政府は、生産物及び役務を購入するため、日本国民と円貨建ての契約を締結する。この契約は贈与の対象として適格であることが日本国政府より認証されなければならない。

（中略）

- 1 日本国政府は、認証された契約に基づいて（相手国名）政府が負う債務の弁済に充てるための資金を（相手国名）政府によって指定される日本国内の銀行に開設される（相手国名）政府名義の勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。
- 2 1という払い込みは、（相手国名）政府が発行する支払授權書に基づいて銀行が支払請求書を日本国政府に提出したときに行われる。
- 3 1という勘定の目的は、日本国政府が払い込む日本円を受領すること、及び認証された契約の当事者たる日本国民に対する支払を行うことに限られる。勘定に関する手続細目は銀行と（相手国名）政府との間の協議により合意される。

交換公文の締結から支払までの流れを示すと図9のとおりである。

図9 交換公文の締結から支払までの流れ



（注）点線で囲まれた部分は、我が国国内で実施されている。

契約者は、認証を受けた契約書及び支払授權書に基づき、出来高・完了証明書、輸出船積関係書類等を添付して、銀行に対して支払請求を行う（図9の ）。これを受けた銀行は外務省に対して支払請求を行う（同 ）。外務省は、当該請求が正当な請求であることを確認した後、被援助国政府名義の口座に日本円で支払を行う（同 ）。銀行はこの支払を受けた後、被援助国政府に代わり直ちに当該契約者に支払を行う（同 ）。

### 3 契約の競争性・透明性の向上に向けた外務省及びJICAの取組の状況

#### (1) 契約の競争性・透明性の向上に向けた取組の状況

外務省及びJICAが、契約の競争性・透明性の向上に向けて近年取り組んでいる事項を時系列にまとめると表4のとおりである。

表4 契約の競争性・透明性の向上に向けた近年の取組

実施時期	事 項
15年4月	予定価格の事後公表 資機材の調達等の案件における契約の細分化
15年5月	入札準備期間の延長（30日間 45日間）
17年2月	入札関連情報の提供
18年7月	入札事前資格審査の見直し
18年9月	入札公告の和文掲載
19年1月～	企業説明会の開催（建設関係、土木関係、新規参入企業）

#### ア 予定価格の事後公表

外務省は、6年10月に、情報公開の促進を行うこととして、6年度閣議決定案件から、被援助国政府の同意が取り付けられたものについては、入札者名、落札者名、落札金額等を閲覧方式により公表することにした。

また、10年11月に、政府開発援助の透明性・効率性の向上に取り組むこととして、一般プロジェクト無償、水産無償、食糧援助及び食糧増産援助に係る11年度閣議決定案件から、外務省が認証した契約のうち入札結果の公表について被援助国政府の同意が取り付けられたものは、入札者名及びその入札価格等を事後に公表することにした。

さらに、無償資金協力事業の適正執行に対する一層の情報開示努力の一環として、一般プロジェクト無償及び水産無償に係る15年度閣議決定案件からは、上記の入札結果に加えて予定価格も公表することにした。そして、現在、ほぼすべての被援助国政府から口上書による同意を取り付けている。これらはいずれも、外務省の政府開発援助ホームページにおいて、「調達状況」として公表されている。

#### イ 資機材の調達等の案件における契約の細分化

コンサルタント業務の手引では、資機材の調達等案件において、技術的一貫性や入札者の意欲を損なわないように留意しながらも、競争性をより高めるために、契

約額が1億円以上になる場合は可能な限り契約の細分化を検討するよう推奨している。また、性質の異なる機材により構成される案件、特殊な仕様の機材が含まれる案件等の場合は基本的に契約の細分化を検討する必要があるとしている。外務省及びJICAは、これにより中小企業を含めたより多くの企業の入札参加を図ることができるとともに予定価格の推測が困難になるとしており、15年4月から契約の細分化を実施している。

なお、外務省は、施設の建設案件でも契約の細分化を検討し複数の建設箇所が存在する場合に契約を細分化した例はあるが、一般的に施設の建設案件はコストが増加したり、安全性の確保が必要であったりするため契約の細分化は困難であると説明している。

#### ウ 入札準備期間の延長

無償資金協力ガイドラインでは、入札準備期間は案件の複雑さなどを十分考慮しなければならず、一般的には入札予定者が入札図書を手に入れるようになった日から入札まで少なくとも45日間とすることとしている。以前はこの期間を30日間としていたが、積算に要する日数を十分に確保してより多くの企業が入札できるように、15年5月から、45日間（機材案件の場合はその内容により35日間）を目途とすることとした。

#### エ 入札関連情報の提供

コンサルタント業務の手引では、入札公告の目的は、無償資金協力事業の入札会の開催を新聞等に掲載し入札資格を有する者を広く募ることであるとしている。

無償資金協力ガイドラインでは、入札公告は被援助国で一般に流通している新聞等か近隣国又は我が国で一般に流通している新聞のうちの少なくとも1紙に掲載されなければならないとしているが、JICAは、掲載料が高額となるため一般紙は利用されていないと説明しており、我が国で広く発行されている業界紙が利用されている。入札公告の新聞への掲載に併せて、JICAは17年2月から入札公告をホームページで公示しより多くの企業への情報提供に取り組んでいる。

#### オ 入札事前資格審査の見直し

無償資金協力の実施に当たり、特に施設の建設に係る案件では、契約者の技術力の有無や財務基盤がその実施に影響を及ぼすことがあるため、海外での経験・実績、必要な人材、機材・設備の利用可能性、財務状況等の項目について、コンサルタン

トが審査基準案を作成している。

JICAは、18年7月以降、案件ごとに入札参加資格を総合的に判断することにして入札に参加する企業の拡大を図るようコンサルタントを指導している。さらに、19年4月以降は、施設の建設に係るもので大規模でないものや特殊工法を含まないものは、海外や類似の工事实績、技術者数等の項目を入札参加希望者から申請させ、審査基準にわずかに及ばない者を失格とするのではなく総合的な工事遂行能力によって入札参加資格を判断するようコンサルタントを指導している。

#### カ 入札公告の和文掲載

無償資金協力においては被援助国政府が事業を実施するものであることから、無償資金協力ガイドラインでは、入札案内、入札図書及び契約書を英語、スペイン語又はフランス語で作成することとしている。入札公告については、これらの言語が理解できない者には被援助国政府と契約を締結してこれを履行することは困難であるとの判断から、以前は英文等で掲載していたが、英文等の表記に馴染みのない者の関心も引くことでより多くの企業の入札参加を期待できるとして、18年9月から案件名の和文追記を開始した。

#### キ 企業説明会の開催

JICAは中小企業や地方に所在する企業の入札参加を促進するために、19年1月に建設関係の企業を対象として説明会を開催しこれまで無償資金協力事業に直接参加したことがない4社の出席を得た。また、同年3月に土木関係の企業を対象として説明会を開催し新規に5社の出席を得た。さらに、同年8月にこれまで入札に参加したことがない者を対象として説明会を開催し4社の出席を得た。JICAは新規参入企業が入札に参加することで競争性が高まると考えており、今後もこのような説明会を実施する予定であるとしている。

#### (2) 政府開発援助大綱等の記述

我が国の政府開発援助の理念、原則等を示す政府開発援助大綱には、競争性、透明性の確保等に関し、次のような記述がある。

- ・ 援助政策の立案及び実施
2. 国民参加の拡大
- (4) 情報公開と広報
- ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。
3. 効果的実施のために必要な事項
- (2) 適正な手続きの確保
- ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。
- (3) 不正、腐敗の防止
- 案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。

また、政府開発援助大綱の下、5年程度の期間を念頭においた我が国援助の基本的考え方、重点課題、地域的援助のあり方等に関する指針である政府開発援助中期政策には、次のような記述がある。

- ・ 実施・運用上の留意点
5. 情報公開の推進
- 我が国ODAの情報公開については、(中略)国際的には高く評価されているが、ODAの推進に当たって一層の国民の理解と支持をうるため、国会をはじめ広く国民に情報公開を進めていく必要がある。
- 以上を踏まえ、次の諸点に留意する。
- プロジェクトの入札プロセスに関する情報、個々の案件に関する関連情報の一層の公開に努める。

(3) 会議の開催

外務省は、14年12月に、無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を図るため、金融、開発経済、法律、会計の専門家等から構成される無償資金協力実施適正会議を設置した。2箇月に1回程度開催される同会議では、無償資金協力の適正な実施の観点から、閣議請議案件の説明、個別の案件の入札状況や進ちょく状況、事後の評価等が議論されている。

(4) ホームページを活用した情報の公表

外務省は、政府開発援助ホームページを開設して広く一般に情報を公表している。

個別の無償資金協力案件の贈与の限度額等の援助の概要は、我が国政府と被援助国政府との間で交換公文が締結され次第即日公表されている。また、上記の無償資金協力実施適正会議の議事録も公表している。

JICAは、現地調査の予定、基本設計調査に係るコンサルタントの選定結果等をホームページで公表している。

#### 4 落札率の状況（予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況）

無償資金協力におけるコンサルタント契約及び本体契約は、被援助国政府と我が国の企業との間で締結される契約であるが、無償資金協力は国費を原資としているため、外務省及びJICAでは、基本的な考え方として、我が国の会計法令を参照して実施するとしている。

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項は、「契約担当官等は、競争に付する場  
合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲  
内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と  
規定している。そして、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条は、「契約  
担当官等は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等  
によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置  
かなければならない。」と規定し、また、第80条第2項は、「予定価格は、契約の目的とな  
る物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履  
行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定している。このように、  
我が国の会計法令上、予定価格は仕様書、設計書等によって作成されることとなってい  
る。

無償資金協力の対象となる事業は被援助国政府が実施するものであり、予定価格やそ  
の基礎となる仕様書、設計書等は被援助国政府が作成し所有するものであることから、  
予定価格を含む入札結果が公表されている一般プロジェクト無償、テロ対策等治安無償  
及び水産無償については、その公表内容に基づき落札率の状況を分析した。また、予定  
価格を含む入札結果が公表されていない一般文化無償については、外務省及びJICA  
から予定価格を含めた入札結果の分析に必要な資料情報の提出を求めるなどして、落札  
率の状況を分析した。

イラク復興支援については、外務省が国民に対する説明責任を有していると判断した

ことから予定価格を含めて入札結果を公表しているため分析の対象に加えた。

外務省は、食糧援助、食糧増産援助及び貧困農民支援については調達される品目が限られることから、当該品目の予定価格が容易に推測され将来の入札において競争性を確保することが困難になるおそれがあるとして、被援助国政府に対して公表の同意を求めず予定価格を公表していない。なお、16年度に閣議決定された食糧増産援助及び貧困農民支援については、予定価格を作成していないがこれに相当するものとして見込額を設定の上、入札会を実施している。これらのことから、個別の落札率の状況を分析することはできないため、会計検査院は外務省から全般の落札率の状況に関する説明を受けた。

なお、防災・災害復興支援無償は18年度に新設されたもので19年6月末現在外務省による契約認証に至った案件はない。

二国間無償資金協力のうち被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約について予定価格を含めた入札結果の公表の有無及び会計検査院の分析対象を整理して示すと、表5のとおりである。

表5 会計検査院の分析対象

分類	項目	入札結果の公表		分析対象(注)	
			うち予定 価格公表	契約の 状況	落札率
一般無償のうち一般プロジェクト無償					
テロ対策等治安無償					
防災・災害復興支援無償				-	-
水産無償					
文化無償のうち一般文化無償		×	×		
イラク復興支援					
食糧援助			×		
食糧増産援助(15年度)			×		
食糧増産援助(16年度) / 貧困農民支援			-		-

(注) 分析対象欄中、 印は対象としたもの、 - 印は対象外のものをそれぞれ示している。

そして、会計検査院が分析対象とした契約件数を示すと表6のとおりである。

表6 契約件数の分類別・形態別内訳

(単位：件)

分類/形態		年度				計
		15	16	17	18	
一般プロジェクト無償	施設の建設に係るもの 資機材の調達等に係るもの	53 89	71 103	71 49	50 43	245 284
	小計	142	174	120	93	529
テロ対策等治安無償	施設の建設に係るもの 資機材の調達等に係るもの	- -	- -	- -	1 1	1 1
	小計	-	-	-	2	2
水産無償	施設の建設に係るもの 資機材の調達等に係るもの	5 0	9 3	4 0	0 0	18 3
	小計	5	12	4	0	21
一般文化無償	施設の建設に係るもの 資機材の調達等に係るもの	1 45	1 43	0 33	2 9	4 130
	小計	46	44	33	11	134
イラク復興支援	資機材の調達等に係るもの	12	33	1	0	46
食糧援助	資機材の調達等に係るもの	18	18	18	7	61
食糧増産援助 / 貧困農民支援	資機材の調達等に係るもの	33	37	40	11	121
計		256	318	216	124	914

## (1) 予定価格の状況

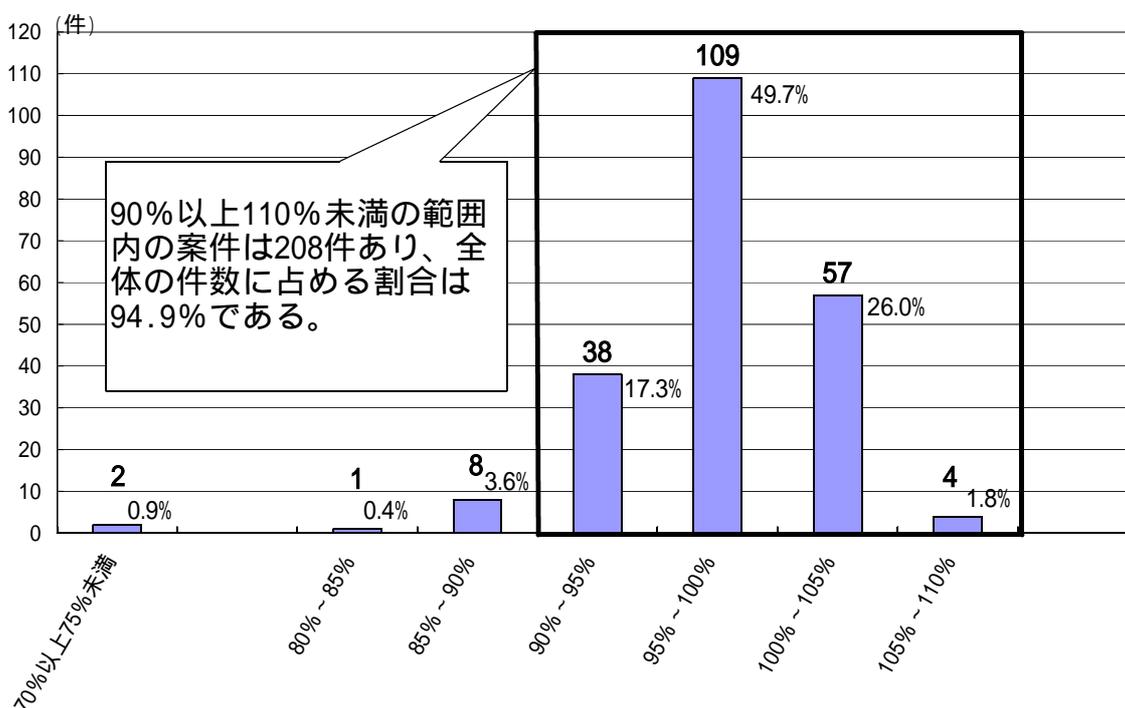
落札率を分析する前提になる予定価格について、外務省及びJICAは、コンサルタントが詳細設計において積算した事業費を基礎にして被援助国政府が作成していると説明している。

前記のとおり、JICAのコンサルタントに対する業務指示書では、基本設計調査における概算事業費の積算については、施設の建設に関してはその後に実施される詳細設計の事業費との差がプラスマイナス10%以内に収まるような精度を、また、資機材の調達等に関しては予定価格としての精度を、それぞれ確保することとしている。これは、為替の変動がなく、また、設計に変更がないことを前提としたものである。しかし、治安の悪化により実施が遅れた事業等で基本設計調査において概算事業費を積算した時点から相当期間が経過している場合には、その期間の為替や資材価格の変動、労働市場の変化を考慮して改めて事業費の見直しが行われている。

そこで、外務省が入札結果の中で公表している予定価格について、表6に示した契約件数計914件のうち概算事業費との対比が可能であった施設の建設に係るもの219件、資機材の調達等に係るもの128件、計347件を対象として、基本設計調査報告書に記載されている本体契約に係る概算事業費又は見直し後の概算事業費に対する割合を算出した。

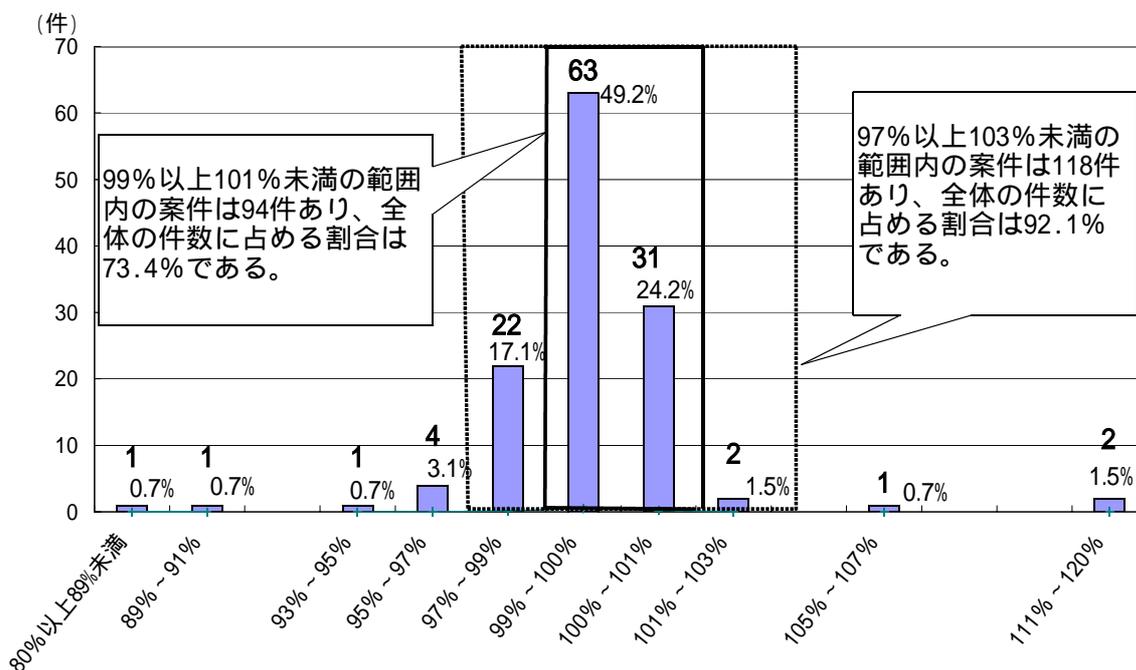
その結果は、図10-1及び図10-2に示すとおりである。

図10-1 予定価格の概算事業費に対する割合（施設の建設に係るもの 219件）



施設の建設に係るものでは219件のうち、予定価格が概算事業費のプラスマイナス10%の範囲内で作成されていたものは208件（94.9%）になっていた。そのうち、プラスマイナス5%の範囲内で作成されていたものは166件（75.7%）となっていた。残りの11件（5.0%）は、予定価格が概算事業費の90%に満たないものとなっていた。

図10-2 予定価格の概算事業費に対する割合（資機材の調達等に係るもの 128件）



また、資機材の調達等に係るものでは128件のうち、10件は予定価格と概算事業費とが同額であり、これを含め99%以上101%未満の範囲で作成されていたものは94件(73.4%)、97%以上103%未満の範囲で作成されていたものは118件(92.1%)となっており、予定価格と概算事業費に大きな差は見受けられなかった。

以上のとおり、ほとんどの予定価格は、施設の建設に係るものでは概算事業費のプラスマイナス10%の範囲で作成され、資機材の調達等に係るものでは概算事業費との間に大きな差は見受けられない状況となっており、公表されていた概算事業費から、おおよその予定価格を推測することが可能であったと認められる。

概算事業費が記載された基本設計調査報告書は本体契約に係る入札が実施される時点では、JICA図書館等で一般に閲覧できるようになっていたが、このような理由から、JICAは、19年4月以降、基本設計調査報告書は本体契約が認証されるまでの間は閲覧できないようにした。

(2) 入札、落札、不落随契等の状況

分析対象とした契約件数914件から、契約の性質若しくは目的が競争を許さないという理由等により入札会を行うことなく当初から随意契約とした24件を除いた890件について、入札から契約に至るまでの状況を示すと表7-1のとおりである。これを無償資金協力の分類ごとに整理して示すと表7-2から表7-8のとおりである。

表7-1 入札から契約に至るまでの状況〔分析対象全体〕

(単位：件)

入札・契約区分		15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会		251	308	209	123	891
落札	当初	141	147	108	82	478
	再度	37	52	26	13	128
不調		73	109	75	28	285
不随契		52	75	60	21	208
キャンセル		1	2	2	0	5
第2回入札会		20	36	13	7	76
落札	当初	11	26	5	4	46
	再度	3	2	5	1	11
不調		6	8	3	2	19
不随契		5	8	3	2	18
第3回入札会		1	0	0	0	1
落札	当初	1	0	0	0	1
落札契約 計(++++)		193	227	144	100	664
不随契 計(+)		57	83	63	23	226
契約 合計(+++++)		250	310	207	123	890

(注) 契約合計の計890件が第1回入札会の計891件から減少しているのは、不調となった1件が分割されて3件になった入札会が2件あること及び不調となった後キャンセルとなったものが5件あることによるものである。

表7-2 入札から契約に至るまでの状況〔一般プロジェクト無償〕

(単位：件)

入札・契約区分		15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会		141	171	117	93	522
落札	当初	94	88	56	62	300
	再度	19	31	21	11	82
不調		28	52	40	20	140
不随契		24	38	35	16	113
第2回入札会		4	16	5	4	29
落札	当初	1	9	0	2	12
	再度	2	1	3	0	6
不調		1	6	2	2	11
不随契		0	6	2	2	10
第3回入札会		1	0	0	0	1
落札	当初	1	0	0	0	1
落札契約 計(++++)		117	129	80	75	401
不随契 計(+)		24	44	37	18	123
契約 合計(+++++)		141	173	117	93	524

(注) 契約合計の計524件が第1回入札会の計522件から増加しているのは、第1回入札会において不調となった1件が第2回入札会で分割されて3件になったことによるものである。

一般プロジェクト無償についてみると、第1回入札会を行ったもの522件、そのうち契約締結に至らず第2回入札会を行ったもの29件、更に第3回入札会を行ったもの1件、計552件の入札会が行われている。そして、その結果として、落札401件、落札に至らず価格交渉による随意契約いわゆる不落随契123件、計524件の契約が締結されている。

表7-3 入札から契約に至るまでの状況〔テロ対策等治安無償〕

(単位：件)

入札・契約区分	15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会	/			2	2
落札 当初				2	2
落札契約 計				2	2
契約 合計				2	2

表7-4 入札から契約に至るまでの状況〔水産無償〕

(単位：件)

入札・契約区分	15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会	5	12	4	0	21
落札 当初	1	5	0	0	6
再度	3	6	2	0	11
不調	1	1	2	0	4
不落随契	1	1	2	0	4
落札契約 計( + )	4	11	2	0	17
不落随契 計( )	1	1	2	0	4
契約 合計( + + )	5	12	4	0	21

表7-5 入札から契約に至るまでの状況〔一般文化無償〕

(単位：件)

入札・契約区分	15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会	43	41	27	10	121
落札 当初	8	2	4	4	18
再度	13	11	3	2	29
不調	22	28	20	4	74
不落随契	22	28	18	4	72
第2回入札会	0	0	2	0	2
落札 当初	0	0	1	0	1
不調	0	0	1	0	1
不落随契	0	0	1	0	1
落札契約 計( + + )	21	13	8	6	48
不落随契 計( + )	22	28	19	4	73
契約 合計( + + + + )	43	41	27	10	121

表7-6 入札から契約に至るまでの状況〔イラク復興支援〕

(単位：件)

入札・契約区分		15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会		10	31	1	0	42
落札	当初	9	18	1	0	28
	再度	0	3	0	0	3
不調			1	10	0	11
	不落随契		1	7	0	8
	第2回入札会		0	3	0	3
	落札	当初	0	1	0	0
不調		0	2	0	0	2
		0	2	0	0	2
不落随契						
落札契約 計( + + )		9	22	1	0	32
不落随契 計( + )		1	9	0	0	10
契約 計 ( + + + + )		10	31	1	0	42

表7-7 入札から契約に至るまでの状況〔食糧援助〕

(単位：件)

入札・契約区分		15年度	16年度	17年度	18年度	計
第1回入札会		18	18	18	7	61
落札	当初	16	17	17	7	57
	再度	1	1	0	0	2
不調			1	0	1	2
	不落随契		1	0	0	1
	第2回入札会		0	0	1	1
	落札	当初	0	0	1	0
不調						
不落随契						
落札契約 計( + + )		17	18	18	7	60
不落随契 計( )		1	0	0	0	1
契約 合計 ( + + + )		18	18	18	7	61

表7-8 入札から契約に至るまでの状況〔食糧増産援助／貧困農民支援〕

(単位：件)

入札・契約区分		15年度	16年度	17年度	18年度	計	
第1回入札会		34	35	42	11	122	
落札	当初	13	17	30	7	67	
	再度	1	0	0	0	1	
不調			20	18	12	4	54
	不落随契		3	1	5	1	10
	キャンセル		1	2	2	0	5
	第2回入札会		16	17	5	3	41
	落札	当初	10	16	3	2	31
再度		1	1	2	1	5	
不調			5	0	0	0	5
	不落随契		5	0	0	0	5
落札契約 計( + + + )		25	34	35	10	104	
不落随契 計( + )		8	1	5	1	15	
契約 合計 ( + + + + + )		33	35	40	11	119	

(注) 契約合計の計119件が第1回入札会の計122件から減少しているのは、第1回入札会において不調となった1件が第2回入札会で分割されて3件になったこと及び第1回入札会において不調となりキャンセルしたものが5件あったことによるものである。

## ア 入札の状況

入札会の主催者は発注者である被援助国政府であるが、コンサルタントの手引によれば、コンサルタントにはその受任者として公正で透明性を確保した入札を円滑に行う責務があるとされている。入札会は被援助国（現地）で実施されることを前提としているが、入札業務を迅速に推進し、競争性を広く確保するなどの観点から、我が国国内で実施することも認められている。そして、実際には、入札会の参加者である我が国の企業の負担を軽減し入札会への参加を容易にするため、ほとんどの入札会が我が国国内で実施されており、その実施箇所は表8のとおりである。

表8 入札会の実施箇所

(単位：件)

実施箇所		件数	割合
被援助国(現地)又は近隣国		38	3.9%
我が国	コンサルタント会社内	783	80.8%
	その他(ホテル会議室等)	147	15.1%
計		968	100.0%

前記の分析対象とした890件の契約に係るすべての入札会968件において、入札会に参加した者の数の状況を示すと表9-1のとおりである。これを施設の建設に係るものと資機材の調達等に係るものに大別し、無償資金協力の分類ごとに整理して示すと表9-2及び表9-3のとおりである。

表9-1 入札会参加者数（分析対象全体）

(単位：件、者)

年度	入札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
15	272	84	78	58	24	11	6	11	2.5
16	344	129	74	77	27	15	12	10	2.4
17	222	70	48	58	27	9	8	2	2.5
18	130	39	50	25	8	5	2	1	2.2
計	968	322	250	218	86	40	28	24	2.4
割合	100.0%	33.2%	25.8%	22.5%	8.8%	4.1%	2.8%	2.4%	
累計		322	572	790	876	916	944	968	
累計割合		33.2%	59.0%	81.6%	90.4%	94.6%	97.5%	100.0%	

表9-2 入札会参加者数（施設の建設に係るもの）

（単位：件、者）

分類	年度	入札 件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
一般 プロ ジェク ト 無償	15	54	12	13	24	5	0	0	0	2.4
	16	73	13	11	44	5	0	0	0	2.5
	17	74	18	18	34	4	0	0	0	2.3
	18	54	22	22	8	1	1	0	0	1.8
	計	255	65	64	110	15	1	0	0	2.3
	割合	100.0%	25.4%	25.0%	43.1%	5.8%	0.3%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		65	129	239	254	255	255	255	
テロ 対策 等 治 安 無償	18	1	0	1	0	0	0	0	0	2.0
	計	1	0	1	0	0	0	0	0	2.0
	割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		0	1	1	1	1	1	1	
水産 無償	15	5	0	2	3	0	0	0	0	2.6
	16	9	3	1	5	0	0	0	0	2.2
	17	4	0	1	3	0	0	0	0	2.7
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	18	3	4	11	0	0	0	0	2.4
	割合	100.0%	16.6%	22.2%	61.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		3	7	18	18	18	18	18	
一般 文化 無償	15	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	16	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	18	2	1	1	0	0	0	0	0	1.5
	計	4	1	1	2	0	0	0	0	2.2
	割合	100.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		1	2	4	4	4	4	4	
合計	15	60	12	15	28	5	0	0	0	2.4
	16	83	16	12	50	5	0	0	0	2.5
	17	78	18	19	37	4	0	0	0	2.3
	18	57	23	24	8	1	1	0	0	1.8
	計	278	69	70	123	15	1	0	0	2.3
	割合	100.0%	24.8%	25.1%	44.2%	5.3%	0.3%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		69	139	262	277	278	278	278	
		24.8%	50.0%	94.2%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%		

表9-3 入札会参加者数（資機材の調達等に係るもの）

（単位：件、者）

分類	年度	入札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
一般プロジェクト無償	15	92	19	31	17	13	7	3	2	2.7
	16	114	34	33	13	15	10	6	3	2.6
	17	48	9	9	10	15	3	1	1	3.0
	18	43	8	18	10	5	1	0	1	2.4
	計	297	70	91	50	48	21	10	7	2.7
	割合	100.0%	23.5%	30.6%	16.8%	16.1%	7.0%	3.3%	2.3%	
テロ対策等無償	累計割合		70	161	211	259	280	290	297	
	割合		23.5%	54.2%	71.0%	87.2%	94.2%	97.6%	100.0%	
	累計割合									
水産無償	18	1	0	0	0	1	0	0	0	4.0
	計	1	0	0	0	1	0	0	0	4.0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		0	0	0	1	1	1	1	
一般文化無償	15	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	16	3	2	1	0	0	0	0	0	1.3
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	3	2	1	0	0	0	0	0	1.3
	割合	100.0%	66.6%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
イラク復興支援	累計割合		2	3	3	3	3	3	3	
	割合		66.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	15	42	35	5	2	0	0	0	0	1.2
	16	40	39	1	0	0	0	0	0	1.0
	17	29	24	4	1	0	0	0	0	1.2
	18	8	4	3	1	0	0	0	0	1.6
計	119	102	13	4	0	0	0	0	1.1	
割合	100.0%	85.7%	10.9%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
累計割合		102	115	119	119	119	119	119		
累計割合		85.7%	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
食糧援助	15	10	0	2	3	2	3	0	0	3.6
	16	34	15	8	8	1	2	0	0	2.0
	17	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	45	15	10	12	3	5	0	0	2.4
	割合	100.0%	33.3%	22.2%	26.6%	6.6%	11.1%	0.0%	0.0%	
累計割合		15	25	37	40	45	45	45		
累計割合		33.3%	55.5%	82.2%	88.8%	100.0%	100.0%	100.0%		
食糧増産／貧民支援	15	18	0	2	2	2	0	3	9	6.4
	16	18	0	1	1	1	2	6	7	6.0
	17	19	0	0	0	6	6	6	1	5.1
	18	7	0	0	2	0	3	2	0	4.7
	計	62	0	3	5	9	11	17	17	5.7
	割合	100.0%	0.0%	4.8%	8.0%	14.5%	17.7%	27.4%	27.4%	
累計割合		0	3	8	17	28	45	62		
累計割合		0.0%	4.8%	12.9%	27.4%	45.1%	72.5%	100.0%		
合計	15	212	72	63	30	19	11	6	11	2.6
	16	261	113	62	27	22	15	12	10	2.4
	17	144	52	29	21	23	9	8	2	2.5
	18	73	16	26	17	7	4	2	1	2.5
	計	690	253	180	95	71	39	28	24	2.5
	割合	100.0%	36.6%	26.0%	13.7%	10.2%	5.6%	4.0%	3.4%	
累計割合		253	433	528	599	638	666	690		
累計割合		36.6%	62.7%	76.5%	86.8%	92.4%	96.5%	100.0%		

入札会の参加者数は、分析対象全体では平均2.4者となっている。

これを一般プロジェクト無償についてみると、施設の建設に係るものでは15年度閣議決定案件以降2.4者、2.5者、2.3者、1.8者で推移しており、資機材の調達等に係るものでは同じく2.7者、2.6者、3.0者、2.4者で推移していて、各年度とも資機材の調達等に係るものが施設の建設に係るものを若干上回っていた。また、入札会を開催しても1者しか参加しない場合があり、施設の建設に係るものでは全体の25.4%、資機材の調達等に係るものでは全体の23.5%を占めていた。外務省及びJICAは様々な取組を行っているが増加の傾向は見られず、外務省はこのような状況について、被援助国内で実施される事業は国内の公共事業等とは大きく異なり事業開始時に想定し得ない事業に関する行政手続の変更、治安の悪化等被援助国側に起因する事業実施上のリスクが存在することから、開発途上国で事業を行うことを躊躇する企業が多いなどのためと思われると説明している。

また、一般文化無償には、博物館等の建設や遺跡の修復・保存用機材の調達のための贈与の限度額が1件当たり3億円を上限として資金を供与する案件と、日本語学習機材、スポーツ機材、視聴覚機材等の調達のための原則5000万円を上限として資金を供与する案件（以下「文化機材案件」という。）がある。

一般文化無償では、資機材の調達等に係る入札会119件のうち102件（85.7%）は1者だけが参加して行われたものであり、平均の参加者数は1.1者であった。そして、この102件の入札会はすべて文化機材案件に係るものであった。外務省はこれについて、文化機材案件は一般プロジェクト無償案件と比べて1件当たりの金額が少額であり、入札者の関心が集まりにくいというような事情があったのではないかと思われると説明している。

入札参加者には、前記のとおり、技術札として提出した書類に形式上の不備があったり、入札図書で求めている仕様を満たしていなかったりなどの理由により失格になる者があり、失格者数、失格理由等を各分類ごとに示すと表10-1及び表10-2のとおりである。

表10-1 入札会参加者のうちの失格者数(施設の建設に係るもの)

(単位：件、者)

分類	入札件数	参加者数	失格者数		
			書類不備	仕様不適格	
一般プロジェクト無償	255	588	3	2	1
テロ対策等治安無償	1	2	0	0	0
水産無償	18	44	0	0	0
一般文化無償	4	9	0	0	0
計	278	643	3	2	1

表10-2 入札会参加者のうちの失格者数(資機材の調達等に係るもの)

(単位：件、者)

分類	入札件数	参加者数	失格者数				
			書類不備	仕様不適格	書類不備及び仕様不適格	理由不明	
一般プロジェクト無償	297	812	97	48	44	5	0
テロ対策等治安無償	1	4	0	0	0	0	0
水産無償	3	4	0	0	0	0	0
一般文化無償	119	140	2	1	1	0	0
イラク復興支援	45	108	5	2	3	0	0
食糧援助	62	354	3	2	0	0	1
食糧増産援助/ 貧困農民支援	163	316	44	8	12	12	12
計	690	1,738	151	61	60	17	13

また、再度入札の辞退者数は表11に示すとおりである。

表11 再度入札を辞退した者の数

(単位：件、者)

分類	再度の入札					
	入札件数	参加者数	辞退者数	施設の種類		入札者数
				施設の建設に係るもの	資機材の調達等に係るもの	
一般プロジェクト無償	233	470	134	128	6	336
テロ対策等治安無償	0	0	0	0	0	0
水産無償	15	35	13	13	0	22
一般文化無償	103	108	2	1	1	106
イラク復興支援	15	20	0	0	0	20
食糧援助	4	14	0	0	0	14
食糧増産援助/ 貧困農民支援	60	97	1	0	1	96
計	430	744	150	142	8	594

失格者は表10-2に示すとおり、資機材の調達等に係るもので多くなっており、一方、辞退者数は表11に示すとおり、施設の建設に係るもので多くなっている。JICAはこれについて以下のとおり説明している。

資機材の調達等に係るものは、被援助国政府から提出を求められている技術札のうち、機材供給証明書等の添付漏れなど書類不備による失格者が多い。

施設の建設に係るものは、事業開始時には想定し得ない事業に関する行政手続の変更、治安の悪化等、被援助国側に起因するリスクが存在する中で、現地に一

定期間留まり現地等の下請業者に請け負わせるなどして工期を遵守し事業を実施していくものであり、既にこれらのリスクを勘案の上、価格札を入れているので、それよりも低い価格で入札すると企業として採算が取れなくなるとして、再度入札を辞退する者が多いと思われる。

文化機材案件の当初入札の価格についてみると、交換公文上の贈与の限度額から、被援助国政府と外務省が推薦した我が国の企業との間で締結された入札の実施に係る業務委託契約の金額を控除した金額となっていたものが118件のうち80件(67.7%)あった。外務省はこれについて、上記の業務委託契約の内容は特に変更されてきていないため、入札参加者による予定価格の上限の推測が可能であったと思われると説明している。

#### イ 落札の状況

入札により落札者が決定された664件について、施設の建設に係るものと資機材の調達等に係るものに大別し無償資金協力の分類ごとに整理して、落札価格の予定価格に対する割合である落札率を示すと表12のとおりである。

表12 落札率の状況

(単位：件、%)

分類	年度	施設の建設に係るもの					資機材の調達等に係るもの					計		
		入札 件数	落札 件数	落札率			入札 件数	落札 件数	落札率			入札 件数	落札 件数	平均 落札率
				最低	平均	最高			最低	平均	最高			
一般 プロ ジェク ト 無償	15	54	37	81.54	98.34	99.99	92	80	26.09	84.94	99.77	146	117	89.18
	16	73	40	83.25	99.06	99.98	114	89	40.36	87.09	99.95	187	129	90.80
	17	74	37	72.91	96.45	99.94	48	43	54.76	81.72	99.99	122	80	88.53
	18	54	34	61.12	92.88	99.98	43	41	68.42	89.13	99.94	97	75	90.83
	計	255	148	61.12	96.81	99.99	297	253	26.09	85.83	99.99	552	401	89.88
テロ 対策 等 治安 無償	15													
	16													
	17													
	18	1	1	99.92	99.92	99.92	1	1	99.13	99.13	99.13	2	2	99.53
	計	1	1	99.92	99.92	99.92	1	1	99.13	99.13	99.13	2	2	99.53
水産 無償	15	5	4	99.41	99.75	99.97	0	0	-	-	-	5	4	99.75
	16	9	8	98.38	99.57	99.97	3	3	99.34	99.66	99.84	12	11	99.60
	17	4	2	99.28	99.59	99.89	0	0	-	-	-	4	2	99.59
	18	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-
	計	18	14	98.38	99.63	99.97	3	3	99.34	99.66	99.84	21	17	99.63
一般 文化 無償	15	1	0	-	-	-	42	21	70.83	94.65	99.99	43	21	94.65
	16	1	1	99.95	99.95	99.95	40	12	99.08	99.77	99.99	41	13	99.78
	17	0	0	-	-	-	29	8	56.18	91.31	99.96	29	8	91.31
	18	2	2	99.22	99.47	99.72	8	4	83.60	92.28	99.91	10	6	94.68
	計	4	3	99.22	99.63	99.95	119	45	56.18	95.21	99.99	123	48	95.49
イラク 復興 支援	15						10	9	50.22	61.11	78.60	10	9	61.11
	16						34	22	51.46	79.63	99.62	34	22	79.63
	17						1	1	99.57	99.57	99.57	1	1	99.57
	18						0	0	-	-	-	0	0	-
	計						45	32	50.22	75.04	99.62	45	32	75.04
食糧 援助	15						18	17	78.50	89.65	99.11	18	17	89.65
	16						18	18	76.46	90.05	98.76	18	18	90.05
	17						19	18	82.14	91.41	98.75	19	18	91.41
	18						7	7	77.13	87.32	99.44	7	7	87.32
	計						62	60	76.46	90.03	99.44	62	60	90.03
食糧 増産 / 貧困 農民	15						50	25	52.09	90.73	99.95	50	25	90.73
	16						52	34	34.84	88.73	100.00	52	34	88.73
	17						47	35	47.10	91.90	100.00	47	35	91.90
	18						14	10	89.10	96.14	100.00	14	10	96.14
	計						163	104	34.84	90.99	100.00	163	104	90.99
合計	15	60	41	81.54	98.48	99.99	212	152	26.09	86.35	99.99	272	193	88.93
	16	83	49	83.25	99.16	99.98	261	178	34.84	87.85	100.00	344	227	90.29
	17	78	39	72.91	96.61	99.94	144	105	47.10	87.68	100.00	222	144	90.10
	18	57	37	61.12	93.43	99.98	73	63	68.42	90.40	100.00	130	100	91.52
	計	278	166	61.12	97.12	99.99	690	498	26.09	87.68	100.00	968	664	90.04

一般プロジェクト無償についてみると、施設の建設に係るものでは平均96.81%、資機材の調達等に係るものでは平均85.83%で、両者の間には平均落札率に10ポイント以上の開きが見られる。外務省及びJICAは、資機材の調達等では輸送のほか現地での据付け作業を伴うことがあるがこれは比較的短時間で済む一方、施設の建設では現地に一定期間留まり工事を行うことになるため、施設の建設と資機材の調達等とは契約内容、現地事情等を勘案した場合契約履行のための前提条件に少なからず相違があり、施設の建設の方がより多くのリスクを勘案して価格札に反映

されている可能性が高いと思われると説明している。

また、一般文化無償の資機材の調達等に係るものでは平均95.21%となっていた。

閣議年度別、無償資金協力の分類別、施設の建設に係るものと資機材の調達等に  
係るものの別に、個別の案件の国名、案件名、入札参加者数、予定価格、落札価格  
及び落札率を整理して示すと、別表1(51ページ)のとおりである。

落札率と落札件数の関係を示すと表13-1及び表13-2のとおりであり、資機材の調  
達等に係るものでは落札率99%以上のものは全体の21.6%であるが、施設の建設に  
係るものでは落札率99%以上のものは全体の67.4%を占めている。

表13-1 落札率と落札件数の関係(施設の建設に係るもの)

(単位:件、%)

年度	100%	99% 以上 100% 未満	98% 以上 99% 未満	97% 以上 98% 未満	96% 以上 97% 未満	95% 以上 96% 未満	90% 以上 95% 未満	80% 以上 90% 未満	70% 以上 80% 未満	60% 以上 70% 未満	40% 以上 60% 未満	40% 未満	計
15	0	26	9	1	1	0	3	1	0	0	0	0	41
16	0	44	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	49
17	0	27	4	1	1	0	1	3	2	0	0	0	39
18	0	15	6	3	2	2	1	2	4	2	0	0	37
計	0	112	21	5	5	2	6	7	6	2	0	0	166
割合	0.0	67.4	12.6	3.0	3.0	1.2	3.6	4.2	3.6	1.2	0.0	0.0	100.0
累計	0	112	133	138	143	145	151	158	164	166	166	166	
累計 割合	0.0	67.4	80.1	83.1	86.1	87.3	90.9	95.1	98.7	100.0	100.0	100.0	

表13-2 落札率と落札件数の関係(資機材の調達等に係るもの)

(単位:件、%)

年度	100%	99% 以上 100% 未満	98% 以上 99% 未満	97% 以上 98% 未満	96% 以上 97% 未満	95% 以上 96% 未満	90% 以上 95% 未満	80% 以上 90% 未満	70% 以上 80% 未満	60% 以上 70% 未満	40% 以上 60% 未満	40% 未満	計
15	0	34	9	8	6	2	28	23	21	9	10	2	152
16	1	43	14	8	6	8	24	36	17	9	10	2	178
17	2	16	6	8	6	4	22	19	8	6	8	0	105
18	1	11	5	6	1	3	7	21	7	1	0	0	63
計	4	104	34	30	19	17	81	99	53	25	28	4	498
割合	0.8	20.8	6.8	6.0	3.8	3.4	16.2	19.8	10.6	5.0	5.6	0.8	100.0
累計	4	108	142	172	191	208	289	388	441	466	494	498	
累計 割合	0.8	21.6	28.5	34.5	38.3	41.7	58.0	77.9	88.5	93.5	99.1	100.0	

資機材の調達等に係るものについて、契約の細分化の実施状況及び落札率の状況を示すと表14のとおりである。

表14 契約の細分化の実施状況及び落札率の状況(資機材の調達等に係るもの)

(単位：件、%)

年度	契約 件数	契約の細分化実施			契約の細分化不実施				
		件数	最低	平均	最高	件数	最低	平均	最高
15	152	95	26.09	83.76	99.95	57	52.27	90.67	99.99
16	178	124	34.84	85.89	100.00	54	56.30	92.34	99.99
17	105	68	47.10	85.49	100.00	37	56.18	91.70	99.96
18	63	39	68.42	90.63	100.00	24	70.47	90.02	99.91
計	498	326	26.09	85.75	100.00	172	52.27	91.33	99.99

契約の細分化は、資機材の調達等に係るもの計498件のうち326件(65.4%)で実施されており、これに伴う落札率は、最低26.09%、平均85.75%、最高100.00%となっていて、契約の細分化が行われていないもの(平均91.33%)に比べ平均5.58ポイント低くなっている。なお、案件により細分化された契約数は異なっていて最大で8契約に細分化されている。

落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係を無償資金協力の分類ごとに示すと別表2-1から別表2-3まで(73ページ~75ページ)のとおりである。

落札に至った入札における入札参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係は、分析対象全体についてみると、おおむね参加者数の増加に反比例して落札率が低下する傾向となっていた。この傾向は、一般プロジェクト無償を含む分類ごとにみても、施設の建設及び資機材の調達等の別にみても、同様となっていた。

詳細設計を行ったコンサルタント(共同企業体を除く。)と平均落札率等の状況を示すと表15-1及び表15-2のとおりである。

表15-1 コンサルタントと落札率の状況(施設の建設に係るもの)

(単位：件、億円、%)

コンサルタント名	落札により締結した本体契約				落札率		
	件数	金額	金額割合	累計金額割合	最低	平均	最高
(株)片平エンジニアリングインターナショナル	14	150	17.8	17.8	79.74	97.55	99.88
八千代エンジニアリング(株) *	8	108	12.8	30.6	97.61	99.44	99.95
日本工営(株) *	8	57	6.8	37.4	73.00	90.35	99.79
(株)エッジ・エースコンサルタンツ	3	43	5.0	42.5	99.22	99.62	99.97
(財)日本造船技術センター	2	39	4.6	47.2	99.56	99.74	99.92
(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル *	7	33	3.9	51.2	98.26	99.37	99.93
(株)三祐コンサルタンツ	3	30	3.6	54.8	98.57	99.33	99.92
(株)建設企画コンサルタンツ	3	30	3.6	58.5	97.48	99.01	99.98
(株)大建設	6	29	3.5	62.0	98.66	99.26	99.81
(株)江平建築事務所	1	27	3.2	65.3	99.77	99.77	99.77
(株)毛利建築設計事務所	5	22	2.6	67.9	80.70	87.30	99.83
日本テカ(株)	5	21	2.4	70.4	94.34	98.44	99.93
(株)梓設計	5	20	2.3	72.8	98.90	99.49	99.95
(株)日水コ *	1	19	2.3	75.2	73.27	73.27	73.27
(株)山下設計	3	19	2.2	77.4	99.92	99.95	99.98
上位15社計	74	654	77.4		73.00	96.86	99.98
その他21社計	39	190	22.5		61.12	95.25	99.97
合計	113	844	100.0	100.0	61.12	96.31	99.98

注(1) \*印は、各社が公表している直近の年間売上高が100億円以上のコンサルタントを示す。

注(2) このほかコンサルタントが共同企業体を組織して詳細設計を行ったものが53件ある。

表15-2 コンサルタントと落札率の状況(資機材の調達等に係るもの)

(単位：件、億円、%)

コンサルタント名	落札により締結した本体契約				落札率		
	件数	金額	金額割合	累計金額割合	最低	平均	最高
日本工営(株) *	15	250	29.8	29.8	52.27	89.02	99.62
(財)日本国際協力システム	244	189	22.4	52.2	34.84	90.35	100.00
八千代エンジニアリング(株) *	16	59	7.0	59.3	66.76	91.77	99.93
(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル *	18	37	4.4	63.8	70.91	89.74	99.82
(株)建設企画コンサルタンツ	12	28	3.3	67.2	73.05	87.96	99.60
(財)日本消防設備安全センター	7	20	2.4	69.6	78.98	84.05	97.28
東電設計(株) *	1	19	2.2	71.9	99.95	99.95	99.95
ピンコ(株)	6	16	1.9	73.9	87.89	96.62	99.73
システム科学コンサルタンツ(株)	7	15	1.8	75.8	76.06	96.14	99.99
(株)建設技研インターナショナル	4	15	1.8	77.6	82.37	88.52	99.76
(株)NHKアテック *	3	15	1.8	79.5	94.01	96.80	98.80
(株)片平エンジニアリングインターナショナル	19	14	1.7	81.2	54.76	75.13	99.74
(株)福渡建築コンサルタンツ	2	12	1.4	82.7	94.23	96.39	98.55
(株)三祐コンサルタンツ	3	12	1.4	84.1	89.91	96.41	99.95
日本テカ(株)	6	11	1.4	85.6	71.32	90.95	99.28
上位15社計	363	719	85.6		34.84	89.70	99.98
その他26社計	70	121	14.3		38.02	86.57	99.97
合計	433	840	100.0	100.0	34.84	89.19	100.00

注(1) \*印は、各社が公表している直近の年間売上高100億円以上のコンサルタントを示す。

注(2) このほかコンサルタントが共同企業体を組織して詳細設計を行ったものなどが65件ある。

また、本体契約のうち、施設の建設に係る契約者(共同企業体を除く。)を、売上高が1兆円を超える大手総合建設業者、売上高が1000億円以上1兆円未満の中規模総合建設業者及びその他に区分し、資機材の調達等に係る契約者(同)を、売上高が1兆円を超える大規模総合商社及びその他に区分し、本体契約の契約者と平均落札率等の状況を示すと表16-1及び表16-2のとおりである。

表16-1 本体契約の契約者と落札率の状況(施設の建設に係るもの)

(単位：者、件、億円、%)

区分	入札参加者数	落札により締結した契約			落札率		
		件数	金額	金額割合	最低	平均	最高
大手総合建設業者	4	22	266	23.1	73.27	96.90	99.95
中規模総合建設業者	16	72	434	37.7	94.34	99.36	99.99
その他	17	57	451	39.1	61.12	95.28	99.98
計	37	151	1,152	100.0	61.12	97.46	99.99

(注) 共同企業体17社に係る15契約を除く。

表16-2 本体契約の契約者と落札率の状況(資機材の調達等に係るもの)

(単位：者、件、億円、%)

区分	入札参加者数	落札により締結した契約			落札率		
		件数	金額	金額割合	最低	平均	最高
大規模総合商社	6	312	815	72.2	34.84	89.58	99.99
その他	25	184	312	27.7	26.09	84.32	100.00
計	31	496	1,127	100.0	26.09	87.63	100.00

(注) 共同企業体2社に係る2契約を除く。

表15-1、表15-2、表16-1及び表16-2に示すとおり、コンサルタントと落札率の状況、また、本体契約の契約者と落札率の状況をそれぞれ検討したところ、いずれも大きな差異は見受けられなかった。

#### ウ 不落随契の状況

コンサルタント業務の手引では、入札は再度までに限定されており、前記のとおり、再度入札の価格のすべてが予定価格を上回った場合には、最低入札価格を提示した入札者と予定価格以下になるまで価格交渉を行うなどしている。

予算決算及び会計令第99条の2において、競争に付しても落札者がいないとき、又は再度入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができるといういわゆる不落随契の制度を設けている。ただし、この場合最初に競争に付するときに定められた予定価格を変更することができないこととされている。

そして、国内では、入札契約手続における競争性・透明性の確保に努め、一層の入札競争手続の適正化を図る観点から、近年、不落随契の本来の趣旨を踏まえ、競争入札によることが困難な場合の真にやむを得ない措置となるよう厳正化に取り組む動きが広がってきている。

JICAは前記のとおり、我が国の会計法令が不落随契の制度を設けていること、過去の入札会において3度以上の入札を行っていたが落札者を決定するには至らなかったこと、及び価格交渉は予定価格を下回るまで実施することで、入札を再度までに限定したとしても合理的かつ効率的なものになっているとの見解を採っている。

各分類ごとの不落随契の件数及び割合を示すと表17のとおりである。

表17 不落随契の件数及び割合

(単位：件、%)

分類		施設の建設に係るもの						資機材の調達等に係るもの						計	割合
		年度				計	割合	年度				計	割合		
		15	16	17	18			15	16	17	18				
一般プロジェクト無償	落札契約	37	40	37	34	148	60.9	80	89	43	41	253	90.0	401	76.5
	不落随契	16	30	33	16	95	39.0	8	14	4	2	28	9.9	123	23.4
	計	53	70	70	50	243	100.0	88	103	47	43	281	100.0	524	100.0
テロ対策等治安無償	落札契約				1	1	100.0				1	1	100.0	2	100.0
	不落随契				0	0	0.0				0	0	0.0	0	0.0
	計				1	1	100.0				1	1	100.0	2	100.0
水産無償	落札契約	4	8	2	0	14	77.7	0	3	0	0	3	100.0	17	80.9
	不落随契	1	1	2	0	4	22.2	0	0	0	0	0	0.0	4	19.0
	計	5	9	4	0	18	100.0	0	3	0	0	3	100.0	21	100.0
一般文化無償	落札契約	0	1	0	2	3	75.0	21	12	8	4	45	38.4	48	39.6
	不落随契	1	0	0	0	1	25.0	21	28	19	4	72	61.5	73	60.3
	計	1	1	0	2	4	100.0	42	40	27	8	117	100.0	121	100.0
イラク復興支援	落札契約							9	22	1	0	32	76.1	32	76.1
	不落随契							1	9	0	0	10	23.8	10	23.8
	計							10	31	1	0	42	100.0	42	100.0
食糧援助	落札契約							17	18	18	7	60	98.3	60	98.3
	不落随契							1	0	0	0	1	1.6	1	1.6
	計							18	18	18	7	61	100.0	61	100.0
食糧増産援助/ 貧困農民支援	落札契約							25	34	35	10	104	87.3	104	87.3
	不落随契							8	1	5	1	15	12.6	15	12.6
	計							33	35	40	11	119	100.0	119	100.0
合計	落札契約	41	49	39	37	166	62.4	152	178	105	63	498	79.8	664	74.6
	不落随契	18	31	35	16	100	37.5	39	52	28	7	126	20.1	226	25.3
	計	59	80	74	53	266	100.0	191	230	133	70	624	100.0	890	100.0

再度入札を行っても落札者がいないとして不落随契としているものは全体で226件(25.3%)となっていた。

一般プロジェクト無償についてみると、資機材の調達等に係るものは28件(9.9%)であるのに対し、施設の建設に係るものは95件(39.0%)と高くなっていた。また、一般文化無償についてみると、121件に占める不落随契は73件(60.3%)となっていた。

入札会を実施した結果再度入札も不調に終わり、予定価格を増額して新たに作成し、工期の遵守を最優先して価格交渉したものを不落随契として公表しているものが一般プロジェクト無償で1件見受けられ、その契約認証に至るまでの入札状況等は次に示すとおりである。

<16年度 ガーナ共和国「幹線道路改修計画」>

本件は、国際幹線道路の一部として最重要路線の舗装等の改修に必要な資金を供与するものである。

年月日	事 項
17. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回入札会実施(予定価格3,462,628,000円) 当初入札は、3者により実施するも不調。 再度入札は、1者が辞退し2者により実施するも不調。</li> <li>・ 最低価格で入札した者と不落随契の価格交渉を開始したが、入札会の不調は、予定価格の作成後にガーナ共和国政府による原油統制価格の大幅な値上げが起因していたことが判明し、価格交渉を断念。</li> </ul>
17. 3. 8 ~ 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原油統制価格の値上げを勸案し、予定価格を新たに交換公文上の贈与の限度額から、コンサルタント契約額を控除した金額にまで増額して作成する。(新たな予定価格3,564,950,000円。増額102,322,000円)</li> <li>・ 第2回入札会を実施するには、その手続に長時間を要することから、工期の遵守を最優先とし、新たに作成した予定価格に基づき、第1回入札会で決定した第1契約交渉権者と価格交渉を実施、交渉成立。</li> <li>・ 契約締結(契約価格3,562,750,000円)</li> </ul>
17. 4. 18	外務省による契約認証

また、第1回入札会の当初入札において第1契約交渉権者となった者が仕様不適格により失格となったため、第2契約交渉権者を契約の相手方とした不落随契が一般文化無償で1件見受けられ、その契約認証に至るまでの入札状況等は次に示すとおりである。

<16年度 イラン・イスラム共和国「バム遺跡修復・保存機材整備計画」>

本件は、15年12月26日に発生した地震により8割以上崩壊した、世界最大級の土の建造物であるバム遺跡の復旧・保存用の機材の購入に必要な資金を供与するものである。

年月日	事 項
17. 5.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札会実施</li> <li>・当初入札で2者が参加し、うち1者が予定価格を下回る入札を行い第1契約交渉権者となる。</li> </ul>
17. 5.20 ～ 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該第1契約交渉権者の仕様について再度確認したところ、仕様不適格と判断したため失格。</li> <li>・残りの1者の仕様について再確認したところ、仕様が適格であったため価格交渉を行い、予定価格以下で交渉成立。</li> </ul>
17. 5.27	残り1者と契約締結
17. 6.15	外務省による契約認証

不落随契の相手方が行った当初入札及び再度入札における入札の状況を見る指標として、入札価格の予定価格に対する割合（以下「入札率」という。）を算出しその状況を示すと図11及び図12のとおりである。

図11 当初入札における入札率の状況

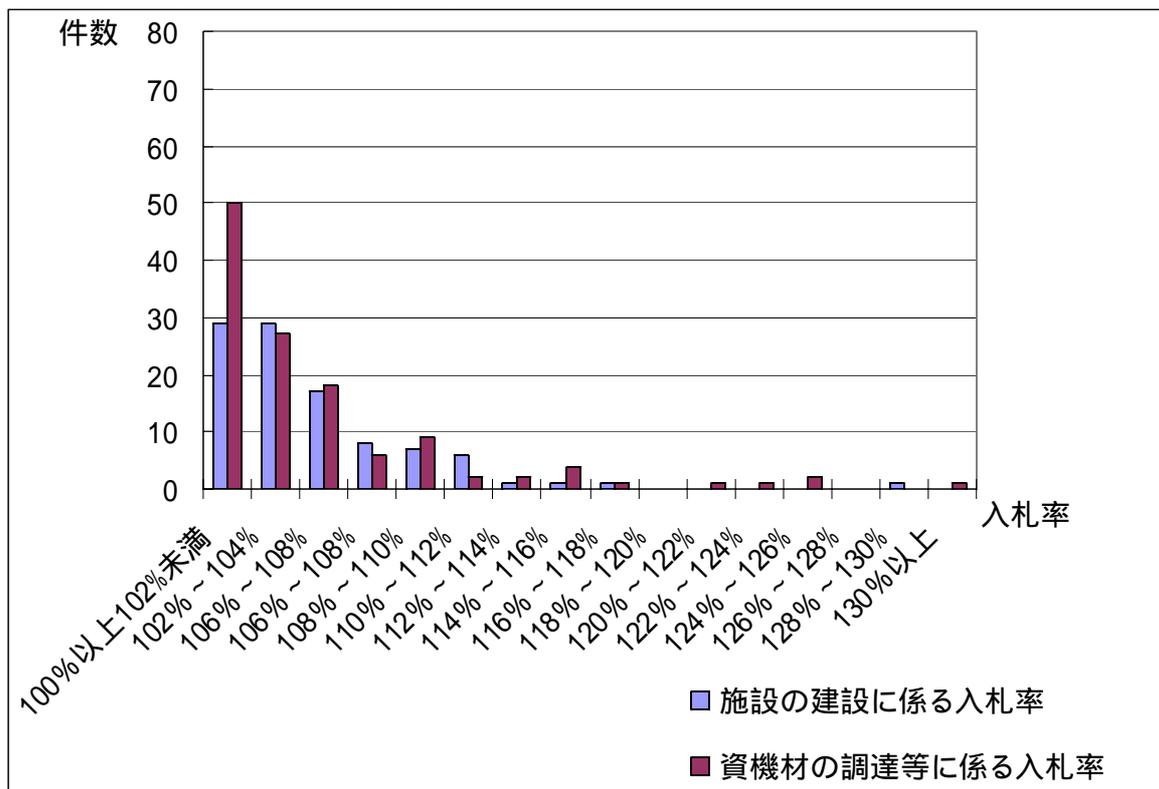
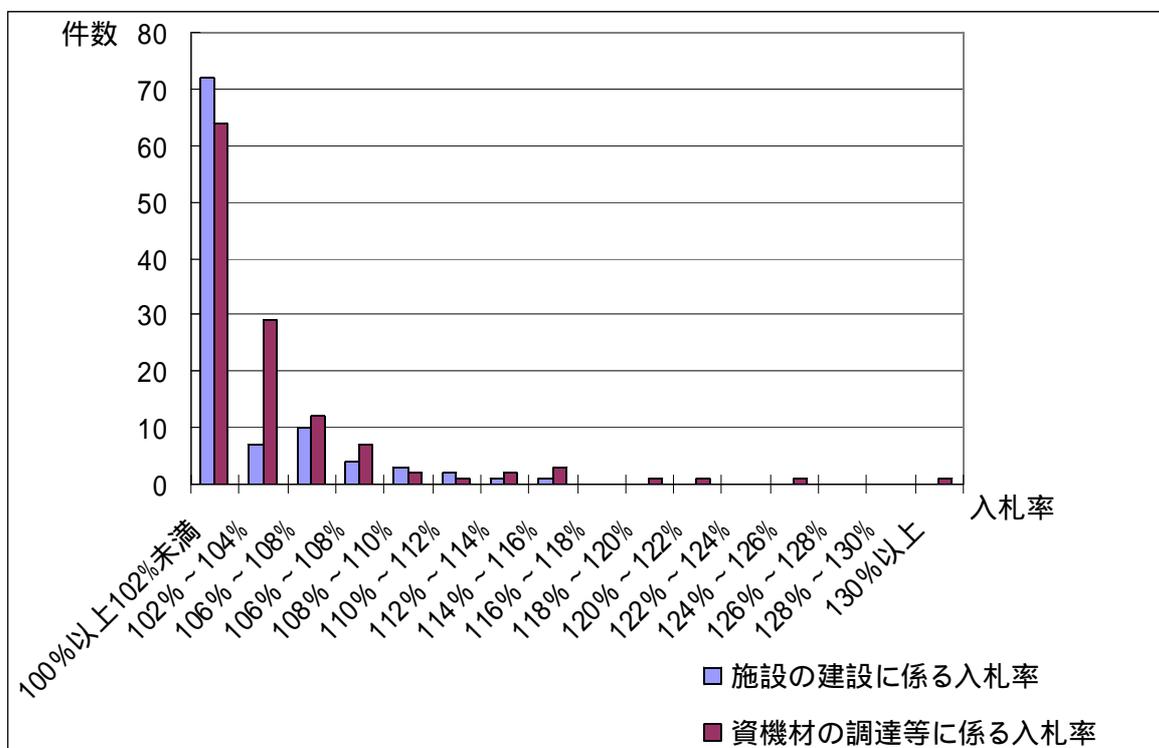


図12 再度入札における入札率の状況



入札率の状況についてみると、施設の建設に係るもの及び資機材の調達等に係る

ものともに、100%以上102%未満が最も多くなっていた。これらは、入札会終了後に予定価格以下となるまで価格交渉を行い契約を締結している。

## エ イラク復興支援

我が国政府は、15年10月15日、イラクの復興に対する当面の支援として、総額15億ドルの資金を供与することを発表した。支援の分野としてはイラクの生活基礎の再建及び治安の改善に重点を置いているが、現地の治安の状況、通信の状況等から詳細な現地調査が極めて困難な中で迅速な支援が必要とされたことから、支援の内容としては詳細な現地調査を必要としない資機材の調達等に係る案件が中心となった。

イラク復興支援の支出額を二国間協力、国際機関経由の別に示すと表18のとおりである。

表18 イラク復興支援の支出額

(単位：円)

年度	二国間協力	国際機関経由	計
15	3,099,000,000	56,571,558,590	59,670,558,590
16	79,473,376,000	1,693,102,730	81,166,478,730
17	12,701,878,000	1,540,588,889	14,242,466,889
計	95,274,254,000	59,805,250,209	155,079,504,209

また、イラク復興支援については緊急性が高いため、援助の実施を決定すると外務大臣が閣議にて発言し、その後口上書を取り交わし、各案件ごとに資金を一括供与している。閣議発言ごとの二国間協力の支出額等を示すと表19のとおりである。

表19 イラク復興支援 閣議発言ごとの二国間協力の支出額

(単位：円)

閣議発言	案 件 名	支出額
16. 1.16	警察車両供与計画	3,099,000,000
16. 3.26	移動式変電設備整備計画ほか3件	21,771,184,000
16. 6.29	北部地域主要病院整備計画ほか5件	31,929,553,000
16.10.12	中部地域主要病院整備計画ほか2件	15,797,248,000
16.12.28	サマーワ市ゴミ処理機材供与計画ほか3件	9,975,391,000
17. 5.27	サマーワ大型発電所建設計画	12,701,878,000
	計 19 件	95,274,254,000

上表19における案件のうち、警察車両供与計画に係る6契約の締結に至るまでの入札状況等を示すと次のとおりである。

< 15年度 イラク「警察車両供与計画」 >

本件は、イラク全土を対象に、現地の治安維持を目的とした警察車両の購入とバグダッドの自動車整備工場に必要な整備器具の購入に必要な資金を供与するものである。

年月日	事 項
16. 1. 16	・外務大臣閣議発言 ・財団法人日本国際協力システムがイラク内務省の調達代理機関として入札公示
16. 2. 4	契約1から契約4について入札会を開催
16. 2. 12	契約1から契約4について契約を締結
16. 2. 13	契約5及び契約6について随意契約を締結
16. 5月 上旬	輸送会社、警備会社等が一堂に会し、輸送の方法や緊急連絡体制などを確認
16.10. 6	警察車両及び自動車整備器具の輸送完了

	入札者 A	入札者 B	入札者 C	入札者 D	入札者 E
契約1		落札			
契約2		落札			
契約3		落札			
契約4		×			落札

16年2月4日に開催された契約1から契約3までに係る入札会にはそれぞれ同一の5者が参加し、いずれもBが落札者となった。契約4に係る入札会にはBを除く4者が参加し、Eが落札者になった。この結果を受け、2月12日に契約1から契約4について契約が締結された。

契約1から契約4までの落札率は下表に示すとおり50.22%から55.22%であり、落札価格が予定価格を大幅に下回ったため、追加調達をすることにした。そして、特別に緊急性が高いという理由により、契約5はBと、また、契約6はEとそれぞれ、入札会を行った契約と同じ条件で翌13日に随意契約を締結したものである。

(単位：円、%)

契約件名	契約額	予定価格	落札率等
契約1	499,714,600	904,982,240	55.21
契約2	285,900,017	522,985,500	54.66
契約3	348,100,000	636,678,000	54.67
契約4	341,713,086	680,382,000	50.22
契約5	910,200,000	910,200,000	随意契約
契約6	301,664,000	301,664,000	随意契約

このように、イラク復興支援は外務大臣の閣議発言を受け、緊急無償資金協力として各案件ごとに資金を一括供与して実施されたものであるが、資機材の調達等に係る案件が中心であり、入札の結果、落札価格が予定価格を大幅に下回ったため追加調達をすることにし、特別に緊急性が高いという理由により随意契約を締結したものがあ

### 第3 検査の結果に対する所見

ア 会計検査院は、政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等についての検査の要請を受け、19年次は、無償資金協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約の状況について検査した。

我が国の無償資金協力のうち、一般プロジェクト無償等では被援助国政府が行う事業への資金供与の形態を採るが、詳細設計やこれに基づく積算及び施設の建設や資機材の調達等は被援助国政府との契約により我が国の企業が実施している。そして、我が国が供与する資金は、必要な都度、必要な金額が我が国にある被援助国政府名義の口座を経由して直ちに契約者である我が国の企業に支払われる仕組みになっている。

契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況については、外務省及びJICAは、ガイドライン等を制定し、一般プロジェクト無償等では競争性が確保できる制度としての一般競争入札制度を従来から採り入れており、近年においても様々な取組を行っている。また、被援助国政府が施設の建設や資機材の調達等で締結する契約の相手方を我が国の企業に限定しており、施設の建設については入札参加資格制限付一般競争入札制度を採用することとしているが、これは、我が国が有する優れた技術、知見等を活用した援助としての質を確保するためのものであるとしている。

外務省及びJICAは、予定価格は事業を実施する被援助国政府が詳細設計に基づく積算を基礎に作成していると説明している。外務省は、従来から入札結果を公表していたが、15年度閣議決定案件からは、無償資金協力事業に対する一層の情報開示努力としてそれまでの入札結果に加え予定価格も公表することにした。そして、予定価格と基本設計調査報告書に記載されている概算事業費又は見直し後の概算事業費とを比較すると、施設の建設に係るものでは94.9%が概算事業費のプラスマイナス10%の範囲内で、また、資機材の調達等に係るものでは92.1%が概算事業費のプラスマイナス3%の範囲内で作成されている状況になっていた。

入札会に参加する我が国の企業数は、平均で2.4者となっており、一般プロジェクト無償において、施設の建設に係るものについては15年度2.4者、16年度2.5者、17年度2.3者、18年度1.8者となっており、1者だけが参加した入札は全体の25.4%となっていた。また、資機材の調達等に係るものでは、15年度2.7者、16年度2.6者、17年度3.0者、18年度2.4者となっており、1者だけが参加した入札は全体の23.5%となっていた。こ

れについて、外務省は、被援助国政府が実施する事業は国内の公共事業等とは大きく異なり事業開始時には想定し得ない事業に関する行政手続の変更、治安の悪化等被援助国側に起因する事業実施上のリスクが存在するなどのためと思われると説明している。

一般文化無償では、資機材の調達等に係る入札会119件のうち102件（85.7%）は1者だけが参加して行われたものであり、平均の参加者数は1.1者であった。

落札率の状況については、分析の結果、一般プロジェクト無償における平均落札率は89.88%になっており、施設の建設に係るものでは平均96.81%、資機材の調達等に係るものでは平均85.83%で、両者の間には平均で10ポイント以上の差が生じていた。また、落札率と落札件数の関係についてみると、資機材の調達等に係るものでは落札率99%以上のものは全体の21.6%であるが、施設の建設に係るものでは99%以上のものは全体の67.4%を占めていた。これらについて、外務省及びJICAは、資機材の調達等では輸送のほかに現地での据付け作業を伴うことがあるがこれは比較的短期間で済む一方、施設の建設では現地に一定期間留まり工事を行うことになるため、施設の建設と資機材の調達等とは契約内容、現地事情等を勘案した場合契約履行のための前提条件に少なからず相違があり、施設の建設の方がより多くのリスクを勘案して価格札に反映されている可能性が高いと思われると説明している。

不落随契は、再度入札をしても落札者がいない場合で、それ以上は競争入札によることが困難であると見込まれる場合に予定価格を下回るまで価格交渉を行った結果随意契約として締結されるものである。JICAでは、1回の入札会で入札を再度までと限定しており、不落随契の件数は、契約件数の25.3%を占める状況になっていた。特に、一般プロジェクト無償では、資機材の調達等に係るものが9.9%であるのに対し、施設の建設に係るものは39.0%と高くなっていた。

イラク復興支援は、外務大臣の閣議発言を受け、緊急無償資金協力として各案件ごとに資金を一括供与して実施されたものであるが、資機材の調達等に係る案件が中心であり、入札の結果、落札価格が予定価格を大幅に下回ったため追加調達をすることにし、特別に緊急性が高いという理由により随意契約を締結したものがある。

イ 会計検査院は、無償資金協力において、被援助国政府が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約の競争性・透明性の向上に向けた外務省及びJICAの取組の状況について検査した。外務省及びJICAは、ガイドライン等において一般競争入札制

度を採用入れ、契約の競争性・透明性の向上に向けた様々な取組を行ってきたが、入札会に参加する我が国の企業数には現状においては特段の変化は見られない。外務省が説明する事業実施上のリスク等を考慮すると、現在の入札参加者数は必ずしも少ないとは言いきれないが、1者だけが参加した入札では競争性が確保されているとは言えない。ついては、外務省及びJICAは、契約の競争性・透明性の向上に向けたより一層の努力を引き続き行っていくことにより、被援助国政府が最低限現状の入札参加者数を確保し、また、2者以上の参加者を確保していくことが望まれる。

また、会計検査院は、入札の結果としての落札価格の予定価格に対する割合である落札率の状況等について外務省が公表している資料等に基づいて914件の契約について分析を行った。被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に係る予定価格やその基礎となる仕様書、設計書等は被援助国政府が作成し所有するものであることを踏まえた上で、外務省及びJICAは透明性の向上に向けて、落札率の状況（予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況）について、引き続き公表するなどの努力を行っていくことが望まれる。

無償資金協力は国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるもので、国民の十分な理解を得ることが重要であることにかんがみ、国民に対する最大限の説明責任を果たしていくことが求められる。

現在外務省が行っている無償資金協力の業務の相当部分が20年10月にJICAに移管され、外務省及びJICAの果たす役割が大きく変わることが想定されるが、会計検査院としては、契約の競争性・透明性の向上に向けた取組や落札率の状況がどのように推移していくのかについて、今後とも留意していくこととする。

会計検査院としては、20年次は、技術協力を中心に、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、JICA、各府省が所管する公益法人を対象として引き続き検査し、取りまとめが出来次第報告することとする。

別表1 個別の案件の落札率

平成15年度閣議案件

一般プロジェクト無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
1	マダガスカル	国道7号線バイパス建設計画	3	2,865,763,000	2,865,500,000	99.99
2	アンゴラ	ジョシナ・マシェル病院整備計画	3	2,230,257,000	2,230,000,000	99.98
3	ガイアナ	ニュー・アムステルダム病院再建計画	2	463,200,000	463,000,000	99.9568
4	マーシャル	マジュロ病院整備計画	2	535,735,000	535,500,000	99.9561
5	ベトナム	麻疹ワクチン製造施設建設計画	2	1,449,830,000	1,449,000,000	99.94
6	フィリピン	カガヤン灌漑施設改修計画	3	805,487,000	804,900,000	99.92
7	スワジランド	第2次地方給水計画	1	240,246,000	240,000,000	99.897
8	ラオス	小学校建設計画	3	285,800,000	285,500,000	99.895
9	モンゴル	第2次鉄道線路基盤改修計画	2	581,638,000	581,000,000	99.890
10	バヌアツ	エファテ島環状道路橋梁震災復旧計画	3	147,163,000	147,000,000	99.88
11	エジプト	ギザ市ピラミッド北部地区上水道整備計画	3	3,834,735,000	3,830,000,000	99.87
12	ウガンダ	第2次カンバラ市内幹線道路改善計画	1	295,659,000	295,000,000	99.77
13	ミクロネシア	ポンペイ州周回道路整備計画	3	389,722,000	388,800,000	99.76
14	ヨルダン	ザルカ地区上水道施設改善計画	1	662,400,000	660,000,000	99.63
15	イエメン	小中学校建設計画	3	670,714,000	668,000,000	99.59
16	ネパール	カトマンズ上水施設改善計画	1	249,037,000	247,900,000	99.54
17	パキスタン	イスラマバード小児病院整備計画	3	572,487,000	569,800,000	99.53
18	インドネシア	中央および北スラウェシ州橋梁改修計画	2	190,969,000	190,000,000	99.49
19	ホンジュラス	第三保健地域病院網強化計画	2	244,064,000	242,500,000	99.35
20	ベトナム	ゲアン省ナムダン県農村生活環境改善計画	3	367,654,000	365,000,000	99.27

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
21	スリランカ	マータラ上水道整備計画	3	1,349,509,000	1,339,000,000	99.22
22	セネガル	第4次小学校教室建設計画	3	1,018,702,000	1,010,000,000	99.14
23	ボスニア・ヘルツェゴビナ	オサニッチャ橋及びボガティチ橋改善計画	3	416,300,000	412,000,000	98.96
24	ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計画	1	51,572,000	51,000,000	98.89
25	アフガニスタン	カブール・テレビ放送施設整備計画	3	435,838,000	431,000,000	98.88
26	南アフリカ	東ケープ州地方村落給水計画	1	487,575,000	482,000,000	98.85
27	ベトナム	第2次中部地方橋梁改修計画	3	833,875,000	824,000,000	98.81
28	南アフリカ	リンボボ州小・中学校建設計画	4	775,800,000	766,000,000	98.73
29	ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計画	1	53,513,000	52,800,000	98.66
30	カメルーン	第2次小学校建設計画	3	1,225,227,000	1,205,000,000	98.349
31	カンボジア	ブノンペン市周辺村落給水計画	2	328,423,000	323,000,000	98.348
32	マリ	カイ・セグー・モブチ地域給水計画	3	174,155,000	170,000,000	97.61
33	ガーナ	幹線道路改修計画	4	2,675,222,000	2,590,000,000	96.81
34	フィリピン	地方都市水質改善計画	2	645,473,000	609,000,000	94.34
35	中国	第2次黄河中流域保全林造成計画	4	330,850,000	309,500,000	93.54
36	中国	黄河中流域保全林造成計画	4	284,271,000	264,000,000	92.86
37	ネパール	第3次カトマンズ地区配電網拡張整備計画	2	1,306,052,000	1,065,000,000	81.54

一般プロジェクト無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	ベトナム	麻疹ワクチン製造施設建設計画	2	273,547,000	272,920,000	99.77
2	インドネシア	インドネシア国营テレビ(TVR I)マカッサル局放送設備整備計画	2	410,963,000	410,000,000	99.76
3	ガイアナ	ニュー・アムステルダム病院再建計画	2	172,421,000	172,000,000	99.75
4	バブアニューギニア	ゴロカ大学教育用機材整備計画	1	242,700,000	242,000,000	99.71

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
5	タンザニア	リンディ州・ムトワラ州水供給計画	1	228,170,000	227,508,100	99.70
6	アフガニスタン	カブール市大学機材整備計画	1	379,176,000	377,950,000	99.67
7	シリア	水資源情報管理センター整備計画	2	179,147,000	178,300,000	99.52
8	シリア	水資源情報管理センター整備計画	2	393,668,000	391,700,000	99.50
9	イエメン	教科書印刷所機材整備計画	1	351,780,000	350,000,000	99.49
10	スワジランド	第2次地方給水計画	1	90,484,000	90,000,000	99.46
11	インド	サー・ジ・エイ・ジ・エイ病院及びカ・アント・アルブレ母子病院医療機材整備計画	1	540,938,000	537,800,000	99.41
12	ガーナ	地方電化計画	1	251,600,000	249,905,000	99.32
13	タンザニア	リンディ州・ムトワラ州水供給計画	1	31,273,000	31,000,000	99.12
14	カザフスタン	農村地域水供給計画	1	494,830,000	489,700,000	98.96
15	イエメン	教科書印刷所機材整備計画	1	187,153,000	185,000,000	98.84
16	中国	西安市廃棄物管理改善計画	4	112,889,000	111,000,000	98.32
17	タンザニア	リンディ州・ムトワラ州水供給計画	1	47,337,000	46,490,000	98.21
18	ポリビア	第3次地方地下水開発計画	2	351,976,000	344,910,000	97.99
19	ホンジュラス	第七保健地域地下水開発計画	2	72,388,000	70,794,800	97.79
20	アフガニスタン	カブール・テレビ放送施設整備計画	1	249,251,000	243,280,000	97.60
21	ドミニカ共和国	旧公営農場地下水開発計画	1	25,133,000	24,500,000	97.48
22	ホンジュラス	第七保健地域地下水開発計画	2	58,441,000	56,900,000	97.36
23	ベトナム	麻疹ワクチン製造施設建設計画	3	174,919,000	169,550,000	96.93
24	パキスタン	バロチスタン州基礎医療機材整備計画	4	256,286,000	247,700,000	96.64
25	ベトナム	国立小児病院機材改善計画	5	290,198,000	279,900,400	96.45
26	カンボジア	感染症対策計画	5	288,151,000	274,741,000	95.34
27	タンザニア	感染症対策計画	4	172,152,000	163,530,100	94.99
28	エジプト	ギザ市ピラミッド北部地区上水道整備計画	1	121,865,000	115,000,000	94.36
29	マダガスカル	予防接種拡大計画	5	177,493,000	167,210,000	94.20

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
30	バブアニューギニア	国営ラジオ放送局機材整備計画	2	739,816,000	695,556,000	94.017
31	ホンジュラス	第三保健地域病院網強化計画	2	116,987,000	109,980,000	94.010
32	ドミニカ共和国	旧公営農場地下水開発計画	1	325,337,000	305,000,000	93.74
33	ラオス	国際電話交換設備改善計画	3	178,036,000	164,000,000	92.11
34	ブータン	道路建設機材整備拡充計画	3	149,024,000	137,000,000	91.93
35	エクアドル	基礎保健サービス強化計画	3	321,000,000	294,000,000	91.58
36	アゼルバイジャン	土地改良・灌漑機材整備計画	2	222,725,000	203,885,998	91.54
37	カンボジア	感染症対策計画	4	76,508,000	69,840,850	91.28
38	中国	第3次貧困地域結核抑制計画	3	321,066,676	292,173,300	91.00
39	エジプト	救急車両整備計画	4	465,925,000	423,317,700	90.85
40	シリア	ゴラン病院医療機材整備計画	6	299,524,000	271,700,000	90.71
41	ドミニカ共和国	旧公営農場地下水開発計画	1	32,974,000	29,800,000	90.37
42	マダガスカル	予防接種拡大計画	2	24,412,000	22,032,000	90.25
43	東ティモール	ディリ配電網改修計画	3	193,247,000	174,000,000	90.04
44	ウズベキスタン	中等教育機材整備計画	3	163,800,000	147,000,000	89.74
45	タンザニア	感染症対策計画	3	148,266,000	132,949,400	89.669
46	エジプト	救急車両整備計画	3	434,070,000	389,206,300	89.664
47	インド	サー・ジェ・ジェイ病院及び加・アト・アル 以母子病院医療機材整備計画	3	164,962,000	145,000,000	87.89
48	中国	西安市廃棄物管理改善計画	4	1,141,435,000	1,002,993,330	87.87
49	アフガニスタン	カブール国際空港機材整備計画	2	325,400,000	283,000,000	86.96
50	フィリピン	指紋自動識別システム整備計画	3	975,000,000	839,291,634	86.08
51	グルジア	母子保健一次医療機材整備計画	4	81,705,000	68,300,000	83.59
52	エジプト	消防車両整備計画	2	369,273,000	307,072,939	83.15
53	パキスタン	新生児破傷風予防接種拡大計画	5	116,758,000	95,959,600	82.18
54	エジプト	消防車両整備計画	2	358,319,000	291,931,861	81.47

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
55	モンゴル	気象情報ネットワーク改善計画	2	233,948,000	190,000,000	81.21
56	モンゴル	気象情報ネットワーク改善計画	2	270,220,000	215,000,000	79.56
57	ザンビア	感染症対策計画	6	313,518,000	243,500,000	77.66
58	キルギス	地方小児医療機材整備計画	4	357,800,000	277,000,000	77.41
59	スリナム	母子保健医療機材整備計画	3	284,789,000	218,900,000	76.86
60	イエメン	教科書印刷所機材整備計画	2	35,494,000	27,000,000	76.06
61	マラウイ	マラリア対策計画	11	167,428,000	126,900,000	75.79
62	ブータン	道路建設機材整備拡充計画	4	74,037,000	55,708,671	75.24
63	シリア	ゴラン病院医療機材整備計画	5	114,425,000	85,813,900	74.99
64	マラウイ	マラリア対策計画	6	70,333,000	52,500,000	74.64
65	エクアドル	アスアイ州地下水開発計画	2	78,285,000	57,550,000	73.51
66	ブータン	道路建設機材整備拡充計画	3	361,752,000	264,900,000	73.22
67	マダガスカル	予防接種拡大計画	2	17,295,000	12,645,000	73.11
68	パキスタン	新生児破傷風予防接種拡大計画	4	108,312,000	78,930,500	72.87
69	タンザニア	感染症対策計画	2	140,246,000	101,990,500	72.72
70	中国	第3次貧困地域結核抑制計画	3	86,279,324	59,822,480	69.33
71	ザンビア	感染症対策計画	5	176,360,000	121,015,539	68.61
72	ネパール	予防接種拡大支援計画	7	239,223,000	159,961,020	66.86
73	ポリビア	第3次地方地下水開発計画	2	101,323,000	67,708,000	66.82
74	エクアドル	アスアイ州地下水開発計画	2	206,473,000	117,068,000	56.69
75	バングラデシュ	緊急産科医療サービス強化支援計画	3	434,903,000	232,400,000	53.43
76	インドネシア	ジャカルタ市内貧困地区排水改善計画	2	321,244,000	167,941,000	52.27
77	エクアドル	アスアイ州地下水開発計画	2	296,172,000	133,000,000	44.90
78	グルジア	母子保健一次医療機材整備計画	5	141,295,000	56,564,000	40.03
79	ホンジュラス	第七保健地域地下水開発計画	4	222,098,000	84,450,000	38.02

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
80	ボリビア	第3次地方地下水開発計画	2	455,033,000	118,720,000	26.09

水産無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	セントビンセント	キングスタウン魚市場改修計画	3	687,000,000	686,800,000	99.97
2	ベナン	コトヌ零細漁港開発計画	3	676,220,000	675,000,000	99.81
3	タンザニア	ムワンザ市キルンバ魚市場建設計画	3	541,107,000	540,000,000	99.79
4	アンティグア・バーブーダ	水産センター建設計画	2	119,196,000	118,500,000	99.41

一般文化無償(資機材の調達等に係るもの)

入札参加者数欄、予定価格欄、落札価格欄及び落札率欄の「\*」は、19年10月5日現在、外務省において、入札結果の公表について被援助国の同意を取付中のものを示す。

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	コスタリカ	コスタリカ大学に対するプラネタリウム機材	1	49,001,000	49,000,000	99.99
2	キルギス	国立図書館に対するマイクロフィルム機材及び印刷機材	1	41,309,000	41,300,000	99.97
3	中国	青海大学に対する日本語学習機材	*	*	*	*
4	チリ	国立保存修復センターに対する科学分析・写真機材	1	47,867,000	47,800,000	99.86
5	セルビア・モンテネグロ	芸術大学演劇芸術学部に対する視聴覚機材	1	48,470,000	48,400,000	99.85
6	ペルー	ペルー国立考古・人類・歴史学博物館に対する保存・研究・展示機材	1	48,221,000	48,130,000	99.81
7	ラトビア	ラトビア国立フィルム・写真・音声資料保存館に対する資料保存機材	1	23,592,000	23,500,000	99.61
8	フィリピン	フィリピン文化センターに対する照明・音響器材	1	48,295,000	48,100,000	99.59
9	ラオス	国立映像保管・ビデオ・センターに対するビデオ撮影・編集機材	1	32,234,000	32,100,000	99.58
10	ザンビア	リビングストーン博物館に対する視聴覚機材	1	19,286,000	19,200,000	99.55
11	トルコ	アナトリア文明博物館に対する研究及び視聴覚機材	1	32,153,000	32,000,000	99.52
12	リトアニア	リトアニア国立博物館に対する調査・保存機材	1	42,723,000	42,500,000	99.47
13	ガーナ	国立競技場に対するスポーツ器材	2	40,926,000	40,700,000	99.44
14	レバノン	文化省ユネスコ会館に対する視聴覚器材	1	44,666,000	44,200,000	98.95

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
15	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ国立劇場に対する照明機材	1	48,582,000	48,000,000	98.80
16	シリア	文化省に対する移動図書館車	*	*	*	*
17	モンゴル	モンゴル国立ドラマ・アカデミック劇場に対する照明・音響機材	2	47,244,000	42,580,000	90.12
18	タイ	タイ文化センターに対する音響機材	2	43,246,000	35,700,000	82.55
19	ニカラグア	ニカラグア青年スポーツ庁に対するスポーツ器材	2	28,180,000	22,000,000	78.06
20	タジキスタン	タジキスタン歴史考古学博物館に対する展示及び保存器材	3	44,878,000	33,850,000	75.42
21	アルジェリア	アルジェリア柔道連盟に対する柔道器材	3	33,146,000	23,480,000	70.83

イラク復興支援(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	イラク	消防車両供与計画 追加1 (ロット1)	2	265,873,000	209,000,000	78.60
2	イラク	消防車両供与計画 追加1 (ロット2)	2	316,789,000	210,400,000	66.41
3	イラク	消防車整備計画(ロット1)	4	546,679,000	347,000,000	63.47
4	イラク	消防車整備計画(ロット3)	3	820,018,000	519,963,000	63.40
5	イラク	消防車整備計画(ロット2)	3	546,679,000	346,140,000	63.31
6	イラク	警察車輛供与計画(ロット1)	5	904,982,240	499,714,600	55.21
7	イラク	警察車輛供与計画(ロット3)	5	636,678,000	348,100,000	54.67
8	イラク	警察車輛供与計画(ロット2)	5	522,985,500	285,900,017	54.66
9	イラク	警察車輛供与計画(ロット4)	4	680,382,000	341,713,086	50.22

平成16年度閣議案件

一般プロジェクト無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
1	サモア	職業訓練学校拡充計画	4	674,106,000	674,000,000	99.98
2	ニジェール	ザンデル地方ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画	1	677,174,000	677,000,000	99.974
3	カンボジア	シアマリアップ上水道整備計画	4	1,460,400,000	1,460,000,000	99.972
4	エリトリア	アスマラ - マッサワ間道路橋梁改修計画	3	198,123,000	198,000,000	99.9379
5	カンボジア	国立医療技術学校改修計画	3	660,416,000	660,000,000	99.9370
6	ベトナム	北部地下水開発計画	2	454,300,000	454,000,000	99.933
7	ギニア	中部ギニア農村飲料水供給計画	2	434,800,000	434,500,000	99.931
8	モザンビーク	キリマネ医療従事者養成学校整備計画	3	735,500,000	734,980,000	99.92
9	ナイジェリア	小学校建設計画	1	242,000,000	241,800,000	99.917
10	レソト	小学校建設計画	2	911,300,000	910,500,000	99.912
11	キリバス	第2次タラワ環礁電力供給施設整備計画	1	724,500,000	723,800,000	99.90
12	インド	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画	3	1,421,730,000	1,420,000,000	99.878
13	ベトナム	ゲアン省ナムダン県農村生活環境改善計画	3	653,334,000	652,500,000	99.872
14	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	3	1,440,004,000	1,438,000,000	99.86
15	南アフリカ	リンボボ州医療施設改善計画	3	230,343,000	230,000,000	99.85
16	ベトナム	フエ中央病院改善計画	3	2,185,919,000	2,182,500,000	99.84
17	ミクロネシア	ボンベイ州周回道路整備計画	3	412,177,000	411,500,000	99.83
18	東ティモール	ディリ-カーサ道路補修計画	3	1,394,437,000	1,392,000,000	99.82
19	ニジェール	ドッソ県・タウア県小学校建設計画	2	262,985,000	262,500,000	99.81
20	ラオス	保健医療訓練施設整備計画	3	421,859,000	421,000,000	99.79
21	東ティモール	ディリ上水整備計画	4	992,588,000	990,000,000	99.73
22	モンゴル	ウランバートル市給水施設改善計画	3	1,511,400,000	1,506,700,000	99.689
23	バングラデシュ	水質検査システム強化計画	1	412,100,000	410,800,000	99.684
24	ベトナム	第2次中部地方橋梁改修計画	3	862,849,000	860,000,000	99.66
25	マーシャル	マジュロ病院整備計画	2	303,548,000	302,500,000	99.65

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
26	ニカラグア	西部2県保健医療センター整備計画	3	572,261,000	570,000,000	99.60
27	エジプト	シャルキーヤ県北西部上水道整備計画	3	2,622,748,000	2,610,000,000	99.51
28	ザンビア	北部州地下水開発計画	1	166,829,000	166,000,000	99.503
29	エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路サコーラ堰改修計画	3	1,798,978,000	1,790,000,000	99.500
30	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ドボイ橋及びモドリッチャ橋建設計画	3	928,645,000	923,000,000	99.39
31	キリバス	ベシオ港修復計画	3	277,700,000	276,000,000	99.38
32	マリ	第2次小学校建設計画	3	1,066,672,000	1,060,000,000	99.37
33	モーリタニア	南部地方飲料水供給計画	3	216,028,000	214,500,000	99.29
34	マリ	カイ・セグー・モプチ地域給水計画	2	1,155,650,000	1,147,000,000	99.25
35	カンボジア	主要幹線道路橋梁改修計画	3	118,414,000	117,500,000	99.22
36	カメルーン	第3次小学校建設計画	3	716,300,000	710,000,000	99.12
37	マケドニア	スコピエ周辺地域給水改善計画	3	641,100,000	630,000,000	98.26
38	エクアドル	チンボラソ州地下水開発計画	2	82,600,000	80,000,000	96.85
39	中国	第2次黄河中流域保全林造成計画	3	275,350,000	260,800,000	94.71
40	ベトナム	第2次北部山岳地域初等教育施設整備計画	3	282,249,000	235,000,000	83.25

一般プロジェクト無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	ベナン	第5次村落給水計画	1	171,175,000	171,100,000	99.956
2	インドネシア	グレシック火力発電所3・4号機改修計画	1	1,911,862,000	1,911,000,000	99.954
3	カンボジア	プノンペン市電力供給施設整備・拡張計画	1	293,200,000	293,000,000	99.93
4	タジキスタン	ディアコフ国立病院医療機材整備計画	6	316,221,564	316,000,000	99.92
5	サモア	職業訓練学校拡充計画	1	145,519,000	145,400,000	99.91
6	ベトナム	ダナン病院医療機材整備計画	6	300,392,000	299,988,000	99.86
7	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	3	246,933,000	246,490,000	99.82
8	ホンジュラス	全国公衆衛生検査所機材整備計画	1	120,824,000	120,500,000	99.7318
9	南アフリカ	東ケープ州基礎医療機材整備計画	1	336,884,000	335,980,000	99.7316
10	ケニア	ケニア中央医学研究所感染症及び寄生虫症対策施設整備計画	2	184,355,000	183,732,000	99.66

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
11	エクアドル	チンボラソ州地下水開発計画	1	63,220,000	63,000,000	99.65
12	モロッコ	道路保守建設機械訓練所機材整備計画	1	178,430,000	177,719,000	99.60
13	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	3	80,244,000	79,780,000	99.42
14	東ティモール	ディリ電力復旧計画	2	487,990,000	485,000,000	99.38
15	シリア	ダマスカス市新規水源開発計画	1	704,413,000	700,000,000	99.37
16	エクアドル	チンボラソ州地下水開発計画	1	214,260,000	212,888,000	99.35
17	セネガル	地方村落給水計画	1	125,900,000	125,000,000	99.28
18	南アフリカ	東ケープ州基礎医療機材整備計画	2	85,980,000	85,350,000	99.26
19	南アフリカ	東ケープ州基礎医療機材整備計画	3	178,410,000	176,980,000	99.19
20	タンザニア	リンディ州・ムトワラ州水供給計画	1	82,608,000	81,692,520	98.89
21	インドネシア	市民警察化支援計画	1	483,000,000	477,334,500	98.82
22	ザンビア	北部州地下水開発計画	1	104,521,000	103,222,000	98.75
23	ザンビア	北部州地下水開発計画	1	148,288,000	146,255,000	98.62
24	ネパール	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画	3	765,032,000	753,970,700	98.55
25	インド	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画	3	272,385,000	267,990,000	98.38
26	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	2	131,128,317	129,000,000	98.37
27	ウズベキスタン	第2次道路建設機材整備計画	2	110,705,395	108,341,000	97.86
28	アルメニア	産科業務改善計画	4	182,519,000	178,000,000	97.52
29	ヨルダン	ヨルダン南部・北部地域消防救急機材整備計画	3	217,880,000	211,960,950	97.28
30	ニカラグア	西部2県保健医療センター整備計画	1	4,884,000	4,750,000	97.25
31	ウズベキスタン	第2次道路建設機材整備計画	4	433,002,647	420,000,000	96.99
32	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	2	148,603,000	143,690,000	96.69
33	ギニア	予防接種拡大支援計画	2	174,466,000	168,000,000	96.29
34	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	2	141,421,569	136,000,000	96.16
35	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	1	104,195,000	99,980,000	95.95
36	インド	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画	2	254,715,000	243,000,000	95.40
37	ウズベキスタン	第2次道路建設機材整備計画	3	197,263,986	187,457,600	95.02
38	中国	第4次貧困地域結核抑制計画	3	355,671,000	337,607,927	94.92

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
39	中国	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画	4	515,248,984	486,500,000	94.42
40	中国	リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画	4	248,183,000	234,300,000	94.40
41	南アフリカ	東ケープ州基礎医療機材整備計画	2	393,726,000	371,000,000	94.22
42	ニカラグア	西部2県保健医療センター整備計画	2	106,241,000	98,900,000	93.09
43	モロッコ	道路保守建設機械訓練所機材整備計画	2	169,471,000	156,575,900	92.39
44	カンボジア	感染症対策計画	4	160,364,000	147,429,000	91.93
45	ヨルダン	第2次大アンマン市環境衛生改善計画	2	258,470,000	235,518,800	91.12
46	ブルキナファソ	国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画	2	100,657,000	91,500,000	90.90
47	タジキスタン	ディアコフ国立病院医療機材整備計画	6	129,474,436	117,264,000	90.56
48	ベトナム	フエ中央病院改善計画	7	215,400,000	194,450,000	90.27
49	タンザニア	第2次感染症対策計画	4	277,600,000	248,988,950	89.69
50	パキスタン	ラホール市下水・排水施設改善計画	2	247,530,000	220,800,000	89.20
51	インドネシア	主要空港・港湾施設安全対策拡充計画	4	420,192,000	374,407,000	89.10
52	ニカラグア	農道建設機材整備計画	2	290,100,000	257,251,000	88.67
53	カンボジア	感染症対策計画	2	56,436,000	49,427,550	87.58
54	モザンビーク	キリマネ医療従事者養成学校整備計画	2	72,580,000	63,491,000	87.47
55	ベトナム	フエ中央病院改善計画	5	211,501,000	182,700,000	86.38
56	アンゴラ	マラリア対策計画	7	139,466,000	117,451,100	84.21
57	ヨルダン	ヨルダン南部・北部地域消防救急機材整備計画	4	349,545,000	292,598,620	83.708
58	インドネシア	西カリマンタン州公立病院医療サービス改善計画	5	186,880,000	156,420,000	83.700
59	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	2	46,122,000	38,510,000	83.49
60	ブータン	農村道路建設機材整備計画	4	275,618,000	229,966,570	83.43
61	ニカラグア	農道建設機材整備計画	2	266,850,000	221,100,000	82.85
62	パキスタン	ラホール市下水・排水施設改善計画	1	275,118,000	227,700,000	82.76
63	パキスタン	ラホール市下水・排水施設改善計画	2	654,599,000	539,200,000	82.37
64	ヨルダン	第2次大アンマン市環境衛生改善計画	1	232,129,000	191,033,500	82.29
65	ブルキナファソ	国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画	2	175,343,000	142,799,887	81.44
66	ヨルダン	ヨルダン南部・北部地域消防救急機材整備計画	4	368,079,000	297,895,000	80.93

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
67	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	2	180,358,114	145,000,000	80.39
68	インドネシア	西カリマンタン州公立病院医療サービス改善計画	5	215,105,000	172,250,000	80.07
69	ニカラグア	看護教育機材整備計画	4	201,102,000	159,890,000	79.50
70	スリランカ	コロボ市下水管清掃機材整備計画	5	118,800,000	94,255,000	79.33
71	ヨルダン	第2次大アンマン市環境衛生改善計画	4	230,201,000	178,000,500	77.32
72	中国	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画	4	482,265,949	369,500,000	76.61
73	インドネシア	主要空港・港湾施設安全対策拡充計画	4	277,202,000	206,875,350	74.62
74	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	2	479,233,000	356,800,000	74.45
75	ニカラグア	農道建設機材整備計画	2	226,550,000	165,676,000	73.12
76	ウズベキスタン	第2次道路建設機材整備計画	3	206,781,972	151,060,000	73.05
77	アルバニア	南部地域病院医療機材整備計画	5	207,200,000	148,800,000	71.81
78	パキスタン	アラマイクバル放送大学教育設備改善計画	2	336,060,000	240,000,000	71.41
79	グアテマラ	地方地下水開発計画	2	401,893,000	286,650,000	71.32
80	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画	2	191,012,000	135,458,200	70.91
81	キルギス	国营放送局番組制作機材整備計画	3	641,050,000	428,000,000	66.76
82	ザンビア	第2次感染症対策計画	6	310,469,000	201,470,800	64.89
83	中国	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画	5	124,885,067	78,299,958	62.69
84	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画(プルチコ特別区分)	5	40,818,000	24,283,000	59.49
85	南アフリカ	リンボボ州医療施設改善計画	4	154,457,000	91,500,000	59.23
86	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画(スルプスカ共和国分)	5	262,000,000	142,375,000	54.34
87	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画(ボスニア・ヘルツェゴビナ分)	6	319,000,000	168,220,000	52.73
88	中国	第4次貧困地域結核抑制計画	5	52,855,000	22,916,650	43.35
89	ザンビア	第2次感染症対策計画	6	78,910,000	31,848,660	40.36

水産無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
1	モーリタニア	ヌアクシヨット水産物衛生管理施設整備計画	3	782,186,000	782,000,000	99.976
2	アンティグア・バーブーダ	水産センター建設計画	1	672,173,000	672,000,000	99.974

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
3	セネガル	ロンブル水産センター建設計画	2	556,700,000	556,000,000	99.87
4	キリバス	クリスマス島沿岸漁業振興計画	3	638,877,000	637,000,000	99.706
5	ベナン	コトヌ零細漁業開発計画	1	251,741,000	251,000,000	99.705
6	ガボン	ランバレネ零細漁民センター整備計画	1	276,400,000	275,500,000	99.67
7	ソロモン	国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画(船舶)	3	853,623,000	848,000,000	99.34
8	フィジー	ラミ漁港再開発計画	3	506,953,000	498,766,000	98.38

水産無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	キリバス	クリスマス島沿岸漁業振興計画	1	32,451,000	32,400,000	99.84
2	モーリタニア	ヌアクショット水産物衛生管理施設整備計画	1	136,764,000	136,500,000	99.80
3	ソロモン	国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画	2	57,576,000	57,198,000	99.34

一般文化無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	エジプト	王家の谷周辺地区整備計画	3	208,700,000	208,600,000	99.95

一般文化無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	南アフリカ	国立劇場に対する音響機材	1	43,594,000	43,590,000	99.99
2	ラトビア	ラトビア歴史博物館に対する視聴覚機材	1	30,074,000	30,050,000	99.92
3	ベネズエラ	国立シモン・ボリバル大学に対する番組制作機材	1	44,409,000	44,350,000	99.867
4	レバノン	文化省に対する文化フィルム制作機材	1	44,860,000	44,800,000	99.866
5	エチオピア	エチオピア国立図書館に対するマイクロフィルム機材	1	48,967,000	48,900,000	99.863
6	ホンジュラス	文化・芸術・スポーツ省に対するスポーツ器材	1	47,577,000	47,500,000	99.838
7	ルーマニア	ラドゥ・スタンカ劇場に対する照明・音響機材	1	46,876,000	46,800,000	99.837
8	モンゴル	モンゴル科学アカデミー古生物学センターに対する研究活動機材	1	44,483,000	44,400,000	99.81
9	クロアチア	ザグレブ大学に対する日本語学習機材	1	16,336,000	16,300,000	99.77
10	パナマ	国立エルネスト・J・カスティジェロ・R図書館に対する視聴覚機材	1	31,183,000	31,100,000	99.73
11	グアテマラ	グアテマラ自治スポーツ連盟に対するスポーツ器材	1	47,645,000	47,500,000	99.69

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
12	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ公文書館に対するマイクロフィルム機材及び保存機材	1	32,497,000	32,200,000	99.08

イラク復興支援(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	イラク	中部地域主要病院整備計画(ロット2)(クット分)	1	1,246,622,000	1,242,000,000	99.62
2	イラク	南部地域主要病院整備計画(ロット3)(ナシリア分)	1	1,105,461,000	1,098,000,000	99.32
3	イラク	南部地域主要病院整備計画(ロット2)(サマワ分)	1	1,197,911,000	1,189,000,000	99.25
4	イラク	中部地域主要病院整備計画(ロット3)(アマラ分)	1	1,287,564,000	1,273,300,000	98.89
5	イラク	南北基幹通信網整備計画	2	3,846,515,000	3,792,482,000	98.59
6	イラク	ムサンナー県PHC(プライマリヘルスセンター)整備計画	2	636,383,000	624,576,390	98.14
7	イラク	中部地域主要病院整備計画(ロット1)(カドミア分)	1	1,132,800,000	1,109,700,000	97.96
8	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画(ロット5)	5	823,090,000	733,259,613	89.08
9	イラク	バグダッド市浄水設備整備計画	5	3,170,295,000	2,796,404,553	88.20
10	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画(公共事業省)(ロット2)	3	310,254,000	270,670,080	87.24
11	イラク	警察用バス及びオートバイ整備計画(ロット2)	2	544,799,000	473,000,000	86.82
12	イラク	バグダッド市向けゴミ・下水処理特殊車両整備計画(ロット2)	2	142,547,000	117,900,000	82.70
13	イラク	バグダッド市向けゴミ・下水処理特殊車両整備計画(ロット3)	2	486,912,000	378,340,120	77.70
14	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画追加1(ロット2)	3	655,613,000	454,314,600	69.29
15	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画(公共事業省)(ロット3)	2	583,852,000	398,447,120	68.24
16	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画(公共事業省)追加2(ロット1)	2	672,231,000	444,426,000	66.11
17	イラク	バグダッド市向けゴミ・下水処理特殊車両整備計画(ロット1)	4	1,562,595,000	997,032,000	63.80
18	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画追加1(ロット1)	3	197,509,000	120,701,776	61.11
19	イラク	警察用バス及びオートバイ整備計画(ロット3)	3	198,659,000	116,924,800	58.85
20	イラク	市外電話交換網整備計画	3	2,120,757,000	1,193,998,933	56.30
21	イラク	ゴミ・下水処理特殊車両整備計画(公共事業省)(ロット1)	3	1,159,032,000	616,323,732	53.17
22	イラク	警察用バス及びオートバイ整備計画(ロット1)	1	1,068,653,000	549,960,000	51.46

平成17年度閣議案件

一般プロジェクト無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
1	セネガル	初等教育教員養成校整備計画	2	496,265,000	496,000,000	99.94
2	ベトナム	ホアビン総合病院改善計画	3	679,535,000	679,000,000	99.92
3	ウガンダ	東部ウガンダ医療施設改善計画	3	595,900,000	595,340,000	99.90
4	ブータン	教育施設整備計画	2	359,600,000	359,000,000	99.83
5	ウガンダ	カンパラ市内交通事情改善計画	2	400,750,000	400,000,000	99.81
6	エクアドル	イバラ市上水道整備計画	3	599,000,000	597,800,000	99.799
7	ネパール	シンズリ道路建設計画(第2工区)	1	2,396,000,000	2,391,000,000	99.791
8	アフガニスタン	カブール国際空港ターミナル建設計画	2	2,776,222,000	2,770,000,000	99.77
9	ヨルダン	ヨルダン渓谷北・中部給水網改善・拡張計画	3	1,854,653,000	1,850,000,000	99.74
10	カンボジア	主要幹線道路橋梁改修計画	3	769,009,000	766,800,000	99.71
11	ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計画	3	540,074,000	538,500,000	99.708
12	ラオス	ピエンチャン1号線整備計画	3	1,805,340,000	1,800,000,000	99.704
13	マラウイ	バラカ-サリマ間国道五号線橋梁架け替え計画	2	605,000,000	603,000,000	99.66
14	パキスタン	イスラマバード小児病院改善計画	2	362,736,000	361,500,000	99.659
15	パキスタン	タウンサ堰水門改修計画	1	3,776,038,000	3,763,000,000	99.654
16	東ティモール	サメ・アイナ口上水整備計画	4	880,142,000	877,000,000	99.64
17	ギニア	中部ギニア農村飲料水供給計画	2	411,700,000	410,000,000	99.58
18	ブータン	第2次橋梁架け替え計画	2	1,219,696,000	1,214,500,000	99.57
19	モザンビーク	ベイラ港浚渫能力増強計画	1	2,099,100,000	2,090,000,000	99.56
20	エリトリア	アスマラ-マッサワ間道路橋梁改修計画	3	329,467,000	328,000,000	99.55
21	キリバス	ベシオ港修復計画	2	466,702,000	464,600,000	99.54
22	アフガニスタン	学校建設計画	3	917,700,000	913,000,000	99.48
23	ホンジュラス	ラス・オルミガス橋架け替え計画	3	436,300,000	433,900,000	99.449
24	マダガスカル	第2次小学校建設計画	3	819,530,000	815,000,000	99.447

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
25	マダガスカル	マジュンガ州母子保健施設整備計画	3	335,258,000	332,800,000	99.26
26	エルサルバドル	ロサレス国立病院復旧計画	3	364,000,000	360,000,000	98.90
27	カンボジア	国道1号線改修計画	4	716,000,000	707,100,000	98.75
28	ベナン	第5次村落給水計画	2	502,143,000	495,000,000	98.57
29	タンザニア	リンディ州・ムトワラ州水供給計画	3	442,769,000	436,000,000	98.47
30	ソロモン	ホニアラ電力供給改善計画	2	639,231,000	623,970,000	97.61
31	モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画	3	188,726,000	183,000,000	96.96
32	中国	第2次黄河中流域保全林造成計画	3	244,921,000	224,000,000	91.45
33	モンゴル	第2次初等教育施設整備計画	3	854,976,000	748,000,000	87.48
34	マラウイ	リロングウェ西地区地下水開発計画	2	254,197,000	208,000,000	81.82
35	モンゴル	第3次初等教育施設整備計画	3	679,018,000	548,000,000	80.70
36	エチオピア	南部諸民族州給水計画	3	441,747,000	324,000,000	73.34
37	カンボジア	コンボンチャム州村落飲料水供給計画	3	356,604,000	260,000,000	72.91

一般プロジェクト無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	ポリビア	ベニ県南部医療保健施設改善計画	2	222,003,000	222,000,000	99.998
2	サモア	職業訓練学校拡充計画	1	76,405,000	76,400,000	99.993
3	ポリビア	ラバス県村落開発機材整備計画	1	406,988,000	406,800,000	99.95
4	インド	オリッサ州サダール・バルバイ・パテル小児医療大学院病院整備計画	1	138,690,000	138,500,000	99.86
5	パキスタン	ライヌラー河洪水予警報システム整備計画	2	594,420,000	593,000,000	99.76
6	セネガル	セネガル国営放送局(RTS)TV放送機材整備計画	1	681,900,000	680,000,000	99.72
7	ナイジェリア	カノ州給水計画	2	312,990,000	307,700,000	98.30
8	タンザニア	H I V / A I D S 対策計画	2	282,069,000	275,900,000	97.81
9	カンボジア	バンティミエンチャイ州モンゴルボレイ病院整備計画	3	92,000,000	88,800,000	96.52
10	ネパール	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画	3	517,821,000	487,988,203	94.23

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
11	インド	ウッタール・プラディシュ州地下水開発計画	3	512,542,000	480,000,000	93.65
12	アンゴラ	マラリア対策計画	7	70,567,000	65,875,000	93.35
13	アンゴラ	マラリア対策計画	6	88,503,000	81,982,500	92.63
14	ヨルダン	南部地域拠点病院及びアルバシール病院医療機材整備計画	4	257,922,000	237,900,000	92.23
15	モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画	3	278,000,000	256,123,000	92.13
16	カンボジア	感染症対策計画	3	104,627,000	95,945,000	91.70
17	ヨルダン	南部地域拠点病院及びアルバシール病院医療機材整備計画	2	244,786,000	222,480,000	90.88
18	マダガスカル	マジュンガ州母子保健施設整備計画	2	93,445,000	84,800,000	90.74
19	セルビア・モンテネグロ	ベオグラード市上水道整備計画	4	690,786,000	609,000,000	88.16
20	パキスタン	環境監視システム整備計画	3	246,480,000	215,950,000	87.61
21	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画	4	33,235,000	28,934,000	87.05
22	カンボジア	感染症対策計画	3	157,409,000	133,300,030	84.68
23	パキスタン	タウンサ堰水門改修計画	2	763,221,000	645,000,000	84.51
24	インド	ウッタール・プラディシュ州地下水開発計画	1	57,104,000	48,000,000	84.05
25	ウガンダ	東部ウガンダ医療施設改善計画	4	127,500,000	105,800,000	82.98
26	ベトナム	ホアビン総合病院改善計画	4	148,724,000	122,900,000	82.63
27	ラオス	郡病院改善計画	4	126,800,000	99,700,000	78.62
28	エルサルバドル	ロサレス国立病院復旧計画	2	162,800,000	127,900,000	78.56
29	パキスタン	タウンサ堰水門改修計画	2	139,294,000	109,100,000	78.32
30	パキスタン	イスラマバード小児病院改善計画	5	114,226,000	83,500,000	73.10
31	エチオピア	アムハラ州給水計画	4	480,129,000	339,000,000	70.60
32	パキスタン	環境監視システム整備計画	3	506,751,000	333,000,000	65.71
33	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	82,779,160	53,449,000	64.56
34	パキスタン	イスラマバード小児病院改善計画	3	86,738,000	54,952,000	63.35
35	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	87,539,124	55,084,800	62.92
36	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	73,850,086	46,376,650	62.79

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
37	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	75,287,090	45,934,200	61.01
38	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	81,433,824	48,596,800	59.67
39	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画	5	322,349,000	191,542,000	59.42
40	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	83,515,254	49,609,600	59.40
41	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	85,122,024	49,753,400	58.44
42	ボスニア・ヘルツェゴビナ	第3次一次医療施設医療機材整備計画	5	214,416,000	123,982,000	57.82
43	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	4	85,673,438	46,919,500	54.76

水産無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	セントクリストファー・ネーヴィス	零細漁業振興計画	2	548,571,000	548,000,000	99.89
2	パラオ	ペリリュー州北港整備計画	3	523,742,000	520,000,000	99.28

一般文化無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	ベネズエラ	国立ベネズエラ中央大学音響機材整備計画	1	41,014,000	41,000,000	99.96
2	グアテマラ	国家文化宮殿視聴覚機材整備計画	1	36,095,000	36,050,000	99.87
3	ホンジュラス	国立演劇学校音響・照明・視聴覚機材整備計画	1	19,080,000	19,000,000	99.58
4	タジキスタン	国立音楽院楽器整備計画	2	44,969,000	44,500,000	98.95
5	モルドバ	モルドバ国立美術館視聴覚・展示機材整備計画	2	15,167,000	14,000,000	92.30
6	ウズベキスタン	国立児童図書館視聴覚機材整備計画	2	24,438,000	22,500,000	92.06
7	ウクライナ	M.ルイセンコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画	2	28,310,000	25,920,000	91.55
8	アフガニスタン	カブール国立博物館展示機材整備計画	3	35,206,000	19,780,000	56.18

イラク復興支援(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	イラク	サマーワ大型発電所建設計画	3	8,786,907,000	8,750,000,000	99.57

平成18年度閣議案件

一般プロジェクト無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)
1	ソロモン	ガダルカナル島東部橋梁架け替え計画	2	835,124,000	835,000,000	99.98
2	ドミニカ共和国	貿易投資促進人材育成センター建設計画	1	525,680,000	525,500,000	99.96
3	マリ	第3次小学校建設計画	2	720,963,000	720,000,000	99.866
4	インドネシア	西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画	2	675,916,000	675,000,000	99.864
5	モーリタニア	ヌアクショット・ヌアディヴ小中学校建設計画	1	979,898,000	978,000,000	99.80
6	エクアドル	ワキージャス市及びアレニージャス市上水道整備計画	2	1,899,242,000	1,895,000,000	99.77
7	東ティモール	ディリ港改修計画	2	830,978,000	829,000,000	99.76
8	ウガンダ	カンパラ市内交通事情改善計画	1	269,883,000	269,000,000	99.67
9	マラウイ	地方保健医療施設改善計画	1	507,868,000	505,000,000	99.43
10	カンボジア	モンドルキリ州小水力地方電化計画	2	967,336,000	960,000,000	99.24
11	ベトナム	国立衛生疫学研究所高度安全性実験室整備計画	3	590,288,000	585,000,000	99.10
12	ナイジェリア	小学校建設計画	1	757,442,000	750,000,000	99.01
13	ホンジュラス	アグア・カリエンテ橋改修計画	2	234,403,000	232,000,000	98.97
14	カメルーン	第3次小学校建設計画	1	862,231,000	850,000,000	98.58
15	エジプト	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画	1	2,275,754,000	2,240,000,000	98.42
16	タジキスタン	ドゥスティ - ニジノピヤンジ間道路整備計画	1	547,644,000	537,500,000	98.14
17	ケニア	地方給水計画	2	430,009,000	422,000,000	98.13
18	インドネシア	グヌンキドル県水道整備計画	1	480,956,000	471,800,000	98.09
19	パキスタン	建設機械技術訓練所機能向上計画	2	387,085,000	379,000,000	97.91
20	ネパール	短波及び中波放送局整備計画	2	232,722,000	227,700,000	97.84
21	タンザニア	キルワ道路拡幅計画	3	1,064,814,000	1,038,000,000	97.48

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
22	グアテマラ	第3次地方浄水場改修計画	1	583,949,000	563,944,000	96.574
23	ラオス	郡病院改善計画	2	334,469,000	323,000,000	96.570
24	カンボジア	国道1号線改修計画	3	4,513,000,000	4,330,000,000	95.94
25	ヨルダン	第2次ザルカ地区上水道施設改善計画	2	439,221,000	420,000,000	95.62
26	ボリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画	2	244,272,000	231,400,000	94.73
27	モンゴル	第3次初等教育施設整備計画	3	810,125,000	718,000,000	88.62
28	ベトナム	第2次北部山岳地域初等教育施設整備計画	2	456,682,000	384,000,000	84.08
29	ラオス	ビエンチャン一号线整備計画	3	2,395,040,000	1,910,000,000	79.74
30	カメルーン	第4次地方給水計画	3	437,650,000	339,800,000	77.64
31	ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張計画	3	2,715,883,000	1,990,000,000	73.27
32	エチオピア	南部諸民族州給水計画	3	472,540,000	345,000,000	73.00
33	カンボジア	コンボンチャム州村落飲料水供給計画	5	350,662,000	218,000,000	62.16
34	マラウイ	リロングウェ西地区地下水開発計画	4	291,204,000	178,000,000	61.12

一般プロジェクト無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	グアテマラ	首都圏主要国立病院整備計画	1	308,976,000	308,800,000	99.94
2	ガーナ	地方電化計画	1	633,579,000	633,000,000	99.90
3	モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画	2	277,506,000	277,000,000	99.81
4	キルギス	ナリン州道路維持管理用機材整備計画	3	174,445,000	174,000,000	99.74
5	ベトナム	国立衛生疫学研究所高度安全性実験室整備計画	1	166,312,000	165,470,000	99.49
6	キルギス	ナリン州道路維持管理用機材整備計画	2	176,390,000	175,470,000	99.47
7	アンゴラ	ルアンダ近郊諸州緊急地方給水計画	4	126,098,000	125,000,000	99.12
8	グアテマラ	首都圏主要国立病院整備計画	1	128,104,000	126,800,000	98.98
9	ネパール	短波及び中波放送局整備計画	1	608,800,000	601,500,000	98.80
10	モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画	2	178,394,000	174,000,000	97.53

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
11	ソロモン	ホニアラ電力供給改善計画	2	700,735,000	683,000,000	97.46
12	アゼルバイジャン	バクー市ムシュビク変電所改修計画	2	822,503,000	797,998,000	97.02
13	パキスタン	建設機械技術訓練所機能向上計画	2	294,968,000	282,500,000	95.77
14	タンザニア	H I V ・ A I D S 対策計画	3	137,345,000	130,552,000	95.05
15	パキスタン	建設機械技術訓練所機能向上計画	1	144,211,000	134,300,000	93.12
16	ウガンダ	東部ウガンダ医療施設改善計画	4	196,751,000	182,644,000	92.83
17	ニカラグア	ボアコ病院建設計画	3	167,000,000	154,700,000	92.63
18	タンザニア	H I V ・ A I D S 対策計画	3	100,863,000	91,920,900	91.13
19	モロッコ	第2次地方村落妊産婦ケア改善計画	3	234,000,000	212,700,000	90.89
20	セルビア	ベオグラード市上水道施設整備計画	1	25,780,000	23,400,000	90.76
21	ポリビア	地方道路拡充機材整備計画	3	626,313,000	563,500,000	89.97
22	エジプト	第4次上エジプト灌漑施設改修計画	3	410,400,000	369,000,000	89.91
23	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	82,136,370	72,934,000	88.79
24	ラオス	郡病院改善計画	4	21,685,000	18,850,000	86.92
25	セルビア	ベオグラード市上水道施設整備計画	3	370,643,000	319,800,000	86.28
26	ガーナ	アッパーウエスト州基礎的医療機材整備計画	4	133,174,000	114,700,000	86.12
27	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	79,500,789	66,910,005	84.16
28	キルギス	ナリン州道路維持管理用機材整備計画	2	187,619,000	157,163,000	83.76
29	ザンビア	マラリア対策計画	5	290,328,000	242,658,000	83.58
30	ホンジュラス	消防機材拡充計画	2	354,749,000	294,000,000	82.87
31	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	84,415,659	69,830,000	82.72
32	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	77,201,134	63,850,000	82.70
33	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	78,915,709	65,219,000	82.64
34	ポリビア	地方道路拡充機材整備計画	2	246,903,000	203,800,000	82.54
35	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	82,556,104	67,440,000	81.68
36	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	81,444,660	64,809,000	79.57
37	ホンジュラス	消防機材拡充計画	2	429,195,000	339,000,000	78.98
38	バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画	2	84,897,575	66,872,000	78.76

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
39	シリア	地方都市廃棄物処理機材整備計画	3	560,836,000	414,392,810	73.88
40	マラウイ	地方保健医療施設改善計画	4	120,250,000	84,744,500	70.47
41	アンゴラ	ルアンダ近郊諸州緊急地方給水計画	3	276,049,000	188,900,000	68.42

テロ対策等治安無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	インドネシア	海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視艇建造計画	2	1,861,310,000	1,860,000,000	99.92

テロ対策等治安無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画	4	844,129,000	836,821,000	99.13

一般文化無償(施設の建設に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	カメルーン	国立アマドゥ・アヒジョー総合スタジアム改修計画	1	240,651,000	240,000,000	99.72
2	ペルー	チャビン国立博物館建設計画	2	240,858,000	239,000,000	99.22

一般文化無償(資機材の調達等に係るもの)

番号	国名	案件名	入札参加者数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率 (%)
1	タジキスタン	タジキスタン国営テレビ・ラジオ委員会移動中継車用機材整備計画	1	44,637,000	44,600,000	99.91
2	コスタリカ	国立音楽センター楽器整備計画	2	54,776,000	53,900,000	98.40
3	ウクライナ	ソロヴェネンコ記念ドネツク・オペラ・バレエ劇場照明機材整備計画	2	72,231,000	63,000,000	87.22
4	コスタリカ	コスタリカ・スポーツ・レクリエーション庁に対する一般文化無償	2	24,783,000	20,720,000	83.60

別表2-1 落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係(分析対象全体)

(単位：件、者)

分類	年度	落札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
一般プロジェクト無償	15	117	33	29	32	14	6	1	2	2.5
	16	129	28	39	38	13	7	3	1	2.5
	17	80	14	18	30	16	1	0	1	2.7
	18	75	19	34	16	4	2	0	0	2.1
	計	401	94	120	116	47	16	4	4	2.5
	割合	100.0%	23.4%	29.9%	28.9%	11.7%	3.9%	0.9%	0.9%	
	累計割合		94	214	330	377	393	397	401	
平均落札率		23.4%	53.3%	82.2%	94.0%	98.0%	99.0%	100.0%		
テロ対策等治安無償	18	2	0	1	0	1	0	0	0	3.0
	計	2	0	1	0	1	0	0	0	3.0
	割合	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		0	1	1	2	2	2	2	
	平均落札率		0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
水産無償	15	4	0	1	3	0	0	0	0	2.7
	16	11	5	2	4	0	0	0	0	1.9
	17	2	0	1	1	0	0	0	0	2.5
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	17	5	4	8	0	0	0	0	2.1
	割合	100.0%	29.4%	23.5%	47.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		5	9	17	17	17	17	17	
平均落札率		29.4%	52.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
一般文化無償	15	21	14	5	2	0	0	0	0	1.4
	16	13	12	0	1	0	0	0	0	1.1
	17	8	3	4	1	0	0	0	0	1.7
	18	6	3	3	0	0	0	0	0	1.5
	計	48	32	12	4	0	0	0	0	1.4
	割合	100.0%	66.6%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		32	44	48	48	48	48	48	
平均落札率		66.6%	91.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
イラク復興支援	15	9	0	2	2	2	3	0	0	3.6
	16	22	7	7	5	1	2	0	0	2.2
	17	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	32	7	9	8	3	5	0	0	2.6
	割合	100.0%	21.8%	28.1%	25.0%	9.3%	15.6%	0.0%	0.0%	
	累計割合		7	16	24	27	32	32	32	
平均落札率		21.8%	50.0%	75.0%	84.3%	100.0%	100.0%	100.0%		
食糧援助	15	17	0	2	2	1	0	3	9	6.5
	16	18	0	1	1	2	2	5	7	5.8
	17	18	0	0	1	4	6	6	1	5.1
	18	7	0	0	2	0	3	2	0	4.7
	計	60	0	3	6	7	11	16	17	5.7
	割合	100.0%	0.0%	5.0%	10.0%	11.6%	18.3%	26.6%	28.3%	
	累計割合		0	3	9	16	27	43	60	
平均落札率		0.0%	5.0%	15.0%	26.6%	45.0%	71.6%	100.0%		
食糧増産援助/貧困民支援	15	25	8	9	5	3	0	0	0	2.1
	16	34	15	12	3	4	0	0	0	1.8
	17	35	13	12	7	2	0	1	0	2.0
	18	10	5	2	3	0	0	0	0	1.8
	計	104	41	35	18	9	0	1	0	1.9
	割合	100.0%	39.4%	33.6%	17.3%	8.6%	0.0%	0.9%	0.0%	
	累計割合		41	76	94	103	103	104	104	
平均落札率		39.4%	73.0%	90.3%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%		
合計	15	193	55	48	46	20	9	4	11	2.7
	16	227	67	61	52	20	11	8	8	2.5
	17	144	30	35	41	22	7	7	2	2.7
	18	100	27	40	21	5	5	2	0	2.2
	計	664	179	184	160	67	32	21	21	2.6
	割合	100.0%	26.9%	27.7%	24.0%	10.0%	4.8%	3.1%	3.1%	
	累計割合		179	363	523	590	622	643	664	
平均落札率		26.9%	54.6%	78.7%	88.8%	93.6%	96.8%	100.0%		

別表2-2 落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係(施設の建設に係るもの)

(単位：件、者)

分類	年度	落札 件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
一般 プロ ジェク ト無 償	15	37	7	9	17	4	0	0	0	2.4
	16	40	5	7	25	3	0	0	0	2.6
	17	37	3	12	20	2	0	0	0	2.5
	18	34	10	15	7	1	1	0	0	2.0
	計	148	25	43	69	10	1	0	0	2.4
	割合	100.0%	16.8%	29.0%	46.6%	6.7%	0.6%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		25	68	137	147	148	148	148	
	平均 落札率		16.8%	45.9%	92.5%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	
テロ 対策 等 治安 無償	18	1	0	1	0	0	0	0	0	2.0
	計	1	0	1	0	0	0	0	0	2.0
	割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		0	1	1	1	1	1	1	
	平均 落札率		0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
水産 無償	15	4	0	1	3	0	0	0	0	2.7
	16	8	3	1	4	0	0	0	0	2.1
	17	2	0	1	1	0	0	0	0	2.5
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	14	3	3	8	0	0	0	0	2.3
	割合	100.0%	21.4%	21.4%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		3	6	14	14	14	14	14	
	平均 落札率		21.4%	42.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
一般 文化 無償	15	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	16	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	18	2	1	1	0	0	0	0	0	1.5
	計	3	1	1	1	0	0	0	0	2.0
	割合	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		1	2	3	3	3	3	3	
	平均 落札率		33.3%	66.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
合計	15	41	7	10	20	4	0	0	0	2.5
	16	49	8	8	30	3	0	0	0	2.5
	17	39	3	13	21	2	0	0	0	2.5
	18	37	11	17	7	1	1	0	0	2.0
	計	166	29	48	78	10	1	0	0	2.4
	割合	100.0%	17.4%	28.9%	46.9%	6.0%	0.6%	0.0%	0.0%	
	累計 割合		29	77	155	165	166	166	166	
	平均 落札率		17.4%	46.3%	93.3%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	

別表2-3 落札に至った入札における参加者数(失格者を除く。)と落札率の関係(資機材の調達等に係るもの)

(単位：件、者)

分類	年度	落札件数	1者	2者	3者	4者	5者	6者	7～11者	平均
一般プロジェクト無償	15	80	26	20	15	10	6	1	2	2.5
	16	89	23	32	13	10	7	3	1	2.5
	17	43	11	6	10	14	1	0	1	2.8
	18	41	9	19	9	3	1	0	0	2.2
	計	253	69	77	47	37	15	4	4	2.5
	割合	100.0%	27.2%	30.4%	18.5%	14.6%	5.9%	1.5%	1.5%	
	累計割合		69	146	193	230	245	249	253	
テロ対策等治安無償	18	1	0	0	0	1	0	0	0	4.0
	計	1	0	0	0	1	0	0	0	4.0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		0	0	0	1	1	1	1	
平均落札率		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
平均落札率		-	-	-	99.13%	-	-	-		
水産無償	15	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	16	3	2	1	0	0	0	0	0	1.3
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	3	2	1	0	0	0	0	0	1.3
	割合	100.0%	66.6%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		2	3	3	3	3	3	3	
平均落札率		99.82%	99.34%	-	-	-	-	-		
一般文化無償	15	21	14	5	2	0	0	0	0	1.4
	16	12	12	0	0	0	0	0	0	1.0
	17	8	3	4	1	0	0	0	0	1.7
	18	4	2	2	0	0	0	0	0	1.5
	計	45	31	11	3	0	0	0	0	1.3
	割合	100.0%	68.8%	24.4%	6.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	累計割合		31	42	45	45	45	45	45	
平均落札率		68.8%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
平均落札率		99.66%	90.24%	67.48%	-	-	-	-		
イラク復興支援	15	9	0	2	2	2	3	0	0	3.6
	16	22	7	7	5	1	2	0	0	2.2
	17	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	計	32	7	9	8	3	5	0	0	2.6
	割合	100.0%	21.8%	28.1%	25.0%	9.3%	15.6%	0.0%	0.0%	
	累計割合		7	16	24	27	32	32	32	
平均落札率		21.8%	50.0%	75.0%	84.3%	100.0%	100.0%	100.0%		
平均落札率		92.16%	77.11%	67.87%	59.16%	68.37%	-	-		
食糧援助	15	17	0	2	2	1	0	3	9	6.5
	16	18	0	1	1	2	2	5	7	5.8
	17	18	0	0	1	4	6	6	1	5.1
	18	7	0	0	2	0	3	2	0	4.7
	計	60	0	3	6	7	11	16	17	5.7
	割合	100.0%	0.0%	5.0%	10.0%	11.6%	18.3%	26.6%	28.3%	
	累計割合		0	3	9	16	27	43	60	
平均落札率		0.0%	5.0%	15.0%	26.6%	45.0%	71.6%	100.0%		
平均落札率		-	89.07%	87.62%	96.03%	89.85%	89.58%	89.11%		
食糧増産援助/貧困民支援	15	25	8	9	5	3	0	0	0	2.1
	16	34	15	12	3	4	0	0	0	1.8
	17	35	13	12	7	2	0	1	0	2.0
	18	10	5	2	3	0	0	0	0	1.8
	計	104	41	35	18	9	0	1	0	1.9
	割合	100.0%	39.4%	33.6%	17.3%	8.6%	0.0%	0.9%	0.0%	
	累計割合		41	76	94	103	103	104	104	
平均落札率		39.4%	73.0%	90.3%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%		
平均落札率		93.18%	92.38%	88.91%	80.13%	-	87.84%	-		
合計	15	152	48	38	26	16	9	4	11	2.8
	16	178	59	53	22	17	11	8	8	2.5
	17	105	27	22	20	20	7	7	2	2.8
	18	63	16	23	14	4	4	2	0	2.4
	計	498	150	136	82	57	31	21	21	2.7
	割合	100.0%	30.1%	27.3%	16.4%	11.4%	6.2%	4.2%	4.2%	
	累計割合		150	286	368	425	456	477	498	
平均落札率		30.1%	57.4%	73.8%	85.3%	91.5%	95.7%	100.0%		
平均落札率		96.24%	86.56%	84.23%	79.11%	78.18%	84.43%	87.68%		

(別掲)

ベトナムにおける、ベトナム交通運輸省第18事業管理局（PMU 18）が関係する我が国の政府開発援助について

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国際協力機構、各府省が所管する公益法人

##### (二) 検査の内容

我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約についての次の各事項

- ① 契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況
- ② 落札率の状況  
(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

### 2 平成16年度決算審査措置要求決議等の内容

参議院決算委員会は、18年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成16年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

#### 7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ベトナムにおける外国からのODAで実施されたインフラ整備事業等において、不

適切な設計や施工が行われ、日本を含むODA資金が遊興費等に流用されているのではないかとの疑念が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになった。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑念が生じているベトナム交通運輸局第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国ODA案件については、同国が我が国ODAの第3位の受取国となっている現状を踏まえ、捜査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべきである。

また、18年6月15日の参議院決算委員会理事会で、「国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請（18.6.7）について」として、

- ① 技術協力については、我が国援助実施機関が実施する、海外での施設の建設や海外向けの資機材の調達等の契約
- ② ベトナムにおける、ベトナム交通運輸省第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国の政府開発援助

の両事項が含まれることが確認され、報告については、19年次及び20年次に行うよう求めることとされた。

### 3 平成16年度決算審査措置要求決議について政府が講じた措置の内容

政府は、上記2の「平成16年度決算審査措置要求決議」に対して、19年3月16日「平成16年度決算審査措置要求決議について講じた措置」を以下のとおり参議院決算委員会に報告している。

#### 7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ODA事業の実施に際しては、外務省において、企業及び関係者に対して注意喚起を行うとともに、不正に対する認識を共有し、モラルの向上を図る取組を行っているところである。

ベトナム交通運輸省第18事業管理局（PMU18）汚職疑惑事件については、ベ

トナム政府に対し、真相の早期究明について累次にわたり申し入れてきたところであり、ベトナム政府からは、調査の結果として、日本政府のODAを使ったプロジェクトは全てよい品質であり、ベトナム政府と日本側とのしっかりした管理協力を得ていることや、日本のODA資金を用いた全てのプロジェクトについて資金の不正使用及び流用の問題はなかったことが判明したほか、反汚職法の公布等汚職防止対策として種々の措置を執ってきた旨を伝達してきている。我が国としては本件疑惑事件を踏まえた再発防止策等の着実な実施等について引き続きベトナム政府に要請していく所存である。

一般プロジェクト無償資金協力等の入札については、これまで入札期間の延長、契約の細分化、入札関連情報公開の拡充の措置を講じてきたところであるが、さらに本年度からは、入札事前資格審査基準の緩和、入札公告の和文掲載の措置を講じ、競争性の更なる向上、費用の適正化を図ることにより、適正かつ効率的な執行に努めているところである。

今後とも、このような取組を通じ、我が国ODA事業の適切な実施を確保してまいる所存である。

#### 4 検査の対象、観点、着眼点及び方法

##### (1) 検査の対象、観点及び着眼点

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム国」という。）に対する我が国の政府開発援助は、4年度から18年度までの累計額で、無償資金協力903億9700万余円、円借款1兆1528億6100万円、技術協力698億2000万余円、計1兆3130億7800万余円と多額に上っている。

前記のとおり、参議院決算委員会理事会で、18年6月7日の国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請の検査の内容には、「ベトナムにおける、ベトナム交通運輸局第18事業管理局（PMU 18）が関係する我が国の政府開発援助」を含むことが確認された。

会計検査院は、PMU 18が事業の実施機関となった我が国のすべての政府開発援助である無償資金協力4事業支出済額100億9875万余円及び円借款7事業貸付実行額808億1733万余円を対象として検査した。

これら11事業に係る我が国援助実施機関であり、会計検査院の検査対象機関である

外務省、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。）及び国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。）に対する検査に当たっては、合規性等の観点から、援助は交換公文、借款契約に則したものになっているか、また、資金の供与等は法令、予算等に従って適正に行われているかに着眼して検査した。

また、ベトナム国において、ベトナム国政府の協力が得られた範囲内で、合規性等の観点から、入札、契約等の事業実施の手続はJICA及びJBICが示している指針等に則して適切に行われたかに着眼して調査した。

そして、我が国の国会で、PMU18が関係する事業において不適切な設計や施工が行われているのではないかなどという疑念がベトナム国国民の間に生じているとされたことを踏まえ、会計検査院は、今回特に、

- ① 無償資金協力の事業では、橋りょうの建設の工事において設計変更がある場合に手続等は上記の指針等に則して適切に行われているか
- ② 円借款の事業では、道路の工事において設置された施設や使用された資材が設計どおりのものとなっているか、適切な施工監理が実施されているか、契約書に記載された仕様どおりの機材を調達しているか

に着眼して調査した。

## (2) 検査の方法

会計検査院は、今回、外務省、JICA本部及びJBIC本店において、援助実績、実施に関する資料の提出及び提示を受け、会計実地検査を行った。

また、ベトナム国に職員を派遣し、ベトナム国の計画投資省、財政省、公安省、交通運輸省等の政府関係機関から、協力が得られた範囲内で、事業、契約の実施状況や施設、資機材の利用状況等について説明を受け、実地に調査した。

そして、PMU18などが保有している図面、仕様書、基準等調査に必要と認められる資料について、その協力が得られた範囲内で提出又は提示を受けた。

さらに、会計検査院は、ベトナム国において、無償資金協力事業の16箇所、円借款事業の23箇所、計39箇所について、外務省、JICA及びJBICの職員等の立会の下に、PMU18の協力が得られた範囲内で、目視により、また、一部は出来形の計測により、現場確認を行い、完成した橋りょうの施設等の施工状況を実地に調査した。

会計検査院は、本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行っ

たほか、172.5人日を要して、外務本省、JICA本部、JBIC本店等に対する会計実地検査及びベトナム国における現地調査を行った。

## 第2 検査の結果

### 1 PMU18の概要

交通運輸省の説明によれば、ベトナム国における道路行政は、基本的に中央政府と地方政府との役割分担がなされており、交通運輸省がすべての国道を管轄するとしている。中央政府では、巻末の参考図1（125ページ）の組織図のとおり、交通運輸省が国道の計画、建設、維持管理等の道路行政を行い、また、主に交通運輸省内のPMU18などの各事業管理局が国道の建設工事を担当し、建設完了後の国道の維持管理を道路総局に移管しているとしている。各事業管理局は、交通運輸省の監督の下、ODA事業を含む事業実施のために個別に設立された組織である。PMU18は当初は国道18号線の建設工事を担当することとして設立された組織であったが、現在はそれ以外の国道や地方道路の建設工事も担当することとなっており、局長以下250名程度の恒常的な組織となっているとしている。

### 2 一般プロジェクト無償

#### (1) 各事業の概要

会計検査院が確認したところ、ベトナム国でPMU18が実施機関となって我が国の一般プロジェクト無償により実施した事業は、4事業で供与限度額計101億9900万円となっており、前記の無償資金協力累計額903億9700万余円の約11%を占めている。外務省から提出された資料に基づき、この4事業に係る事業名、供与限度額等を整理して示すと、表1のとおりであり、事業概要については巻末別表1（115ページ）のとおりである。

表1 PMU18が実施機関となっている一般プロジェクト無償4事業

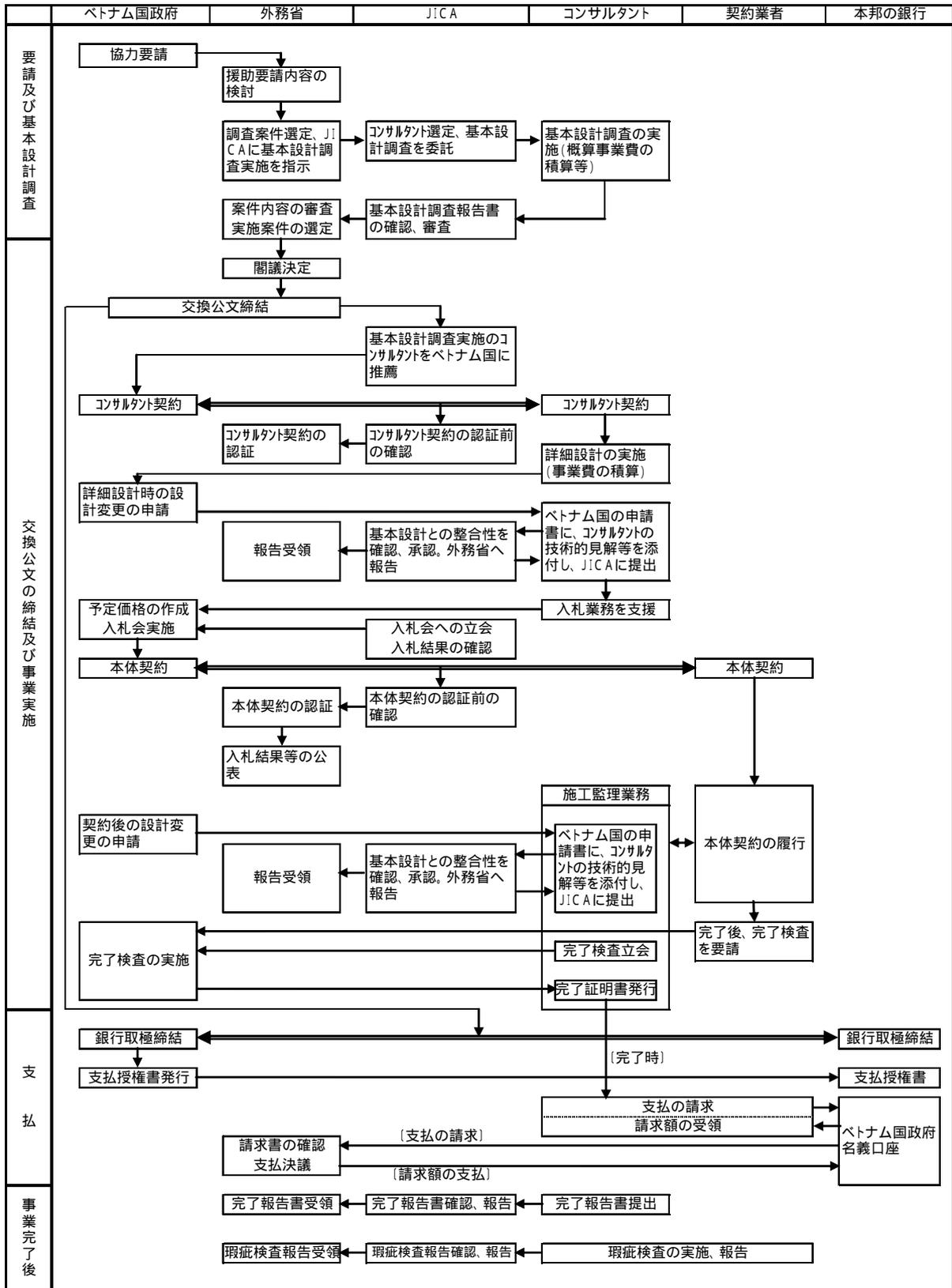
(単位:百万円、件)

事業名	交換公文締結 年月日	供与限度額	コンサルタン ト契約の件数	建設契約の 件数	調達契約の 件数
北部地方橋梁改 修計画	8. 1. 29	248	1	—	1
	8. 7. 27	3,512	1	1	—
メコンデルタ地 域橋梁改修計画	13. 6. 1	3,734	1	1	1
中部地方橋梁改 修計画	14. 3. 29	739	1	—	2
第2次中部地方橋 梁改修計画	15. 6. 23	1,010	1	1	—
	16. 7. 1	956	1	1	—

(2) 一般プロジェクト無償における手続の概要

外務省及びJICAの説明によれば、上記の4事業は、基本的に図1のような手続を経て実施されたとしている。

図1 一般プロジェクト無償における実施手順の例



(注) 平成15年10月以降の手続の例である。

#### ア ベトナム国における我が国への援助要請及び基本設計調査

外務省は、ベトナム国政府からの要請を受け、要請案件の中から選定を行い、当該選定案件の妥当性の検証等を行うため、調査案件採択の通知を J I C A に行う。

J I C A は、基本設計調査をコンサルタントに委託して実施する。

#### イ 交換公文の締結及び事業実施

一般プロジェクト無償による資金供与を行うことが適正であると確認された要請については、閣議決定を経た後、我が国の代表者とベトナム国の代表者との間で交換公文の署名が行われる。交換公文には、一般プロジェクト無償の目的及び内容、供与限度額、供与期限等が記載されている。そして、ベトナム国政府は、交換公文に基づき、供与された資金により施設の建設、資機材の調達等を、我が国の認証を得て、自ら行う。また、交換公文に付随して、J I C A が一般プロジェクト無償の円滑、適正な実施を促進するための業務（以下「実施促進業務」という。）を行うこと、ベトナム国政府は、一般プロジェクト無償の実施に当たり、J I C A が定めた無償資金協力ガイドラインに従うことなどが合意される。

交換公文の締結後、実施機関である PMU 1 8 は、事業の実施に向けて、コンサルタント契約及び施設の建設や資機材の調達等の契約（以下「本体契約」という。）の手續を執ることになる。そして、PMU 1 8 は、事業における設計等や業務の監理をコンサルタントに委託し、本体契約に基づいて工事業者及び資機材調達業者

（以下、これらを「契約業者」という。）に実施させる。また、上記のガイドライン及びこれに基づく詳細事項（以下、これらを「ガイドライン等」という。）では、被援助国及び実施機関が一般プロジェクト無償を実施する際に従うべき事項等が規定されている。

そして、J I C A は、ベトナム国政府に対して、施設の建設等に係る入札、契約、契約内容の変更、完了等の各業務の段階に報告を求めており、この報告を通じるなどして実施状況を確認する。

#### ウ 支払

ベトナム国政府は、我が国政府からの供与資金の受入れ、コンサルタント及び契約業者に対する対価の支払を、日本に所在する銀行（以下「本邦の銀行」という。）に開設した口座を經由して行う。

#### (3) 入札、契約の状況

外務省は、一般プロジェクト無償等について、本体契約では、ベトナム国政府の同意を取り付け、6年度閣議決定案件から入札者名、落札者名、落札金額等を、また、11年度閣議決定案件からは入札者名、入札価格等を、さらに、15年度閣議決定案件からは予定価格を公表している。また、コンサルタント契約では、契約業者名、契約額等を公表している。

PMU 18が実施機関となっている前記の4事業に係るコンサルタント契約6件、本体契約8件、計14件の契約について各年度の公表状況に応じて入札、契約の状況を整理して示すと巻末別表2及び別表3（116ページ）のとおりである。

PMU 18は、JICAの推薦を受け、基本設計調査を受託したコンサルタントと業務の監理等に係るコンサルタント契約を締結しており、また、一般競争入札により本体契約の落札者を決定していた。

資料の保存期間が経過している北部地方橋梁改修計画を除く各事業においては、ガイドライン等に基づき、本体契約に係る一般競争入札の入札前に、コンサルタントにより応札希望業者の事業実施能力を審査する事前資格審査が実施され、この審査結果報告がJICAに提出されていた。また、ガイドライン等に基づき、本体契約の発効条件として、外務省は契約認証を行うこととなっていて、これに先立つ審査として、JICAは契約認証前審査等を行っていた。

会計検査院は、この審査の状況について、契約認証前審査の関係書類の提出を受けて検査し、契約金額が交換公文の供与限度額を超えていないか、事業内容は交換公文の記述内容と整合しているかなどの所定の事項について審査が行われていたことを確認した。

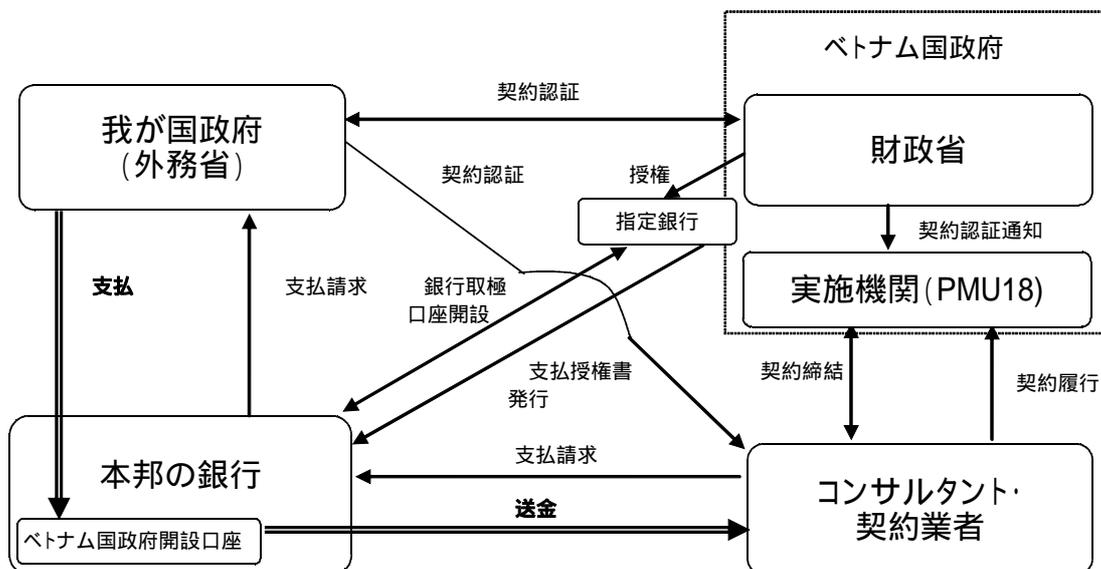
#### (4) 資金供与

##### ア 資金供与の流れ

18年5月の参議院決算委員会において、我が国を含むODA資金がPMU 18において遊興費等に流用されているのではないかと疑念がベトナム国国民の間に生じている旨が言及された。

前記の4事業における我が国からの資金は、外務省の説明によれば、図2のように供与されたとしている。

図2 一般プロジェクト無償による資金供与方法



- a 我が国政府から供与される資金の受入れ並びにコンサルタント及び契約業者に対する対価の支払のため、財政省から指定を受けたベトナム国の銀行（以下「指定銀行」という。）は、本邦の銀行とベトナム国政府名義の口座を開設する銀行取極を締結する（図2①）。
- b 指定銀行は、本邦の銀行に対し支払授權書を発行し、我が国政府（外務省）から入金があり次第コンサルタント及び契約業者の口座へ送金する旨の支払授權を本邦の銀行に対し行う（同⑤）。
- c コンサルタント及び契約業者は、所定の支払条件に従い、支払授權書に基づき、本邦の銀行に対し、支払請求書に外務省による契約認証書、PMU18が承認した完了証明書等を添付して呈示し資金の支払を請求する（同⑦）。
- d 本邦の銀行は、支払授權書に基づき、ベトナム国政府の代理人として外務省に対し資金の支払を請求する（同⑧）。
- e 外務省は、完了証明書の確認等を行った後、所要額を本邦の銀行にあるベトナム国政府の口座に送金し、本邦の銀行は、支払授權書に基づき、直ちにコンサルタント及び契約業者の口座へ送金することとなる（同⑨及び⑩）。

このように、PMU18が我が国から供与された資金を直接受領する仕組みとはなっていない。

## イ 資金供与の状況

前記の4事業14契約における資金供与の状況について、会計検査院は、提出を受けた証拠書類によるほか、外務省から説明を受けるなどして検査したところ、前記4事業の支出済額計100億9875万余円が、外務省から本邦の銀行に設けられたベトナム国政府の口座に支払われていたことを確認した。また、指定銀行が本邦の銀行に対し発行した支払授權書には、我が国政府から送金された資金を受領した後、本邦の銀行がベトナム国政府の口座からコンサルタント及び契約業者へ支払うことを許可する旨記載されていたことを確認した。

### (5) 設計変更等の状況

18年5月の参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、メコンデルタ地域のロンビン橋の設計変更の内容や事業費の推移について言及された。

会計検査院が、外務省から提出を受けた資料に基づき確認したところ、ロンビン橋の建設は、メコンデルタ地域橋梁改修計画（以下「メコンデルタ計画」という。）において実施されていた。会計検査院は、メコンデルタ計画を中心に前記4事業の設計変更の内容、事業費の推移等を調査した。

#### ア 設計変更の手續

コンサルタントが詳細設計を行う際に、ボーリング調査等の追加調査に基づき検討した結果、基本設計の内容を変更すること（以下、この変更を「詳細設計時の設計変更」という。）がある。ガイドライン等によれば、建物又は施設の明らかな外観の変更、建物又は施設の主要な構造や強度の変更等は、大幅な変更とみなされることとなっている。

そして、この大幅な変更とみなされる場合には、メコンデルタ計画実施時のガイドライン等によれば、詳細設計時の設計変更の手續において、JICAの事前の確認、外務省の承認を必要とすることとなっていた。コンサルタントは事前にJICAに設計変更を報告し変更理由等詳細な説明を行うこととなっており、JICAはこれを基に変更の内容を確認し、外務省が承認したときは、承認結果を被援助国政府に通知することとなっていた。なお、13年11月以降にJICAは、ガイドライン等の見直しを行い、設計変更の手續を変更し、また15年10月以降は、JICAがこの承認を行うこととなっている。

また、契約後に詳細設計の内容を変更すること（以下、この変更を「契約後の設

計変更」という。)があり、メコンデルタ計画実施時のガイドライン等によれば、契約後の設計変更の手続においても上記と同様に、JICAの事前の確認及び外務省の承認を必要とすることとなっていた。

#### イ メコンデルタ計画における設計変更等の状況

##### (ア) 基本設計の内容

会計検査院が、メコンデルタ計画の基本設計調査報告書の提出を受け、その内容を確認したところ、基本設計の主な内容は以下のとおりであった。

一定の選定基準により、ベトナム国政府から要請のあった60橋りょうから38橋りょうを援助対象として選定した。そして、軟弱地盤対策を要し施工が困難なものなどについては、我が国の援助により下部工から上部工まで一貫して施工する施設建設型(21橋りょう)で実施することとしていた。また、ベトナム国側で施工が可能なものについては、我が国の援助により鋼桁を調達し、ベトナム国側で下部工、桁の架設等を施工する資機材調達型(17橋りょう)で実施することとしていた。

このうち、施設建設型における橋りょうの構造等については、ベトナム国の橋りょう基準等を適用し、次のように設計を行った。

- ① 橋りょうの桁下高については、対象橋りょうごとに収集した洪水時の水位データと船の通行を考慮するとともに、桁下に道路がある場合には、桁下高4.5mを確保する。このため、橋りょうの桁下高は高くなり、橋りょう部と現道との取付けのための取付道路が必要になる。
- ② 架替えの場合、旧橋の長さなどから橋長を決定し、交通量に応じて、橋りょうなどの幅員(4.5又は5.5m)、縦断方向の勾配(最大8%)等を決定する。
- ③ 上部工の桁については、4種類の長さの桁(33.0m、24.5m、18.6m、12.5m)が調達可能であることから、②で決定された橋長に対し、これら4種類の桁を適宜組み合わせる。
- ④ 下部工の軟弱地盤対策については、RC杭又は鋼管杭を使用する。

##### (イ) 詳細設計時の設計変更の内容

メコンデルタ計画について、JICAは、13年8月にガイドライン等に基づいて、基本設計と詳細設計との比較表等を基にその内容を確認し、13年9月に外務省の承認を得た上でベトナム国政府に通知していた。会計検査院は、ベトナム国政府の

協力を得て、JICAから基本設計と詳細設計との比較表等の提出を受け、詳細設計時の設計変更について調査したところ、その主な内容は以下のとおりであった。

- ① ベトナム国政府からの申出により、1橋りを計画から除外する。
- ② 施設建設型20橋りょうのうち、ロンビン橋を含む16橋りょうの橋長及び取付道路長を変更する。

(注)

- ③ 取付道路の軟弱地盤対策として押え盛土工法等を採用する。

(注) 押え盛土工法 軟弱地盤の上に盛土をするとき、盛土本体がその自重で地盤にめり込んで沈下し、法尻部付近の地盤が盛り上がってくることを防ぐため、盛土本体の側部に別途盛土をする工法

#### (ウ) 契約後の設計変更の経緯及び内容

JICAは、14年4月に実施促進のための調査団を派遣し、報告書を作成している。会計検査院は、その報告書の提出を受け検査したところ、契約後の設計変更の経緯及び内容は次のとおりであった。

PMU18が契約業者と本体契約を締結した後も、ロンビン橋を含む6橋りょうの用地確保が進んでいなかった。そのため、JICAは上記の調査団を派遣し、PMU18と交渉した結果、2橋りょうについては同月末までに、ロンビン橋を含む4橋りょうについては同年7月までに、それぞれ用地の確保を済ませること、用地の確保ができない場合は当該橋りょうの工事を中止とすることなどの取決めを行った。その後、ロンビン橋を含む4橋りょうについては、用地の確保ができなかったが、PMU18は工事を中止せず、コンサルタントとともに地元の省又は郡の人民委員会と協議を行い、地元の意見を反映して、橋長等を変更する設計変更を行うこととした。そして、その設計変更について、JICAが内容の確認を行い、外務省が承認した。また、4橋りょうについては設計変更に基づいて施工され、その他の2橋りょうについては用地の確保ができ、詳細設計どおりに施工された。このうち、事例としてロンビン橋について設計変更の経緯及び内容を示すと次のとおりである。

#### <事例> ロンビン橋の設計変更の経緯及び内容

会計検査院は、ベトナム国において、ロンビン橋について、現地のティエンヤン省の人民委員会から設計変更の経緯、内容について説明を聴取した。そ

の説明によれば、変更の経緯は次のとおりであった。

当初は、旧橋の橋長が38mであったことから、橋長を38mで援助の要請をし、基本設計で2径間橋長37.19mとした。詳細設計に当たって、コンサルタントが現地の地質を詳細に調査したところ、橋台を設置することとしていた箇所の地盤が軟弱であったことから、設計を変更し詳細設計で3径間橋長58.20mとした。しかし、この詳細設計では、左岸側において、①橋台が住宅街の中央に位置することとなっていて、46世帯と電話会社を兼ねる郵便局の移転が必要となり、影響が大きくなること、②橋りょうと省道87号線が平面交差することとなっていて、交通安全上問題があることとされた。そこで、コンサルタント、PMU 18、人民委員会及びティエンヤーン省交通運輸局で協議し解決方法を検討した結果、契約後に、次のように設計を変更した。

- a 平面交差をやめて、橋りょうが現状の省道87号線の上をオーバーパスするように設計する。
- b aの変更に基づき、橋長を約40m延伸し、3径間橋長58.20mから4径間橋長98.41mとする。
- c 橋りょうが省道87号線の上をオーバーパスする部分の桁下高は、3.50mであり、4.50mを下回るため、ベトナム国の負担で迂回路を設置する。

ロンビン橋について、基本設計、詳細設計時の設計変更及び契約後の設計変更における橋長等の変更は表2及び巻末の参考図2（126ページ）のとおりである。

会計検査院は、外務省及びJICAの職員の立会いの下でPMU 18の協力が得られた範囲内で、ロンビン橋の桁長等を計測するなどして、出来形が設計どおりとなっていることを確認した。

表2 ロンビン橋における設計内容の変更状況

		設 計			会計検査院 現場確認
		基本設計	詳細設計時 の設計変更	契約後の設 計変更	
構造形式等	上部工	プレストレストコンクリート桁			設計図面に基づき、 目視により確認
	下部工	R C 逆 T 式橋台（鋼管杭基礎）			
	川幅(m)	22.90			現 地 計 測 時
橋長(A)(m)	37.19	58.20	98.41	桁長等を計測して 確認	
取付道路延長(B)(m)	177.81	156.80	135.16		
合計(A+B)(m)	215.00	215.00	233.57		
有効幅員 (m)	5.50			幅員を計測して確認	
縦断勾配 (%)	8(橋りょう部)、6(取付道路部)			縦断勾配を計測して 確認	

(エ) 設計変更に伴う建設費の推移

メコンデルタ計画の交換公文が締結されたのは13年6月であり、当時外務省は予定価格を公表していなかった。

会計検査院は、メコンデルタ計画の事業費について、JICAから資料の提出を受け、JICAから、また、現地でPMU18から説明を聴取した。

a 基本設計における建設費

前記のメコンデルタ計画の基本設計調査報告書によれば、事業費は37.34億円であり、このうち施設建設型の橋りょうの建設費は、29.42億円である。JICAは、この施設建設型の建設費の積算について、次のように説明している。

土工や機械損料等の工種ごとに、基本設計時で選定された21橋りょう全体の直接工事費を算出し、その工種ごとの直接工事費を合計するなどの方法で建設費を算出しており、個別の橋りょうごとの直接工事費は、把握できないものとなっていた。

また、JICAの説明によれば、仮にロンビン橋について、杭等の単価が示されている工種の直接工事費を算出して合計すると、直接工事費は0.37億円程度になり、橋りょう1㎡当りの直接工事費を算出し、これにロンビン橋の橋りょう

う部の面積を乗ずると直接工事費は0.59億円程度になるとしている。

b 詳細設計における建設費

JICAの説明によれば、メコンデルタ計画の事業費は、基本設計では37.34億円であったが、詳細設計では37.17億円であり、基本設計に比べて0.17億円の減額となったとしている（表3参照）。

表3 基本設計と詳細設計との事業費等の比較

(単位：億円)

	基本設計 (a)	詳細設計 (b)	増減額 (b)-(a)
1. 施設建設型			
① 建設費	29.42	29.66	0.24
② 設計監理費	2.25	2.23	△0.02
計 (A)	31.67	31.89	0.22
2. 資機材調達型			
① 機材費	5.11	4.72	△0.39
② その他	0.56	0.55	△0.01
計 (B)	5.67	5.27	△0.39
合計 (A) + (B) (事業費)	37.34	37.17	△0.17

このうち、施設建設型の詳細設計における建設費について、JICAは、次のように説明している。

施設建設型の建設費は、詳細設計では29.66億円であり、基本設計と比べて、為替変動により1.94億円の増額、前記の1橋りょうの建設取止め、橋りょう及び取付道路の設計内容の見直しなどにより1.70億円の減額、差引合計0.24億円の増額となっていた。為替変動による増額は、基本設計時において、1米ドル＝107.58円だったものが、詳細設計時においては1米ドル＝119.46円と円安になったことによるものであった。また、詳細設計時においては、個別の橋りょうごとの土工等の数量及び単価が記載されておらず、個別の橋りょうごとの直接工事費は把握できないとしている。

会計検査院はこの点について、PMU18から現地で説明を聴取したが、同様の回答であった。

c 契約後の設計変更における建設費

JICAの説明によれば、契約後の設計変更時に、変更に係る橋りょうの工

事費の見直しが行われており、合計で約8万円の増額となるが、この増額分は契約業者の負担とし、契約金額の変更は行われなかったとしている（表4参照）。そして、ロンビン橋を含む各橋りょうの直接工事費については、増減額だけが記載された増減表がコンサルタントから提出された書類に添付されており、当該橋りょうの直接工事費は、把握していなかったとしている。

表4 契約後の設計変更における直接工事費の増減額について

(単位：千円)

橋りょう名	増額分	減額分	計	摘要(増減工種)
ロンビン橋	19,135	△ 4,901	14,234	増：上部工、下部工、杭基礎工
				減：軟弱地盤対策工、盛土工、舗装工
ホアティン橋ほか 2橋	48,731	△62,879	△14,148	増：上部工等
				減：軟弱地盤対策工等
計	67,866	△67,780	86	

以上のとおり、基本設計、詳細設計時の設計変更及び契約後の設計変更において個別の橋りょうごとの直接工事費は把握できない状況となっていたため、ロンビン橋の直接工事費及びその推移について、確認できないものとなっていた。

しかし、土木構造物である橋りょうなどは、通常標準設計等に基づき同一の規格で建設されるものではなく、個別の橋りょうごとに建設される現場の形状等の条件に応じて構造諸元（橋長、幅員、基礎構造等）が異なるため、直接工事費も異なる。また、詳細設計時や契約後に、追加調査の結果等により、設計内容の見直しが行われ、直接工事費については建設費が変更されることは、我が国の国内で実施される工事の例をみても、一般的なことである。

したがって、JICAにおいて、多数の橋りょうを建設する事業については、個別の橋りょうごとの直接工事費及びその推移を具体的に把握するため、直接工事費の内訳や材料等の数量に関する資料を整備するなどしてより一層説明責任を果たせるよう努める必要があると認められる。

#### ウ 中部地方橋梁改修計画等3事業の設計変更等の状況

会計検査院が、JICAから提出された資料に基づき確認したところ、中部地方橋梁改修計画（以下「中部計画」という。）では設計変更は行われていなかった。

また、第2次中部地方橋梁改修計画（以下「第2次中部計画」という。）のうち、第2次中部計画1/3期及び第2次中部計画2/3期の2契約では、詳細設計時及び契約後にそれぞれ設計変更が行われていた。

そして、JICAの説明によれば、その設計変更の内容は、追加で行ったボーリング調査の結果、杭長の見直しなどが行われたことによるものであり、また、基本設計の事業費の積算段階から個別の橋りょうごとに建設費を算出しているとしている。会計検査院は、詳細設計時の設計変更及び契約後の設計変更に係る事業費の比較表等の提示及び説明を受け、個別の橋りょうごとの建設費が把握できることを確認した。

また、北部地方橋梁改修計画（以下「北部計画」という。）については、JICAでは完了報告書及び瑕疵検査報告書のみを現在保管しており、会計検査院は、それらの提出を受け、内容を確認したが、完了報告書には基本設計からの設計変更についての記載がなかった。

#### (6) 施設の建設等に係る工事の施工状況

##### ア 会計検査院による瑕疵検査報告書等の確認の状況

会計検査院は、ガイドライン等に基づき、コンサルタントからJICAに提出された瑕疵検査報告書について、ベトナム国政府の協力を得た上で、その提出を受け、瑕疵検査の内容を確認した。4事業の瑕疵検査報告書によれば、工事の完了から瑕疵担保期間1年を経過した後に、次のように瑕疵検査を実施したとしている。

- ① 瑕疵担保期間経過後に、施主であるPMU18、各省の地域道路管理者及び契約業者が、瑕疵検査を実施し、補修の必要な箇所については、契約業者が補修を行う。補修後、又は補修の必要がなければ検査後、契約業者は、PMU18と地域道路管理者に対し瑕疵担保期間終了証明書の発行を要請する。
- ② コンサルタントは、①の瑕疵担保期間終了証明書及び補修の写真により、補修状況の判定を行うとともに、現場における検査を抽出して実施し、橋りょうごとに瑕疵担保期間終了証明書を発行する。
- ③ すべての橋りょうの瑕疵担保期間経過後に、全橋りょうを対象として、コンサルタントは瑕疵検査終了証明書を、PMU18は承認証明書をそれぞれ発行する。

会計検査院が、瑕疵検査報告書の内容を確認したところ、瑕疵検査の結果行われた補修の主な内容は、軟弱地盤のため取付道路部分の盛土で工事完了後も引き続き

沈下が進行し取付道路と橋台との間に段差が生じていたので、舗装の補修を行ったものなどであった。

JICAは、一般プロジェクト無償における実施促進業務を担う立場から、PMU18が実施した北部計画、メコンデルタ計画、第2次中部計画の3事業の橋りょうなどの建設について、その一部を対象として、技術的観点から検討を行うため無償資金協力調査員による技術調査を18年5月に実施した。会計検査院は、その報告書の提出を受け、技術調査の内容と結果を確認した。報告書によれば、北部計画における5橋りょうについて、コンクリートにひび割れはないか、橋りょうと取付道路部との間に段差はないかなどのチェック項目を設けて現地で調査したとしていた。そして、調査の結果、橋台前面の石張りの目地にクラックが2箇所あったこと、取付道路の沈下はみられないことなどについて報告がなされ、特に不適切な事態はないとしていた。

#### イ 会計検査院による現地確認の状況

会計検査院は、PMU18が実施機関となっている一般プロジェクト無償4事業における施設の建設に関して、JICAから基本設計報告書等の提出を受けて検査するとともに、外務省及びJICAを通じて、交通運輸省、PMU18などの協力が得られた範囲内で完了報告書やこれに添付されている図面等の関係書類の提出を受け調査した。

そして、会計検査院は、職員をベトナム国に派遣し、計画投資省、財政省、公安省、交通運輸省、PMU18、ベトナム国会計検査院等の政府関係機関から、各事業の内容等について説明を聴取し、協力が得られた範囲内で関係書類の提出及び提示を受けて、実地に調査した。

前記4事業の8契約のうち、7契約に係る16箇所（北部計画の3箇所、メコンデルタ計画の6箇所、中部計画の2箇所、第2次中部計画の5箇所。箇所名等は巻末別表4参照（118ページ）。）を選定して、外務省及びJICAの職員の立会いの下で、PMU18の協力が得られた範囲内で、現場確認を行い、完成した橋りょうの施設の施工状況を実地に調査した。16箇所の選定に当たっては、我が国の国会で工事の設計変更の内容及び建設費の推移について言及されたロンビン橋その他設計変更が行われた箇所、前記の技術調査で対象としていた北部計画の5箇所のうちの2箇所等を選定した。

現場確認に当たっては、JICAが行った技術調査のチェック項目も含めたチェックシートを作成し、これに基づき現場の状況を目視により確認した。会計検査院が現地確認した16箇所のうち、コンサルタントがJICAに所定の報告をしないまま、設計変更が行われた事例を示すと次のとおりである。

<事例> ロンミー橋の設計の変更

会計検査院は、メコンデルタ計画のうち、ロンミー橋について、外務省から説明を受け、現場確認を行い、その形状をJICAに提出されていた完了届に添付された図面と比較して調査した。その結果、巻末の参考図3-1、3-2（127ページ）のとおり、図面では、左右兩岸の取付道路の両側に押え盛土を設置することとなっていたが、実際には、図面と異なり押え盛土が設置されていなかった。そして、コンサルタントは、JICAに、この設計変更について報告していなかった。

この設計変更について、現地でPMU18から説明を聴取し、また、後に外務省及びJICAを通じてコンサルタントから説明を聴取したところ、設計変更の理由、経緯等は以下のとおりであった。

ロンミー橋の押え盛土は、14年8月に設置された。しかし、その後、取付道路の用地確保が進まず、計画どおりの形状の取付道路を敷設することができなくなった。そのため、確保できた用地及び撤去する押え盛土の箇所に取付道路を敷設することとする設計変更案が、現地人民委員会から契約業者及びコンサルタントに示され、コンサルタントはPMU18にその設計変更案を報告し、変更が承認された。そして、PMU18は取付道路部の沈下及び押え盛土部分の隆起の状況を測定し、地盤が安定したことを確認できた15年4月に押え盛土を撤去した。また、事業費は、押え盛土の撤去費用による増額などにより約9千円の増額となっていた。

コンサルタントは、橋りょう自体の形状の変更ではなかったため、軽微な変更であると判断しJICAに報告しないまま設計変更し、契約業者はそれに基づいて施工を行った。しかし、前記のように、ガイドライン等によれば、建物又は施設の明らかな外観の変更に該当する事項であり、設計変更として、JICAに報告すべきであったと認められる。また、完了報告書に添付する図面についても、しゅん工時の図面を添付して提出すべきであったと認められる。

上記以外に、会計検査院が今回、目視等により現場確認した範囲では、現時点で

特に報告すべき事項は見受けられなかった。

### 3 円借款

#### (1) 各事業の概要

会計検査院が確認したところ、ベトナム国でPMU 18が円借款により実施した事業は7事業であり、19年3月末までの供与限度額は1140億4900万円となっており、前記の円借款累計額1兆1528億6100万円の約10%を占めている。これらの7事業はいずれも、主要国道の道路及び橋りょうの改良を内容とする比較的大規模で長期にわたる事業となっている。

上記の7事業について、JBIC及び外務省から提出された資料等に基づき、事業名、供与限度額等を整理して示すと表5のとおりであり、事業概要については巻末別表5（119ページ）のとおりである。

表5 PMU 18が実施機関となっている円借款7事業

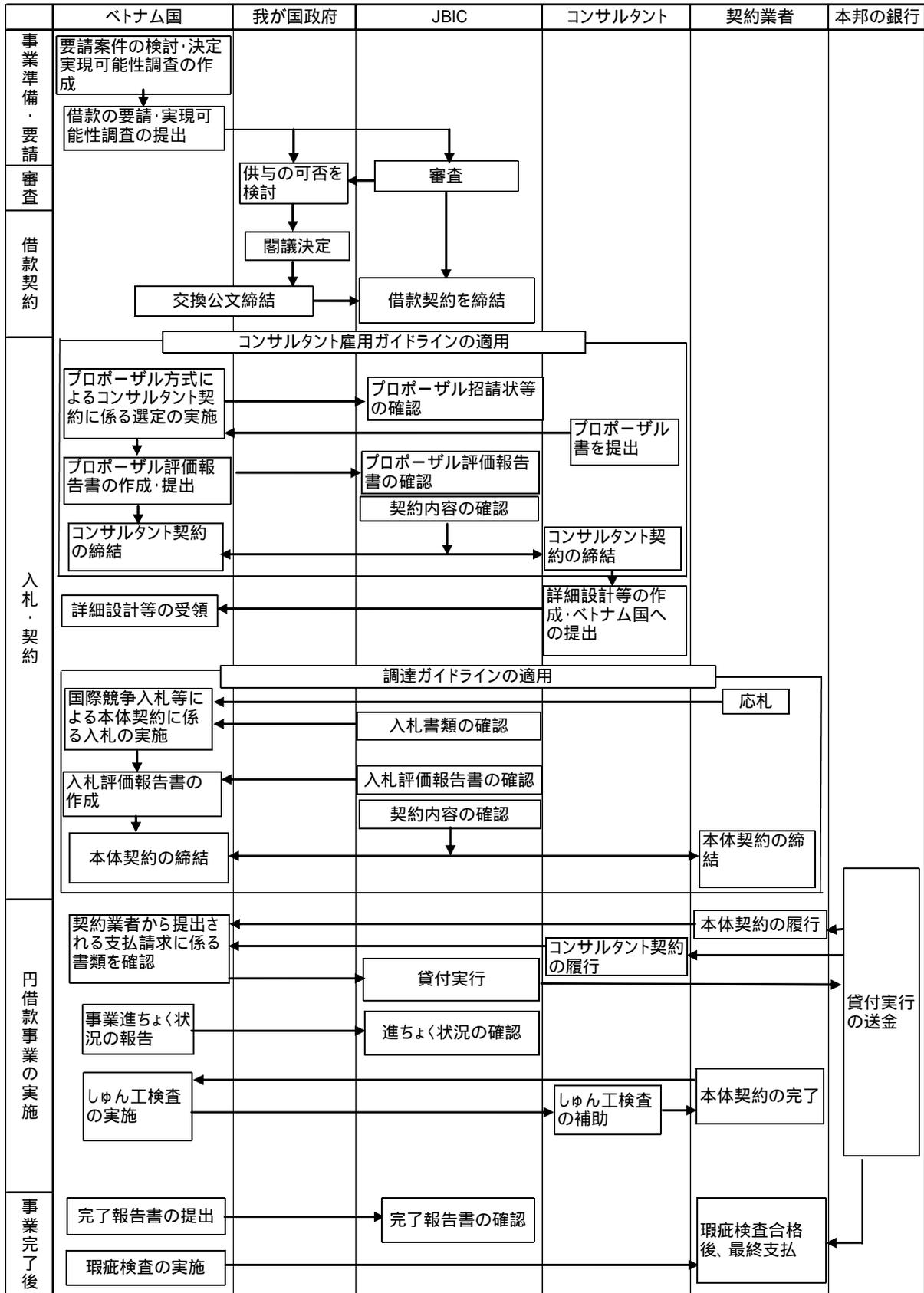
(単位：百万円、件)

事業名	借款契約締結年月日	供与限度額	コンサルタント契約の件数	本体契約の件数
国道1号線橋梁リハビリ事業第1期	6. 1. 28	3,870	1	6
	7. 4. 18	2,859		
	8. 3. 29	8,808		
国道1号線橋梁リハビリ事業第2期	8. 3. 29	4,907	2	8
	9. 3. 26	2,239		
	11. 3. 30	13,170		
国道1号線橋梁リハビリ事業第3期	15. 3. 31	5,013	1	1
国道10号線改良事業	10. 3. 30	17,742	1	22
	12. 3. 29	12,719		
国道18号線改良事業	10. 3. 30	11,863	3	12
	12. 3. 29	11,586		
バイチャイ橋建設事業	13. 7. 6	6,804	1	1
国道3号線道路ネットワーク整備事業	17. 3. 31	12,469	1	未契約

(2) 円借款における手続の概要

J B I Cによれば、前記の7事業は、基本的に次のような手続を経て実施されたとしている（図3参照）。

図3 円借款における実施手順の例



## ア ベトナム国による我が国への援助要請及び審査

ベトナム国政府は、我が国政府に対し円借款による資金協力を求める事業について、実現可能性調査に基づき、資金協力の要請を我が国に文書で提出する。

我が国は、その要請に対し供与を行うかどうかを J B I C が審査し、その報告を受けた日本政府が円借款の供与の可否を判断する。この審査に当たって、J B I C は、実現可能性調査の内容の確認だけではなく、被援助国の関係者との協議を行うとともに、要請のあった事業予定現場の調査等も必要に応じて現地に行く。

## イ 交換公文、借款契約の締結及び事業実施

円借款による供与を行うことが適正であると確認された案件については、閣議決定を経た後、我が国の代表者とベトナム国の代表者の間で交換公文への署名が行われる。交換公文には事業名、円借款の目的、供与限度額、供与条件、支出期間等が記載されている。前記の7事業における供与条件は、事業ごとに異なるが、供与期間30年又は40年（うち据置期間10年）、年利0.75%から2.3%などとなっている。交換公文への署名後、J B I C とベトナム国政府との間で円借款の手続、権利義務等を定めた借款契約が締結される（以下、交換公文及び借款契約を合わせて「交換公文等」という。）。また、円借款事業の実施においては、借款契約に一般的に適用される権利義務等の内容を記載した O D A 借款のための一般条項（以下「一般条項」という。）が借款契約の一部として適用される。

交換公文等が締結されると、実施機関である P M U 1 8 は、J B I C の円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン（以下「コンサルタント雇用ガイドライン」という。）に従って、詳細設計、入札補助、施工監理等を行うコンサルタントを技術面の評価に基づいて選定し、契約を行う。

J B I C は、P M U 1 8 の作成したプロポーザル評価結果報告書及びコンサルタント契約書がコンサルタント雇用ガイドラインに沿ったものかを確認し、コンサルタント契約に対し同意を行う。

円借款事業に必要な本体契約の手続は J B I C の円借款事業のための調達ガイドライン（以下「調達ガイドライン」という。）に従って行う。

調達方法は、原則として国際競争入札によるとされている。国際競争入札は、原則として、入札参加者を限定せず、技術面等を加味した上で、入札価格の最低の者が落札者となる制度である。入札参加業者は、技術提案及び価格を提示して応札

し、PMU 18はこれらを勘案して落札者を選定し、契約を行う。

J B I Cは、調達契約の規模等に応じて、入札前にPMU 18の作成した入札書類、入札後に入札評価結果報告書及び契約書（応札業者が入札対象の契約の履行能力があるかを入札前に審査する事前資格審査が行われた場合は事前資格審査書類、事前資格審査結果を含む。）を確認し、調達ガイドラインに沿った内容となっているかなどを審査した上で、同意を行う。

本体契約の締結後、契約業者は、本体契約に従って業務を実施し、コンサルタントはPMU 18の補助者としてその業務を監理する。工事の進捗よく等事業の状況については、ベトナム国政府から、定期的にJ B I Cに対して事業の進捗報告書が提出され、J B I Cにおいてそれを確認する。各契約で、施設の建設や資機材調達完了するごとに、PMU 18はしゅん工検査を実施する。

#### ウ 貸付実行

貸付実行の方式は、借款契約に定める方式（信用状を用いるコミットメント方式、本邦の銀行を經由して送金するトランスファー方式、ベトナム国政府が契約業者等へ対価を支払った後に貸付実行するラインバースメント方式等）の中から選定することとなっており、PMU 18が締結したコンサルタント契約及び本体契約で規定している。円借款は円貨で貸付実行され、ベトナム国政府は円貨でJ B I Cに償還することとなる。

工事の完了から瑕疵担保期間（一般的に1年から2年）を経過した後に道路の維持管理を担当する部局がPMU 18から施設の維持管理を引き継ぎ、同部局とPMU 18が瑕疵検査を実施する。コンサルタント及び契約業者は、同部局とPMU 18が実施する瑕疵検査に合格した後、当該契約の最終支払の請求を行い、これに対するJ B I Cの最後の貸付実行が行われると、当該契約におけるJ B I Cの貸付けが終了する。

#### (3) 入札、契約の状況

前記の7事業ではコンサルタント契約10件、本体契約50件、計60件の契約が締結されている。J B I Cは、被援助国の同意を得た上で、11年4月以降に閣議決定が行われた交換公文に基づく借款契約の下で締結されたもののうち、契約額が1億円以上のコンサルタント契約についてはプロポーザル提出業者名、契約締結業者名等を、また、契約額が10億円以上の本体契約については応札業者名、応札額、落札業者名等を、それぞれ

れ年次報告書等に公表している。PMU 18が実施機関となっている7事業60契約のうち、上記の条件を満たし、落札業者名等の公表を行っているコンサルタント契約及び本体契約は、巻末の別表6及び別表7（120ページ）のとおりである。

#### (4) 貸付実行等の状況

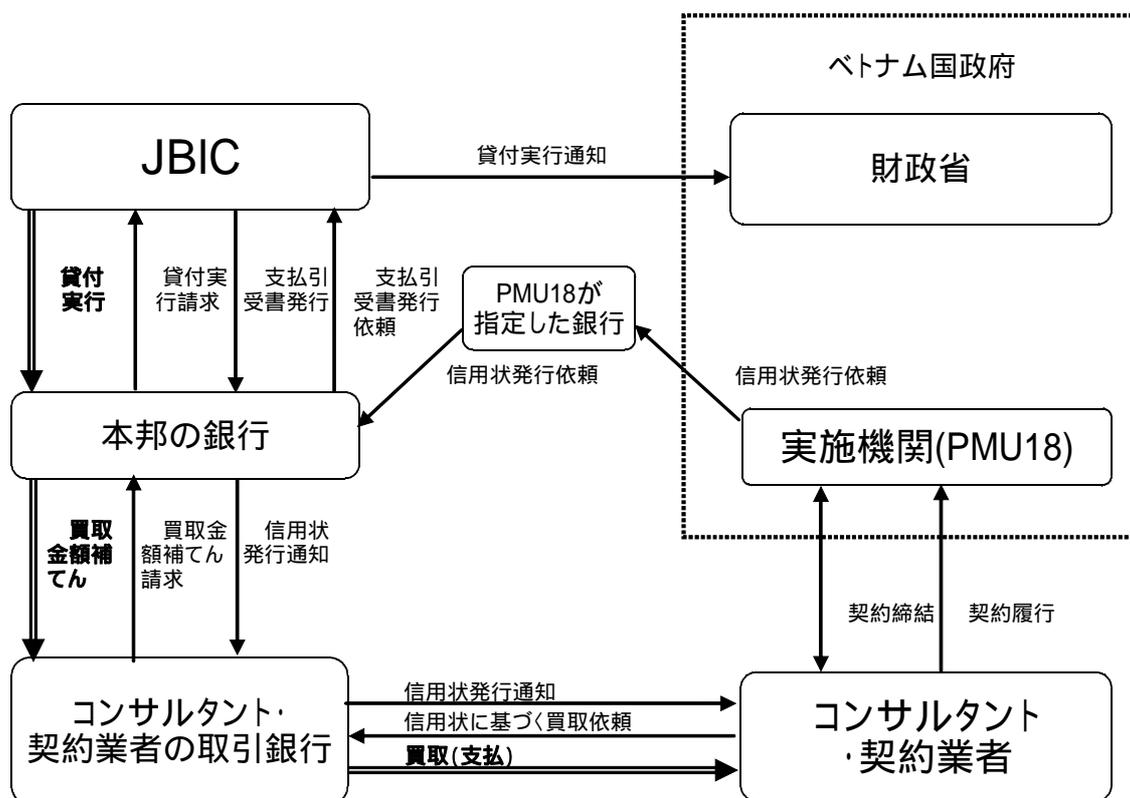
前記のとおり、18年5月の参議院決算委員会において、我が国を含むODA資金がPMU 18において、遊興費等に流用されているのではないかとの疑念がベトナム国民の間に生じている旨が言及された。

会計検査院は、JBICから貸付実行の状況について説明を聴取し、JBICが保管している貸付実行に係る支払請求書、PMU 18が契約履行を確認した出来高証明書、JBICの債権管理データ等を確認するなどして検査した。7事業60契約に係る19年3月末までの貸付実行額は808億1733万余円であり、コミットメント方式、トランスファー方式、ラインバースメント方式のいずれかの方式により、貸付実行がなされていた。これを貸付実行の方式別にみると以下のとおりである。

##### ア コミットメント方式による貸付実行

前記の7事業におけるコミットメント方式による貸付実行額は388億6395万余円であり、JBICによれば以下のとおり実施されていたとしている（図4参照）。

図4 コミットメント方式による貸付実行方式



- a PMU18はコンサルタント契約及び本体契約を締結する（図4①）。
- b その後、PMU18が指定した銀行を経由して、信用状の発行を本邦の銀行に依頼する（同②）。
- c 本邦の銀行はJBICに対し、発行する信用状の履行を保証する支払引受書の発行を依頼し、JBICは本邦の銀行に対し、支払引受書を発行する（同③及び④）。
- d 本邦の銀行は、コンサルタント及び契約業者の取引銀行（以下「取引銀行」という。）を経由して、コンサルタント及び契約業者に対し、信用状及び支払引受書が発行された旨の通知を行い、対価の支払を保証することになる（同⑤）。
- e コンサルタント及び契約業者は、前金払、出来高払等のための所定の支払要件を満たすごとに、取引銀行に対し、信用状に定められた出来高証明書、請求書等の書類の買取を依頼し、取引銀行から対価を受領する（同⑦及び⑧）。
- f それらの書類を受領した取引銀行は、本邦の銀行に対し、信用状に基づく買取金額補てん請求を行使し、さらに、本邦の銀行はJBICに対し、信用状及び支

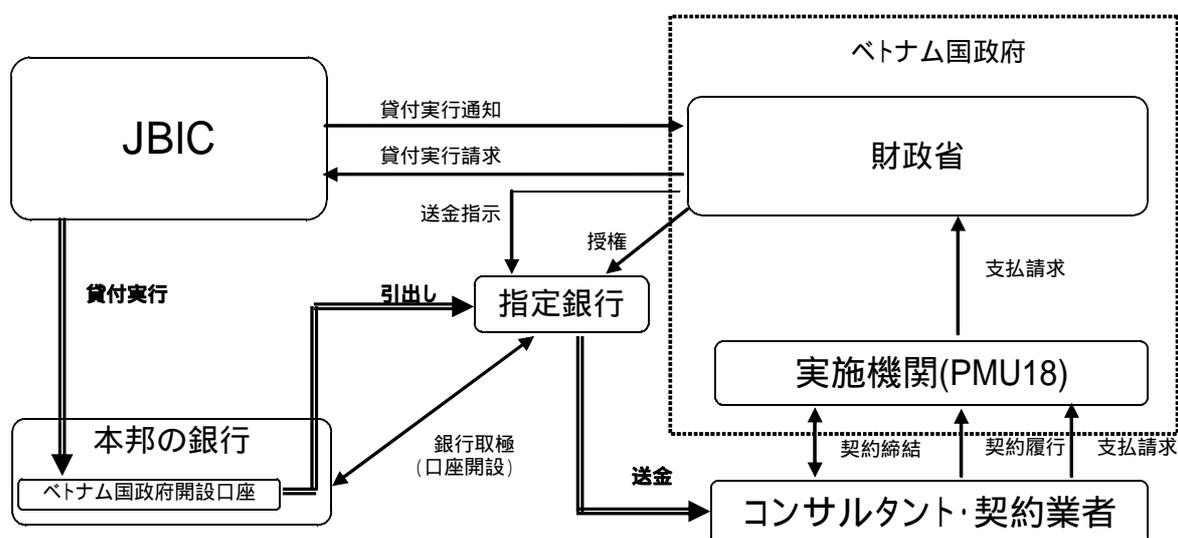
払引受書に基づき買取金額の支払を請求する（同⑨及び⑩）。

g J B I Cは、所定の確認を行った後、所要額を円貨で本邦の銀行に送金し、本邦の銀行は、取引銀行に対し、支払を行うこととなる（同⑪及び⑫）。J B I Cは財政省に対し、信用状に基づき貸付実行したことを通知する（同⑬）。

#### イ トランスファー方式による貸付実行

前記の7事業におけるトランスファー方式による貸付実行額は392億8703万余円であり、J B I Cによれば以下のとおり実施されていたとしている（図5参照）。

図5 トランスファー方式による貸付実行方式



a J B I Cとベトナム国政府との間で借款契約が締結された後、指定銀行は財政省からの授権に基づき、本邦の銀行にベトナム国政府名義の口座を開設する銀行取極を締結する（図5①）。

b コンサルタント及び契約業者は、所定の支払要件を満たすごとに、PMU18に対し、出来高証明書等を添えて、対価の支払を請求する（同④）。

c PMU18から請求を受けた財政省は、J B I Cに貸付実行請求を行う（同⑤）。

d 財政省は同時に、J B I Cから本邦の銀行に設けられた同口座に入金があり次第同口座から引出し、コンサルタント及び契約業者に直ちに送金する旨を指定銀行に対し指示する（同⑥）。

e J B I Cは、貸付実行請求を受け、所定の確認を行った後、所要額を円貨で本

邦の銀行に設けられたベトナム国政府の口座に送金する（同⑦）。

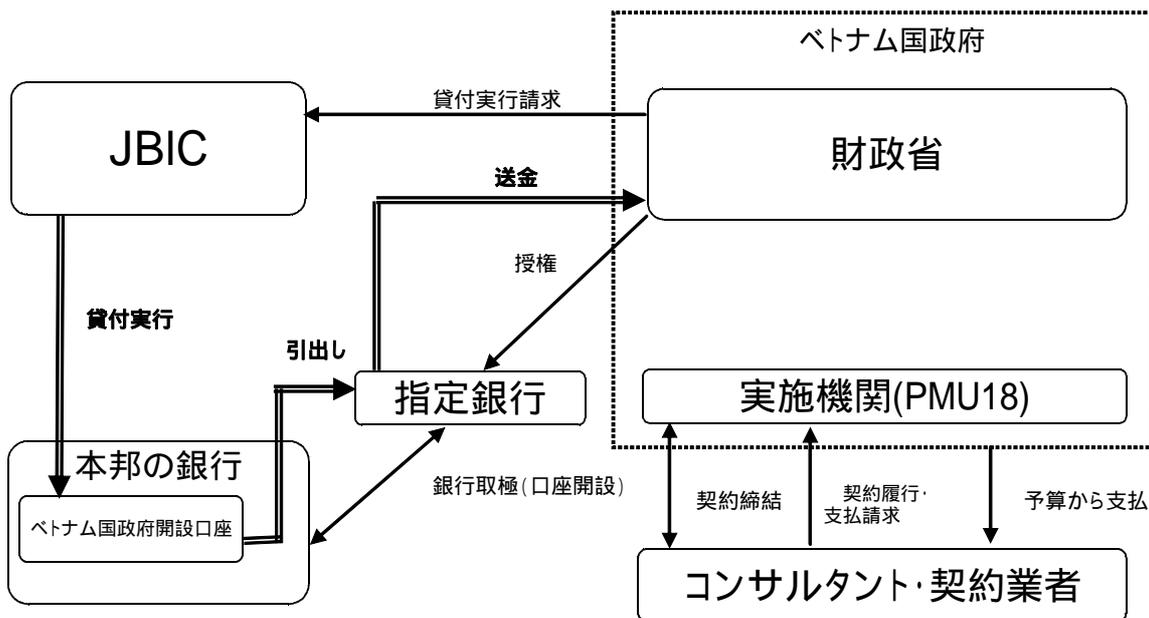
f 指定銀行は、財政省からの授権及び送金指示に基づき、同口座から、JBICからの入金額を引出し、直ちにコンサルタント及び契約業者の口座へ送金することになる（同⑧及び⑨）。

g また、JBICは財政省に対し、貸付実行請求のあった対価を支払った旨通知する（同⑩）。

#### ウ リンバースメント方式による貸付実行

国道1号線橋梁リハビリ事業第1期におけるリンバースメント方式による貸付実行額は2374万余円であり、JBICによれば以下のとおり実施されていたとしている（図6参照）。

図6 リンバースメント方式による貸付実行方式



a JBICとベトナム国政府との間で借款契約が締結された後、指定銀行は財政省からの授権に基づき、本邦の銀行にベトナム国政府名義の口座を開設する銀行取極を締結する（図6①）。

b コンサルタント及び契約業者は、所定の支払要件を満たすごとに、PMU18に対し、支払請求を行う（同③）。

c PMU18は請求書類等を確認の上、ベトナム国の制度に則して対価を支払う（同④）。

- d 財政省は J B I C に対し、コンサルタント及び契約業者に支払った対価の額を貸付実行請求する（同⑤）。
- e J B I C では、請求添付書類等を確認した後、所要額を円貨で貸付実行を行い、本邦の銀行に設けられた同口座に送金する（同⑥）。
- f 指定銀行は、J B I C から本邦の銀行に設けられた同口座に入金があり次第、財政省からの授権に基づき、同口座から J B I C からの入金額を引出し、財政省に送金することとなる（同⑦及び⑧）。

J B I C は、これらの貸付実行方式について次のように説明している。

前記のとおり、コミットメント方式及びトランスファー方式では、J B I C が貸付実行を行った資金は、本邦の銀行を経由して、コンサルタント及び契約業者へ支払われ、財政省には、J B I C から貸付実行を行った報告がなされるという仕組みになっている。また、ラインバースメント方式では、ベトナム国政府の予算からコンサルタント及び契約業者へ対価が支払われた後、財政省はその額について貸付実行の請求を行い、J B I C が貸付実行した資金は本邦の銀行を経由して、財政省に支払われる仕組みとなっている。このように、PMU 1 8 は J B I C が貸付実行を行った資金を直接受領する仕組みとはなっていない。

また、J B I C は、前記の3方式における貸付実行時の確認を次のように行っている。

コンサルタント及び契約業者は、支払請求時に、コミットメント方式では出来高証明書等を取引銀行に提出する必要がある、トランスファー方式及びラインバースメント方式では出来高証明書等を支払請求書に添付して PMU 1 8 に提出する必要がある。PMU 1 8 は契約履行を確認し、この出来高証明書等に、確認の署名をすることとなっている。J B I C は、貸付実行の請求がなされると、J B I C に提出された出来高証明書等に実施機関の確認の署名を受けているかなど契約の内容に沿った正当な請求であるかを確認した上で、貸付実行を行う。

会計検査院は、この貸付実行について、J B I C が保存している貸付実行書類、送金指示書、支払請求書、その添付書類である出来高証明書等の提出及び提示を受けて検査した。検査した範囲では、支払請求書に必要な書類が添付されていること、出来高証明書に PMU 1 8 による確認の署名があることなどを確認した。

#### エ 貸付資金の償還状況

前記の7事業に係る貸付累計額は808億1733万余円となっており、貸付実行額の償還済額は19億2281万余円及び利子入金額55億3796万余円となっている。会計検査院は、債権管理データ等を参照するなどして償還状況を検査した。その結果、上記の償還済額が交換公文等に定められた供与条件どおりに償還されていることを確認した。

#### (5) 施設の建設に係る工事の施工状況

会計検査院は、PMU 18が実施機関となっている円借款7事業における施設の建設に関して、JBICから関係書類の一部の提出及び提示を受けて検査するとともに、外務省及びJBICを通じて、交通運輸省、PMU 18などの協力が得られた範囲内で関係書類の提出を受け調査した。

そして、会計検査院は、職員をベトナム国に派遣し、計画投資省、財政省、公安省、交通運輸省、PMU 18及びベトナム国会計検査院の政府関係機関から、各事業の内容や、政府関係機関が行った調査の状況等について説明を聴取し、協力が得られた範囲内で関係書類等の提出及び提示を受けて、実地に調査した。

また、前記7事業のうち、本体契約が締結されていない国道3号線道路ネットワーク整備事業を除いた6事業の50契約のうち、15契約に係る23箇所（箇所名等は巻末別表8参照（124ページ））を選定して、外務省及びJBICの職員の立会いの下で、PMU 18の協力が得られた範囲内で、現場確認を行い、完成した橋りょうの施設等の施工状況を実地に調査した。23箇所の選定に当たっては、我が国の国会で工事の施工、施工管理等について言及された箇所や、また、JBICが18年5月に構造、舗装、地盤の各専門家等による現地調査をした結果特に不適切な事態はなかったとしている11橋りょうなどのうちの8橋りょうなどを選定した。現場確認に当たっては、前記のとおりチェックシートを作成し、これに基づき、現場の状況を目視により確認した。会計検査院が現場確認を行うこととした23箇所等のうち、その確認の状況について2事例を示すと次のとおりである。

##### <事例1> 設置されたトラフィックポストの材料

18年5月の参議院決算委員会等において、国道18号線改良事業において鉄筋の代わりに竹を使用しているとの現地報道がある旨が言及された。

交通運輸省及びPMU 18の説明によれば次のとおりである。

##### ① 国道18号線改良事業ノイバイ～バクニン間において設置されたトラフィックポ

ストの材料に、鉄筋の代わりに竹が使用されていたとの報道がなされた。

- ② トラフィックポストは、ベトナム国においては、道路敷地とそれ以外の土地との区切り、盛土部における車両等の転落防止等を目的として、簡易ガードレール用のポストとして設置しているものである（巻末の参考図4（128ページ））。
- ③ トラフィックポストは、工事現場周辺の小規模な工場で作成されている。
- ④ その規格については、PMU 18が実施している事業では、すべて鉄筋を使用する構造としており、各契約ごとの図面に詳細を示しており、これを各道路の維持管理を担当する部局が認可している。

前記のとおり、J B I Cでは18年5月に専門家等による現地調査を実施しており、会計検査院は、この現地調査に同行したJ B I Cの職員から、トラフィックポストの材料に鉄筋の代わりに竹材が使用されていたとされたことについて、次のような説明を受けた。

- ① 16年4月頃、コンサルタントは施工監理において鉄筋の代わりに竹が使用されたトラフィックポストを当該区間で発見した。
- ② その付近では、当時、地元住民による鉄筋目当てのトラフィックポストの盗難が頻発していた。
- ③ その後、当該区間において施工されたすべてのトラフィックポストについて検査を実施した。
- ④ その結果、コンサルタントは、品質管理が不備なものが認められたので、契約業者に対して、不備が認められたトラフィックポストに代えて、仕様どおりのものを製作して、再度設置することを指示し、工場での材料検査や抜き取り検査等施工監理を実施し、仕様どおりのトラフィックポストが設置されていることを確認した。

さらに、PMU 18の説明によれば次のとおりである。

- ① 内部に竹材が入ったトラフィックポストが現場に設置されていた。
- ② 道路の維持管理を担当する部局に引き渡すまでには、仕様どおりに鉄筋が使用されたトラフィックポストが再度設置された。
- ③ 再度設置されたトラフィックポストはコンサルタント等の確認を受けていた。
- ④ 18年4月にPMU 18と公安省等が確認のためトラフィックポスト25本を無作為に抽出しこれを破壊して調査したところ、仕様どおりに鉄筋が使用されていた。

会計検査院は、国道18号線改良事業のノイバイ～バクニン間の道路脇に設置しているトラフィックポストについて、PMU 18の協力を得て図面の提出を受け確認した。その図面によれば、形状は、地上部の高さ60cm、1辺の長さ18cmのコンクリート製の四角柱であり、内部に縦方向に直径6mmの鉄筋4本を配置し、それらを横方向に直径6mmの鉄筋6本で巻く構造となっていた。そして、PMU 18と公安省等が破壊して調査したトラフィックポスト25本のうち、ノイバイ～バクニン間において、コンクリートの一部がはつられ、鉄筋が露出し確認できる状態で設置されていた2本について、仕様どおり鉄筋が使われていることを現地で確認した。

#### <事例2> 道路工事の盛土に使用された砂の品質

18年5月の参議院決算委員会において、国道18号線改良事業で使用された砂の品質についてベトナム国会計検査院が指摘しているとの現地報道がある旨が言及された。交通運輸省及びPMU 18の説明によれば、国道18号線改良事業のバクニン～チリン間（約40km）の軟弱地盤上に盛土を行うなどした工事で、工事施工時に設計どおりの透水性の高い砂を全量確保することが困難であったため、交通運輸省及びベトナム国首相府の承認を得た上で、当初の設計と異なる砂を使用したとしている。

この区間ではサンドマット工法により敷き砂を施工している。サンドマット工法は、軟弱地盤上での盛土工事の場合に、まず排水を促進する材料として砂を敷き、その上に盛土を行う工法であり、この敷き砂の層が盛土材による軟弱地盤の圧密のために抜け出した地下水の排水層となって地下水の排水を促進することにより、地盤の安定を図るものである。

前記のとおり、JBICでは18年5月に専門家等による現地調査を実施しており、会計検査院はこの現地調査に同行したJBICの職員から、現地調査の内容について次のような説明を受けた。

すなわち、専門家等が現地で確認したところ、本件工事で実際に敷き砂として使用され、設計より透水性の低いと報道された砂は、排水を促進する材料として十分使用できるものであり、我が国におけるサンドマット材の砂の基準に当てはめると比較的透水性の高い材料に相当するものであった。また、当初の設計と異なる砂を使用することについて、ベトナム国政府内部の承認手続が適切に行われていたことを確認したとしており、バクニン～チリン間において、施工後に道路の沈下等は認められなかった。

なお、会計検査院は、ベトナム国会計検査院に指摘の有無及び内容の確認や資料の提出の協力を求めたが、指摘の有無、資料等については原則としてベトナム国政府内部にしか公表していないとのことであった。

以上の2事例以外に、会計検査院が今回、目視により現場確認した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

#### (6) 事業実施のための車両の購入

J B I Cの説明によれば、18年11月にベトナム国政府はJ B I Cに対し、PMU 18が実施機関となった円借款に関し、車両の購入に当たり必ずしも適切とはいえない調達があったとして、当該車両の購入資金を返還する旨の申出を行ったとしている。

J B I Cは、上記の申出を踏まえ、保管している仕様書とベトナム国政府から提示された購入車両リスト等により、2事業2契約における4台分の車両購入について、仕様書と異なる車両が購入されていたことを確認した。そして、J B I Cは、一般条項に定められた手続により、19年1月31日に当該車両4台の購入に係る貸付資金2871万余円及び同資金に係る返還日までの未収利息16万余円、計2888万余円についてベトナム国政府から返還を受けた。

会計検査院は、本件の経緯について、J B I Cから、また、現地で財政省、交通運輸省、PMU 18などから、説明を聴取した。

#### ア 交通運輸省の調査で判明した事態

交通運輸省の説明によれば、PMU 18に関する疑念を受け、同省が実施しているODA事業について関係書類等の調査を自ら行い、その結果、国道18号線改良事業、国道1号線橋梁リハビリ事業第2期（Ⅲ）の2事業2契約において、適切でない調達があったことが判明したとしている。

また、J B I Cの説明によれば、本件の経緯は次のとおりである。

#### ① 国道18号線改良事業のパッケージK契約に係る事態

15年12月、PMU 18は国道18号線改良事業のパッケージK契約（契約金額13億4131万余円）の入札手続を行い、J B I Cに対し、契約同意を求め、契約書等を提出した。J B I Cは、同月に同契約の内容を確認し、同意を行った。仕様書では、当該事業に係る工事管理のためPMU 18などが使用する車両計3台（四輪駆動車2台、ミニバス1台）を購入することとなっていた。

J B I Cは、16年11月から17年8月までの間に計6回にわたって、ベトナム国政府から上記の車両3台分の購入分を含む貸付実行請求を受け、PMU 1 8が確認の署名をしていることなどの内容を確認の上、1億4475万余円をコミットメント方式及びトランスファー方式により貸付実行した。しかし、実際に購入されたのは、セダン3台（これに係る貸付実行額2225万余円）であり、いずれも仕様書に記載された車両とは異なる車両が購入されていた。

## ② 国道1号線橋梁リハビリ事業第2期（Ⅲ）コンサルタント契約に係る事態

11年10月、PMU 1 8は国道1号線橋梁リハビリ事業第2期（Ⅲ）の実施に当たってコンサルタント契約（契約金額13億9480万余円）を締結し、J B I Cに対し、契約同意を求め、契約書等を提出した。J B I Cは、11年11月にコンサルタント契約の内容を確認し、同意を行った。仕様書では、当該事業に係る管理のためPMU 1 8などが使用する車両計3台（四輪駆動車2台、セダン1台）を購入することとなっていた。

J B I Cは、12年3月から13年7月までの間に計10回にわたって、ベトナム国政府から上記の車両3台分の購入分を含む貸付実行請求を受け、PMU 1 8が確認の署名を行っていることなどの内容を確認の上、1億1710万余円をトランスファー方式により貸付実行した。しかし、実際に購入されたのは、四輪駆動車1台及びセダン2台であり、このうちセダン1台（これに係る貸付実行額646万余円）については、仕様書に記載された車両とは異なる車両が購入されていた。

交通運輸省及びPMU 1 8の説明によれば、PMU 1 8はこれら4台の車両を事業の工事管理等に使用していたとしている。

## イ 会計検査院によるJ B I Cの契約及び貸付実行の手続等の確認

J B I Cは、本件の車両の購入に係る事業の本体契約については、入札評価結果報告書及び契約同意申請を確認し、また、本件の車両の購入に係る事業のコンサルタント契約については、プロポーザル評価結果報告書及び契約同意申請を確認したとしている。また、貸付実行時には、出来高証明書等実施機関が確認した署名の入った所定の書類に基づいて貸付実行したとしている。

会計検査院は、J B I Cから上記書類の提出又は提示を受け、貸付実行書類について、所定の書類が整っているか、実施機関であるPMU 1 8の確認を受けているかなどを検査した。その結果、貸付実行時には、コンサルタント及び契約業者から

の支払請求書に、出来高証明書等所定の書類が添付されており、出来高証明書等には、提出した契約業者の署名のほか、それをチェックしたコンサルタントの署名、PMU 18の署名がそれぞれなされていたことを確認した。

また、会計検査院は、ベトナム国政府からの返還について、JBICがベトナム国政府から受けた説明の内容を聴取するとともに、仕様書、返還手続に係る文書、JBICへの返還の通知文書等の提出及び提示を受け、返還手続が一般条項に則して行われていることを確認した。

#### ウ ベトナム国政府における車両の管理に関する改善策

財政省及び交通運輸省の説明によれば、ベトナム国政府では、公的財産に関する政令及び関連通達の改正を行い、実施機関が、ODA資金による契約に基づき購入した車両の管理について、実施機関が当該事業完了後に財政省に管理換する方式から、契約完了ごとに財政省に管理換する方式に改めたとのことである。

#### 4 ベトナム国政府におけるODAの事業実施体制の見直しなど

外務省及びJBICの説明によれば、ベトナム国政府では、ODAの事業実施体制を規定する政令の見直し及び関連する通達の策定を行っているとしている。PMU 18に関する疑念を契機として、JBICが他の事業管理局を含めたODAの事業実施体制における問題点及び課題に係る調査を実施し、ベトナム国政府はJBICのこの調査結果を政令の見直し及び関連する通達の策定に活用したとしている。

JBICは、JBICの調査の主な内容について次のように説明している。

交通運輸省における事業管理局による事業実施体制には、PMU 18が多方面の事業を実施しているように、複数事業間の柔軟なやり繰りが可能であるなどの長所がある。一方で、事業管理局の法的地位、役割、責任の明確な定めがなく、関係機関との業務の重複があるなどのため、説明責任意識が希薄であるなどの課題が挙げられる。

会計検査院は、計画投資省及び公安省から、JBICの調査結果を踏まえたODAの事業実施体制の見直しなどの状況について説明を聴取した。

計画投資省の説明によれば、ODAの事業実施体制を規定していた従来の政令を廃止し、新たな政令を制定するなどして、事業管理局の法的地位、役割、責任等を明確にするなど、ODAの事業実施体制等の見直しを行ったとしている。

また、公安省の説明によれば、汚職防止に関する取組については、反汚職法が17年に成立し、公安省汚職犯罪捜査局が新設されたとしている。なお、外務省の説明によれば、

PMU 18の元職員等に係るサッカー賭博に関連した裁判が引き続き行われているとしている。

### 第3 検査の結果に対する所見

ア 我が国の政府開発援助は、前記のとおり毎年多額に上っており、4年度から18年度までのベトナム国に対する累計額は、無償資金協力、円借款及び技術協力の合計で1兆3130億7800万余円となっている。

そして、ベトナム国における各国からのODAでPMU 18が実施機関となって実施された事業において、不適切な設計や施工が行われ、我が国を含むODA資金が遊興費等に流用されたのではないかとの疑念がベトナム国国民の間に生じているとされた。

会計検査院は、今回、PMU 18が実施した無償資金協力4事業及び円借款7事業、計11事業について、我が国援助実施機関等から資料の提出、提示や説明を受け、また、ベトナム国に職員を派遣し、協力が得られた範囲内で、相手国実施機関等から資料の提出、提示や説明を受けるなどし、検査及び調査を実施した。合規性等の観点から、援助は交換公文、借款契約に則したものとなっているか、無償資金協力の資金の供与、円借款の貸付実行は法令、予算等に従って適正に行われているか、入札、契約等の事業実施の手続はJICA及びJBICが示している指針等に則して適切に行われているか、契約書に記載された仕様どおりの機材を調達しているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。また、橋りょうの建設の工事において設計変更がある場合に手続等は指針等に則して適切に行われているか、道路の工事において設置された施設や使用された資材が設計どおりのものとなっているか、適切な施工監理が実施されているかなどに着眼し、実地に、無償資金協力事業の16箇所、円借款事業の23箇所、計39箇所で行った。

その結果、外務省及びJBICの説明によれば、無償資金協力の供与及び円借款の貸付実行の方法は、PMU 18は我が国の資金を直接受領する仕組みとなっていないとしている。会計検査院は、検査した範囲では、無償資金協力により供与された資金については、本邦の銀行から直接契約業者等に送金される旨の支払授權書を確認し、また、円借款により貸付実行された資金については、その支払請求書に出来高証明書等所定の書類が添付され、出来高証明書等にはPMU 18などによる確認の署名のあ

ることなどを確認した。

そして、無償資金協力事業においては、メコンデルタ計画の全体事業費は把握できるものの、ロンビン橋等の個別の橋りょうごとの建設費及びその推移は具体的に把握できないものとなっていたり、ロンミー橋について、コンサルタントがJICAに設計変更の所定の報告をしないまま取付道路等の形状変更が行われていたりしていた。

円借款事業においては、道路の工事において設置された施設の状況を確認した。そして、当初の設計と相違した資材が使用された経緯等について説明を受けた。また、ベトナム国政府からの申出によりJBICに車両の購入資金の返還が行われた経緯の説明を聴取したところ、2事業2契約で仕様書に記載されていた車両とは異なる車両4台が購入されていた。

イ ODA事業では被援助国の政府関係機関等が契約、入札、設計、支払等を行っているが、その資金は我が国の財政資金で賄われていることにかんがみ、外務省、JICA及びJBICにおいては、事業の内容を把握し、事業の全般の執行について、納税者である我が国国民に対する説明責任をより一層果たす必要がある。

無償資金協力事業において、個別の橋りょうごとの建設費及びその推移が具体的に把握できないものとなっていたり、コンサルタントが設計変更についてJICAに所定の報告をしないまま取付道路の形状変更が行われていたりしていた。このような事態が生じたのは、JICAにおいて、個別の橋りょうごとの建設費及びその推移を把握することとなっていなかったことによると認められる。また、設計変更の手続について主としてコンサルタントの理解が十分でなかったこと、JICAにおいてコンサルタントに十分に理解させていなかったことによると認められる。JICAにおいては、多数の橋りょうを建設する事業については、個別の橋りょうごとの建設費及びその推移を的確に把握するための資料の整備や完了報告時の出来形の確認の徹底をより一層図る必要があると認められる。また、JICAにおいては、コンサルタントに制度の一層の理解を促す必要があると認められる。

また、円借款事業の実施において、仕様書とは異なる車両4台が購入された事態が生じたことは遺憾である。このような事態が生じたのは、主として、ベトナム国政府がガイドラインの趣旨等を十分に理解していなかったことによると認められる。したがって、ベトナム国政府はODAの事業実施体制の見直しに努めているところであるが、JBICにおいては、ベトナム国政府に対し、ガイドラインの趣旨等についてより一

層理解を促したり、必要に応じて事業内容のより一層の的確な把握に努めるように求めたりする必要があると認められる。

「ベトナムにおける、ベトナム交通運輸省第18事業管理局（PMU18）が関係する我が国の政府開発援助について」については、以上のとおり報告する。

ベトナム国では、ODAの事業実施体制の見直しが行われ、PMU18の元職員に係る裁判が引き続き行われている。

また、外務省は、ODAの実施に際して、企業及び関係者に対して注意喚起を行うとともに、不正に対する認識を共有し、モラルの向上を図る取組を行っており、また、再発防止対策等の着実な実施等について引き続きベトナム国政府に要請していくとしている。

会計検査院としては、以上のような状況を踏まえ、ベトナム国における我が国のODA事業に関し、外務省、JICA及びJBICにおける説明責任をより一層果たすための方策及び上記の取組を通じた適切な事業の実施の確保について留意していく。

別表1 PMU 18 が実施機関となっている一般プロジェクト無償4事業の事業概要

事業名	事業概要
北部地方橋梁改修計画	本計画は、北部地域の農業等産業の活性化に寄与するとともに少数民族の福祉向上を図ることを目的として、北部16省の農村地帯や山岳地帯の補助幹線道路及び地域住民の生活道路に位置する29橋の中小橋りょうの架替え及び新設を実施したものである。
メコンデルタ地域橋梁改修計画	本計画は、農村から地域外への物流を促進し、農業等の産業の活性化に寄与するとともに、貧困層の生活向上を図ることを目的とし、メコンデルタ地域の17省の省道、郡道及び村道に位置する37橋の中小橋りょうの架替え及び新設を実施したものである。
中部地方橋梁改修計画	本計画は、中部地域18省の省道、郡道及び村道における円滑な交通の確保、住民の生活及び産業水準の向上を目的として、23橋の中小規模の橋りょう架替え及び新設を実施したものである。
第2次中部地方橋梁改修計画	本計画は、中部地方橋梁改修計画に引き続き、中部地域18省の地方道路における安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、中小規模の橋りょうの架替え及び新設を実施したものである。15年から実施されており、1期では6省6橋りょうを建設し、2期では6省8橋りょうを建設したものである。なお、3期については事業化調査を行ったが、19年3月31日現在交換公文の署名は行っていない。

別表2 コンサルタント契約締結業者及び契約額

(単位：円)

事業名	契約業者名	契約締結年月日	契約認証年月日	契約額
北部地方橋梁改修計画(1/2期)	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル・ (株)オリエンタルコンサルタンツ共同企業体	8. 1. 31	8. 2. 21	107,055,000
北部地方橋梁改修計画(2/2期)	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル・ (株)オリエンタルコンサルタンツ共同企業体	8. 7. 29	8. 8. 13	233,800,000
メコンデルタ地域橋梁改修計画	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル	13. 6. 21	13. 9. 3	278,881,000
中部地方橋梁改修計画	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル・ (株)オリエンタルコンサルタンツ共同企業体	14. 4. 24	14. 5. 22	148,000,000
第2次中部地方橋梁改修計画(1/3期)	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル・ (株)オリエンタルコンサルタンツ共同企業体	15. 7. 1	15. 7. 14	122,816,000
第2次中部地方橋梁改修計画(2/3期)	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル・ (株)オリエンタルコンサルタンツ共同企業体	16. 7. 7	16. 8. 5	89,584,000

別表3 本体契約に係る入札結果

## ① 北部地方橋梁改修計画

## 北部地方橋梁改修計画(1/2期)

(単位：千円)

本体契約(調達)	契約締結年月日			契約認証年月日			
	8. 6. 25			8. 7. 10			
入札者名	入札額(1回目)	入札額(2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額(A)	予定価格(B)	落札率(A/B)
不明	非公表	非公表	非公表	住友商事(株)	139,000	非公表	—

注(1) 「入札者名」の「不明」は、JICAにおける資料保存期間が過ぎており、把握できなかったものである。以下同じ。

注(2) 「入札額」、「予定価格」の「非公表」は、外務省が公表を行っていないものである。以下同じ。

## 北部地方橋梁改修計画(2/2期)

(単位：千円)

本体契約(建設)	契約締結年月日			契約認証年月日			
	8. 10. 7			8. 10. 18			
入札者名	入札額(1回目)	入札額(2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額(A)	予定価格(B)	落札率(A/B)
不明	非公表	非公表	非公表	鹿島建設(株)	3,277,100	非公表	—

## ② メコンデルタ地域橋梁改修計画

## メコンデルタ地域橋梁改修計画

(単位：千円)

本体契約(建設)	契約締結年月日			契約認証年月日			
	13. 11. 6			14. 1. 21			
入札者名	入札額(1回目)	入札額(2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額(A)	予定価格(B)	落札率(A/B)
鹿島建設(株)	3,134,860.00	3,022,000	2,966,000	鹿島建設(株)	2,966,000	非公表	—
大成建設(株)	3,342,656.90	辞退	—				
(株)フジタ	3,429,143.68	辞退	—				

## メコンデルタ地域橋梁改修計画

(単位：千円)

本体契約 (調達)	契約締結年月日		13. 11. 7	契約認証年月日		14. 1. 7	
入札者名	入札額 (1回目)	入札額 (2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額 (A)	予定価格(B)	落札率 (A/B)
住友商事(株)	471,700	—	—	住友商事 (株)	471,700	非公表	—
日商岩井(株)	569,600						
丸紅(株)	556,700						

## ③ 中部地方橋梁改修計画

## 中部地方橋梁改修計画 (South Lot)

(単位：千円)

本体契約 (調達)	契約締結年月日		14. 6. 28	契約認証年月日		14. 7. 24	
入札者名	入札額 (1回目)	入札額 (2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額 (A)	予定価格(B)	落札率 (A/B)
住友商事(株)	330,920	—	—	住友商事 (株)	330,920	非公表	—
日商岩井(株)	348,200						
丸紅(株)	384,000						

## 中部地方橋梁改修計画 (North Lot)

(単位：千円)

本体契約 (調達)	契約締結年月日		14. 6. 27	契約認証年月日		14. 7. 24	
入札者名	入札額 (1回目)	入札額 (2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額 (A)	予定価格(B)	落札率 (A/B)
日商岩井(株)	249,900	—	—	日商岩井 (株)	249,900	非公表	—
住友商事(株)	265,170						
丸紅(株)	287,000						

## ④ 第2次中部地方橋梁改修計画

## 第2次中部地方橋梁改修計画 (1/3期)

(単位：千円)

本体契約 (建設)	契約締結年月日		15. 10. 10	契約認証年月日		15. 10. 24	
入札者名	入札額 (1回目)	入札額 (2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額 (A)	予定価格(B)	落札率 (A/B)
(株)大林組	874,000	824,000	—	(株)大林組	824,000	833,875	98.81%
清水建設(株)	889,300	853,000					
(株)間組	905,000	辞退					

(注) 落札率は、会計検査院で計算したものである。以下同じ。

## 第2次中部地方橋梁改修計画 (2/3期)

(単位：千円)

本体契約 (建設)	契約締結年月日		16. 10. 8	契約認証年月日		16. 10. 21	
入札者名	入札額 (1回目)	入札額 (2回目)	交渉後価格	落札者名	契約額 (A)	予定価格(B)	落札率 (A/B)
(株)大林組	881,000	860,000	—	(株)大林組	860,000	862,849	99.66%
清水建設(株)	892,000	876,000					
(株)間組	898,600	辞退					

別表4 会計検査院が施工状況を実地に調査した箇所

(単位：m)

事業名	箇所名	着工年月日	完成年月日	供与型式	橋長	幅員
北部地方 橋梁改修 計画	ドックケー 橋	8. 10. 7	11. 3. 15	施設建設	99.46	5.50
	ティン橋	9. 12. 21	10. 1. 21	資機材調達	24.60	4.50
	ヴバン橋	8. 10. 7	11. 3. 15	施設建設	99.05	7.00
メコンデ ルタ地域 橋梁改修 計画	ホアティン 2橋	14. 1. 21	16. 1. 5	施設建設	131.46 <82.28> [70.40]	5.50
	フィンフン ギア橋	14. 1. 21	16. 1. 5	施設建設	54.40 <55.84> [43.80]	5.50
	セオドゥア橋	14. 8. 21	14. 9. 25	資機材調達	30.10	5.50
	ロンミー橋	14. 1. 21	16. 1. 5	施設建設	175.30 [99.20]	5.50
	ホアティン橋	14. 1. 21	16. 1. 5	施設建設	99.20 [70.40]	5.50
	ロンビン橋	14. 1. 21	16. 1. 5	施設建設	98.41 <58.20> [37.19]	5.50
中部地方 橋梁改修 計画	ソクアン橋	15. 2. 4 2. 7	15. 3. 14	資機材調達	57.20	5.50
	ソンサウ橋	15. 2. 4 2. 7	15. 3. 14	資機材調達	63.20	5.50
第2次中 部地方橋 梁改修計 画	ケーズオン橋	15. 10. 24	17. 2. 3	施設建設	42.15	4.50
	ホイフック 橋	15. 10. 24	17. 2. 3	施設建設	65.30	5.50
	ダイロイ橋	16. 10. 21	18. 2. 19	施設建設	65.30	5.50
	サーカイ橋	16. 10. 21	18. 2. 19	施設建設	73.04	5.50
	ドー橋	16. 10. 21	18. 2. 19	施設建設	83.30	5.50

注(1) 橋長の[ ]書きは基本設計時、&lt; &gt;書きは詳細設計時の長さである。

注(2) 供与型式が資機材調達の場合、着工年月日は資機材の船積を行った年月日、完成年月日はベトナム国において資機材の引渡を行った年月日である。

別表5 PMU 18 が実施機関となっている円借款7事業の事業概要

事業名	事業概要
国道1号線橋梁 リハビリ事業第 1期	本事業は、国道1号線の道路輸送の改善に資するため、ハノイ～ビン間（約279km）、ニャチャン～ホーチミン間（約400km）及びホーチミン～カントー間（約151km）の3区間において、10m以上の橋りょう（ニャチャン～ホーチミン間は20m以上）の中で、それぞれ優先度の高い7橋、14橋、19橋の改修等を行ったものである。
国道1号線橋梁 リハビリ事業第 2期	本事業は、1期事業に引き続き、国道1号線のランソン～ハノイ間（約163km）及びドンハ～ニャチャン間（約689km）において、それぞれ19橋りょう、10橋りょうの改修等を行ったものである。
国道1号線橋梁 リハビリ事業第 3期	本事業は、1期、2期事業に引き続き、南部の国道1号線及びカントー～カーマウ間（約176km）において、橋りょうの改修等を行うものである。
国道10号線改良 事業	本事業は、国道10号線の道路輸送の改善に資することを目的として、①ビチョー～ニンビン間（約140km）において、既設道路改修・架替え、②ハイフォン市街地部分のバイパス建設（総延長約20km）、③フェリー渡河地点及び鉄道併用橋地点において、橋りょう、バイパス建設等を行うものである。
国道18号線改良 事業	本事業は、北部地域の主要幹線道路である国道18号線を整備し、円滑な物流を実現し、北部地域の産業振興及び社会生活の向上に寄与することを目的として、緊急性が高い重要区間である首都ハノイ寄りのノイバイ～チリン間（約70km）及びクアンニン省ハロン市寄りのビウニィ～クアオン間（約65km）において、現道（2車線）の改良、橋りょうの新設等を行うものである。
バイチャイ橋建 設事業	本事業は、国道18号線の円滑な物流を促進するとともに、クアラック海峡における大型船舶の通航の安全に寄与することを目的として、クアンニン省ハロン市に全長903m、幅員25.3m（4車線）の主橋りょうの新設等を行うものである。
国道3号線道路ネ ットワーク整備 事業	本事業は、ハノイ北部地域において、国道3号線の機能の向上（増加する交通量対応・地域の道路利用者の利便性向上等）を図り、同地域における経済及び社会開発の促進に寄与するため、①ハノイ市～タイグエン省までの国道3号線高規格道路の新設、②貧困削減に資する周辺道路の改修、③高規格道路の維持管理能力向上の支援、④交通安全対策を行うものである。

別表6 契約額が1億円以上のコンサルタント契約

事業名	プロポーザルを提出したコンサルタント	契約したコンサルタント
国道1号線橋梁リハビリ事業第3期	PACIFIC CONSULTANTS INTERNATIONAL	○
	JAPAN BRIDGE AND STRUCTURE INSTITUTE, INC.	
	CHODAI CO., LTD.	
国道3号線道路ネットワーク整備事業	NIPPON ENGINEERING CONSULTANTS CO., LTD	
	KATAHIRA & ENGINEERS INTERNATIONAL	
	NIPPON KOEI CO., LTD.	○
	JAPAN BRIDGE AND STRUCTURE INSTITUTE, INC.	

別表7 契約額が10億円以上の本体契約

事業名	契約単位	応札業者名	応札額 (ベトナム(VND)建)	契約業者
国道10号線改良事業	パッケージR : Thai Binh バイパス	LARSEN&TOUBRO LIMITED	559,665,315,211	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8	375,218,776,386	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 4	390,000,000,000	
		CHINA ROAD AND BRIDGE CORPORATION	403,698,424,733	
		VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT-EXPORT CORPORATION		
		THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION	377,197,117,517	
		TRUONG SON CONSTRUCTION CORPORATION		
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1	364,346,142,132	○
CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 5				

事業名	契約単位	応札業者名	応札額 (ベトナムドン(VND)建)	契約業者
国道10号線 改良事業	パッケージS : Loc An-国道21号線区間	LARSEN&TOUBRO LIMITED	580,953,931,261	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8	405,578,431,626	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 4	392,999,049,352	○
		CHINA ROAD AND BRIDGE CORPORATION ----- VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT-EXPORT CORPORATION	433,054,403,482	
		THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION ----- TRUONG SON CONSTRUCTION CORPORATION	399,993,351,954	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1 ----- CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 5	415,000,000,000	
		CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORPORATION	410,259,843,607	
		国道10号線 改良事業	パッケージU : 省道191号線	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8 ----- CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 4
THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION ----- TRUONG SON CONSTRUCTION CORPORATION	179,863,194,370			○
CHINA ROAD AND BRIDGE CORPORATION	190,863,298,326			
VIETNAM WATERWAY CONSTRUCTION CORPORATION ----- BACH DANG CONSTRUCTION CORPORATION	203,022,236,760			
VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT-EXPORT CORPORATION	210,192,714,453			
CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1	210,128,886,729			

事業名	契約単位	応札業者名	応札額 (ベトナムドン(VND)建)	契約業者
国道18号線 改良事業	パッケージA : Noi Bai-Bac Ninh間	CHINA ROAD AND BRIDGE CORPORATION	904,180,674,513	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8 ----- TRUONG SON CONSTRUCTION CORPORATION	872,791,650,147	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1 ----- THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION	852,557,118,025	○
国道18号線 改良事業	パッケージK : バイチャイ側アプローチ道路	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1 ----- INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT & CONSTRUCTION CORPORATION	168,367,388,719	○
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 4	185,158,680,947	
		CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORPORATION ----- VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT-EXPORT CORPORATION	199,998,859,332	
		THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION ----- CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8	209,901,943,068	
		SAMWHAN CORPORATION ----- BACH DANG CORPORATION	215,736,240,234	
		SHIMIZU CORPORATION	363,795,454,072	

事業名	契約単位	応札業者名	応札額 (ベトナムドン(VND)建)	契約業者
国道18号線 改良事業	パッケージL : Hon Gai側アプローチ道路	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 1	148,015,679,605	○
		TRUONG SON CONSTRUCTION CORPORATION		
		SAMWHAN CORPORATION	160,000,943,584	
		BACH DANG CORPORATION		
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 4	162,375,119,304	
		THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION	198,260,604,161	
		CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 8		
バイチャイ橋建設事業	パッケージA : バイチャイ橋	CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORPORATION VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT-EXPORT CORPORATION	201,282,509,735	○
		SHIMIZU CORPORATION	1,048,529,665,021	
		SUMITOMO CORPORATION		
		TAISEI CORPORATION	1,174,012,941,594	
		KAJIMA CORPORATION	1,202,650,000,000	
国道1号線 橋梁リハビリ事業第3期	9橋建設 (カントー~カマウ間)	OBAYASHI CORPORATION	1,263,178,132,735	○
		PS MITSUBISHI CONSTRUCTION CO., LTD.		
		CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORPORATION	¥ 1,207,697,902 704,858,474,773	
		CIENCO 1	1,145,200,048,962	
		THANG LONG		
CHINA HARBOUR CONSTRUCTION COMPANY	1,129,832,921,896			
CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO. 6	¥ 500,560,776 991,249,168,323			

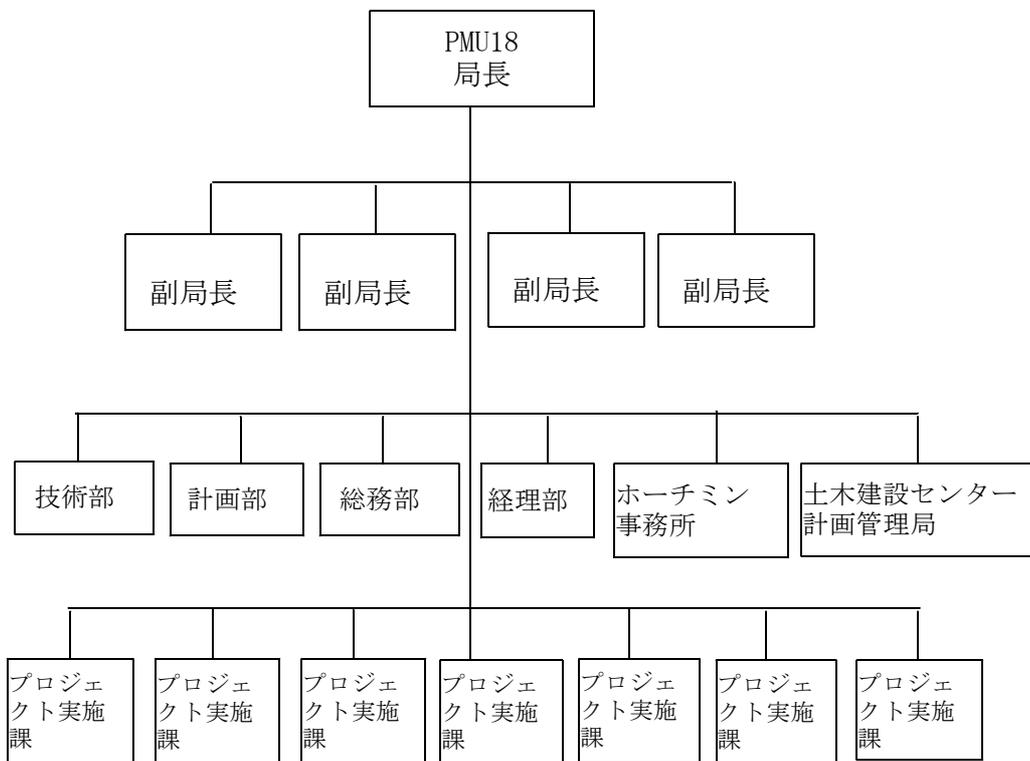
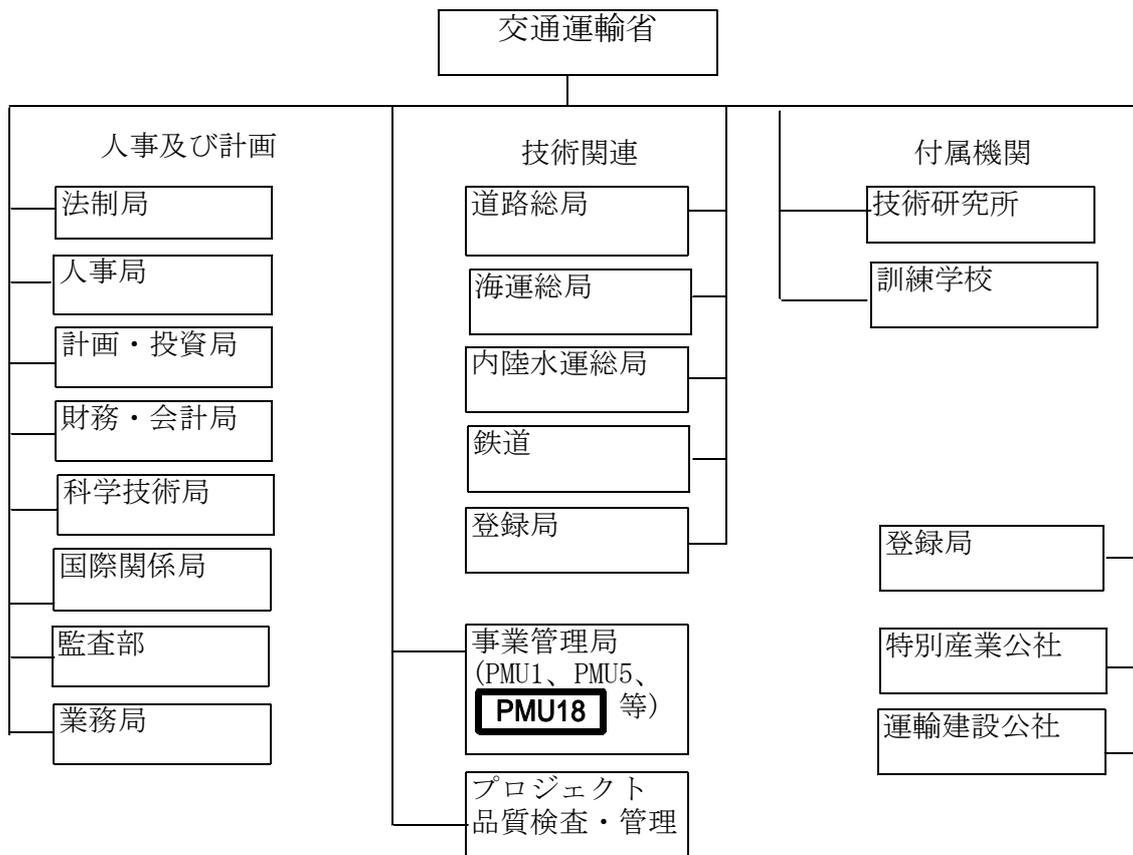
(注) 「9橋建設 (カントー~カマウ間)」契約の「応札額」のうち、応札額が日本円と VND (ベトナムドン) の併記となっているものは、両通貨の額を合算したものが応札額となる。

別表8 会計検査院が施工状況を実地に調査した箇所

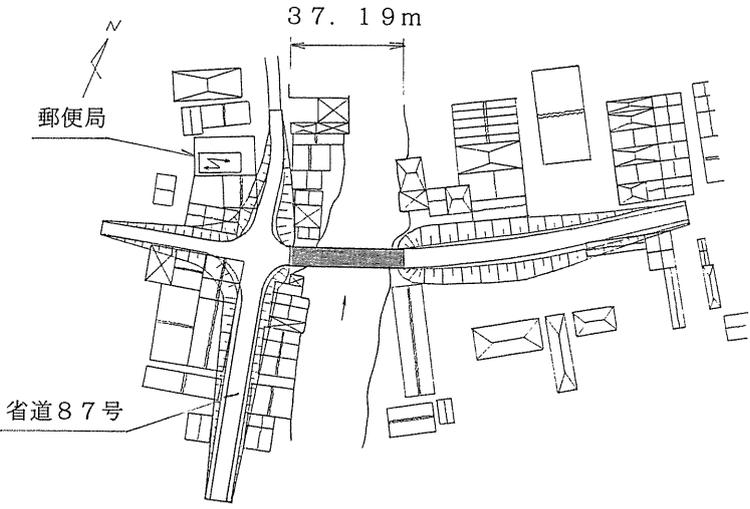
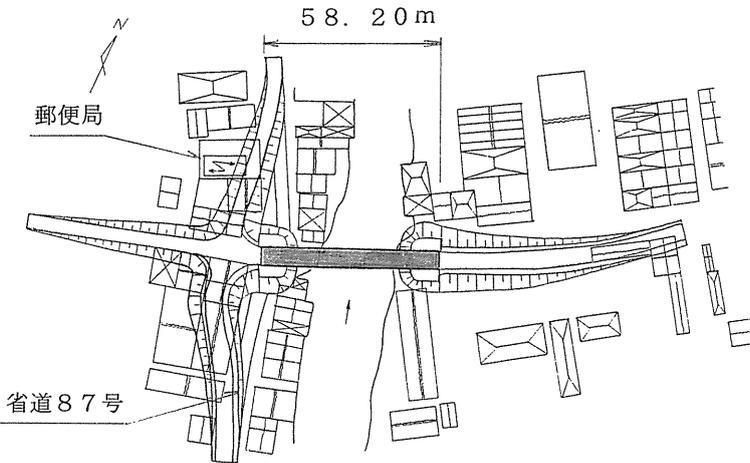
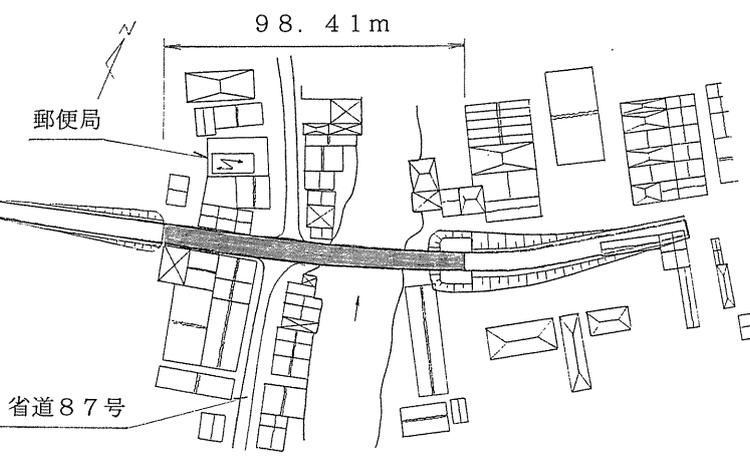
(単位：m)

事業名	箇所名	着工年月日	完成年月日	橋長	幅員
国道1号線橋梁 リハビリ事業 第1期	ゼー橋(立体交差部)	8. 7. 12	12. 5. 1	280	21.0
	ゼー橋	8. 7. 12	12. 5. 1	77	21.0
	ハムゾン橋 (設計変更後)	9. 6. 10	12. 9. 8	293 ( 414)	12.0 (12.0)
	ニューハムゾン橋	9. 6. 10	12. 9. 8	380	12.0
国道1号線橋梁 リハビリ事業 第2期	ヴィンディエン橋	13. 5. 23	16. 11. 10	210	14.0
	カウラウ橋	13. 5. 23	16. 3. 16	1056	14.0
	ニュータムキー橋	11. 12. 8	13. 11.	150	12.5
	チャーック橋	13. 11. 29	16. 3. 16	1097	14.0
	カイブア橋	13. 11. 29	16. 3. 16	99	12.5
	ソンヴェ橋	13. 11. 29	16. 11. 10	290	14.0
	ボンソン橋	13. 5. 23	16. 3. 16	627	12.5
	ディエウチー橋	13. 5. 23	16. 11. 10	297	28.0 (片側13.5)
	タムザン橋	13. 5. 23	16. 11. 10	99	12.5
	ガンソン橋	10. 10. 15	13. 4.	397	12.5
国道10号線改 良事業	ダーバック橋	12. 8. 30	15. 5. 6	505	11.0
	タンデ橋	11. 9. 18	14. 3.	1065	10.5
	キエン橋	13. 2. 26	15. 10. 31	1186	10.5
国道18号線改 良事業	ノイバイ～バクニン間ト ラフィックポスト	12. 10. 6	16. 8. 24	—	—
	チリン～バクニン間ボッ クスカルバート橋	12. 3. 31	15. 9. 12	—	—
	ファーライ橋	11. 12. 8	14. 9. 12	1123	14.0
	ホンガイ～クアオン間道 路舗装	12. 10. 25	16. 7. 9	—	—
バイチャイ橋 建設事業	バイチャイ橋	15. 5. 9	18. 12. 2	903	25.3

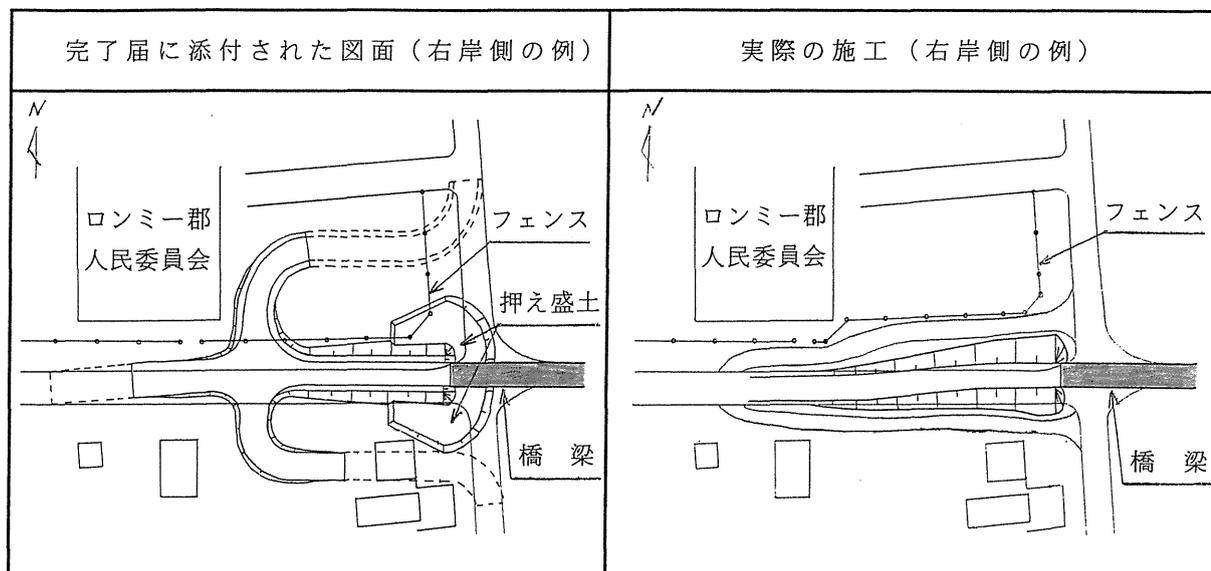
参考図1 交通運輸省及びPMU18組織図



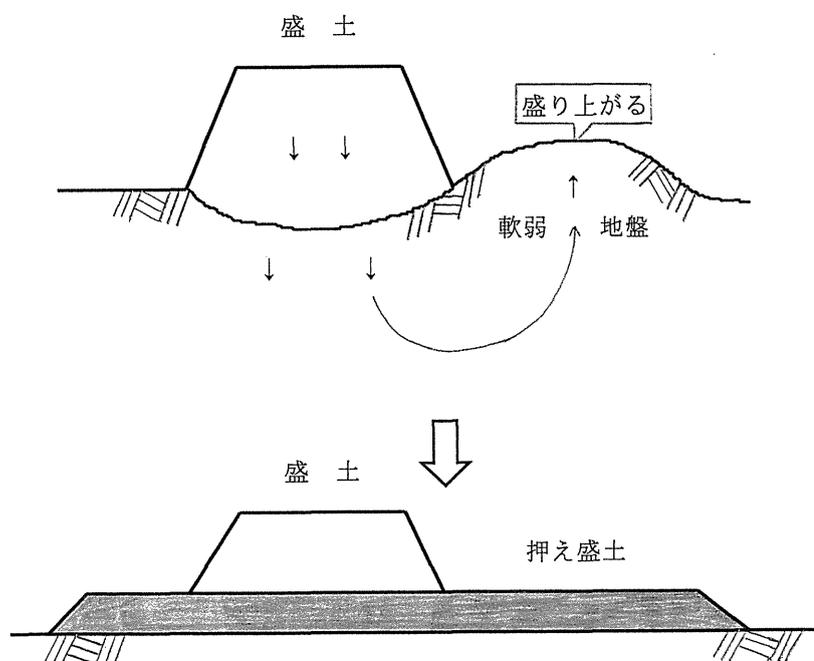
参考図 2 ロンビン橋の設計変更の経緯

計 画 平 面 図	時 点												
	<p>基本設計時</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>長</td> <td>37.19</td> </tr> <tr> <td>取付道路</td> <td>長</td> <td>177.81</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>215.00</td> </tr> </table>			(m)	橋	長	37.19	取付道路	長	177.81	合	計	215.00
		(m)											
橋	長	37.19											
取付道路	長	177.81											
合	計	215.00											
	<p>詳細設計時</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>長</td> <td>58.20</td> </tr> <tr> <td>取付道路</td> <td>長</td> <td>156.80</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>215.00</td> </tr> </table>			(m)	橋	長	58.20	取付道路	長	156.80	合	計	215.00
		(m)											
橋	長	58.20											
取付道路	長	156.80											
合	計	215.00											
	<p>施 工 時</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>長</td> <td>98.41</td> </tr> <tr> <td>取付道路</td> <td>長</td> <td>135.16</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>233.57</td> </tr> </table>			(m)	橋	長	98.41	取付道路	長	135.16	合	計	233.57
		(m)											
橋	長	98.41											
取付道路	長	135.16											
合	計	233.57											

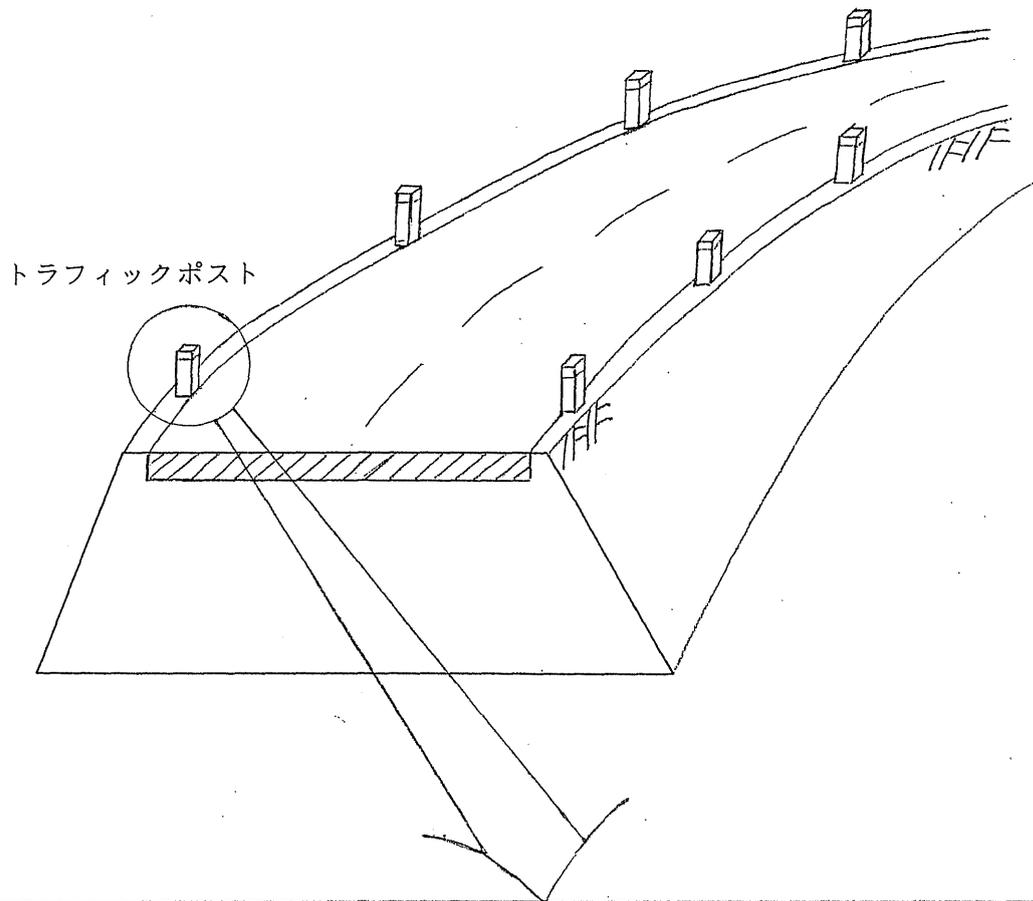
参考図 3-1 ロンミー橋における設計変更



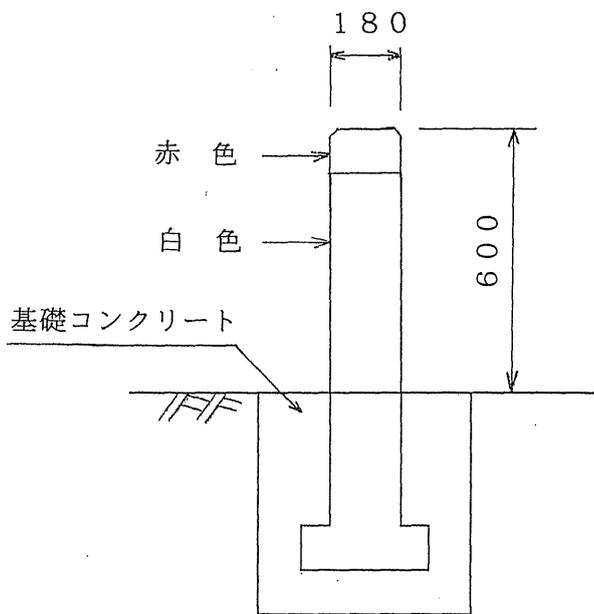
参考図 3-2 押え盛土工法概念図



参考図4 トラフィックポスト配置図

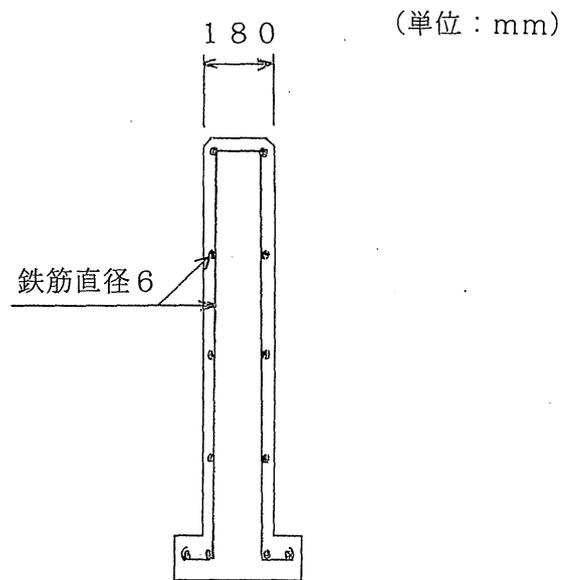


詳細図



配筋図

(側面図)



(断面図)

